

砺波市子ども・子育て支援事業計画(第2期)
(令和2年度～令和6年度)

(案)

砺 波 市

はじめに

※策定時に、市長あいさつが入ります。

令和2年●月

砺波市長 夏野 修

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	4
第2章	砺波市の子育てを取り巻く現状	5
1	人口等の状況	7
2	教育・保育の現状	11
3	子ども・子育て支援の現状	18
4	砺波市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（抜粋）	21
5	第1期計画の取組状況	45
6	第2期計画に向けた課題	48
第3章	計画の基本的な考え方	51
1	基本理念	53
2	計画の方向性	53
3	重点的視点	54
4	基本目標	56
5	施策の体系	58
第4章	子育て支援施策の展開	61
1	基本目標別の施策の展開	63
	基本目標1 質の高い教育・保育の提供	63
	基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進	71
	基本目標3 地域の子ども・子育て支援の充実	81
	基本目標4 安心・安全な子育て環境の整備	85
	基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進	87
	基本目標6 要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進	89
	基本目標7 子どもの未来を応援する取り組みの推進	94
2	放課後児童に係る事業の推進	99
第5章	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供	101
1	教育・保育提供区域の設定	103
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	104
3	教育・保育の量の見込みと確保の方策	106
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	111
5	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	120
第6章	計画の推進	121
1	推進体制	123
2	関係機関との連携強化	123
3	計画の進行管理	123
資料編		125

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会情勢の変化の中、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

砺波市では、平成17年度から推進してきた「砺波市次世代育成支援対策行動計画」を踏まえながら、平成27年度から新たな計画として、「砺波市子ども・子育て支援事業計画」を推進し、拡大し続ける保育需要に対応するため、子どもが健やかに成長できるための環境整備や地域支援、子育てをする方の様々な悩みや不安を少しでも取り除くための相談体制の充実など、魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、核家族化や共働き世帯の増加等に伴う保育需要の拡大については、さらなる保育施設や放課後児童クラブの整備が必要な状況であり、保護者の子育てへの不安を解消するため、暮らし方の変化に応じた多様な保育や子育てを支援するための取り組みを継続的に進めていく必要があります。

国では平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和3年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学習や体験・交流活動を行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

また、子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上での困難さを有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成22年4月に制定された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、平成28年2月に新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

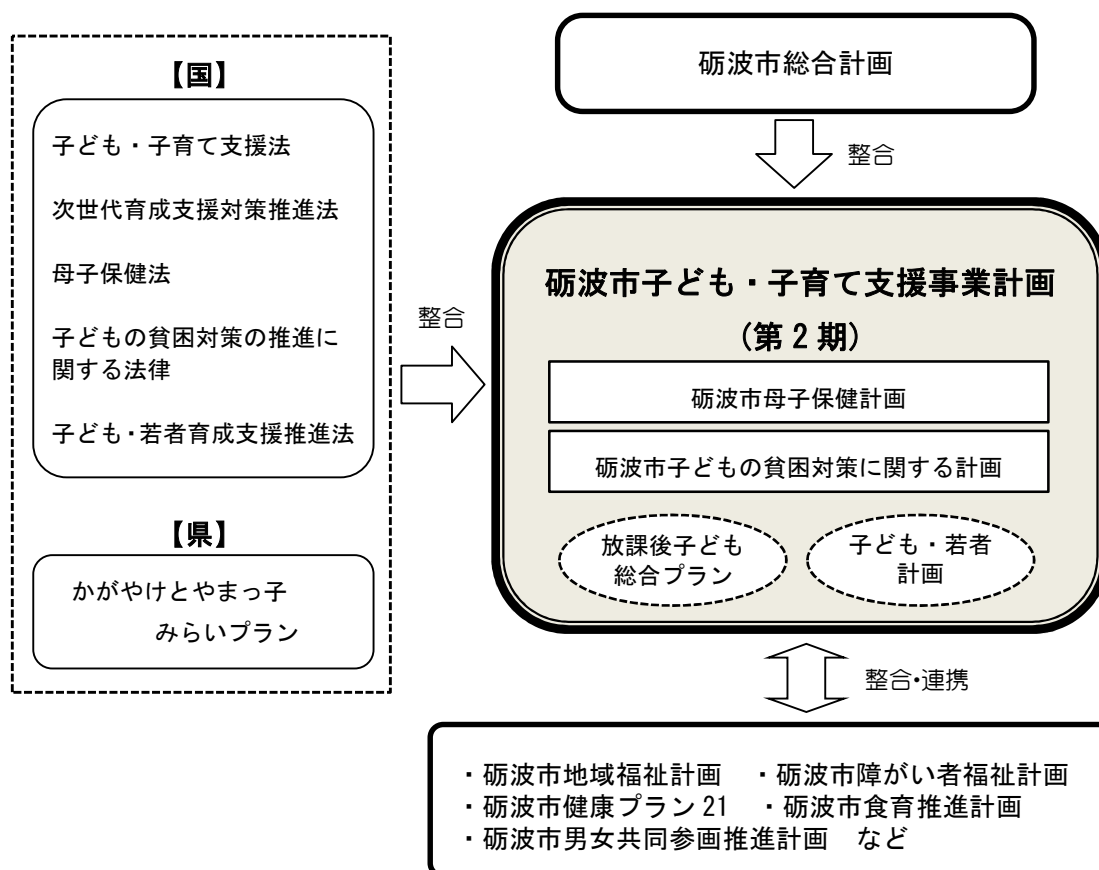
さらに、子どもの貧困対策について、国においては、平成26年1月に「子どもの貧困対策推進法」が施行され、それを受けた「子どもの貧困対策に関する大綱」において、「教育」「経済」「生活」「就労」の4つの支援を重点施策として取り組みを推進しています。令和元年度には、法律が施行されて5年が経過したことから、法律及び大綱の見直しを図られ、より一層の取り組みの推進が図られることとなりました。

このような状況を踏まえ、これまで以上に子どもや保護者の当事者視点に立った子育て支援の充実を図るため、令和元年度で最終年度を迎える「砺波市子ども・子育て支援事業計画」を検証し、幼児教育・保育の無償化や子育てニーズの多様化、子どもの貧困や虐待への対処など、昨今の社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化などを踏まえ、今後の子育て支援の在り方についての方向性を明確にするため、「砺波市子ども・子育て支援事業計画(第2期)」を策定し、確保すべき保育・教育、子育て支援の事業の見込み量や提供体制の確保及びその実施時期等を盛り込み、子ども・子育て支援事業を計画的に実施していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものです。

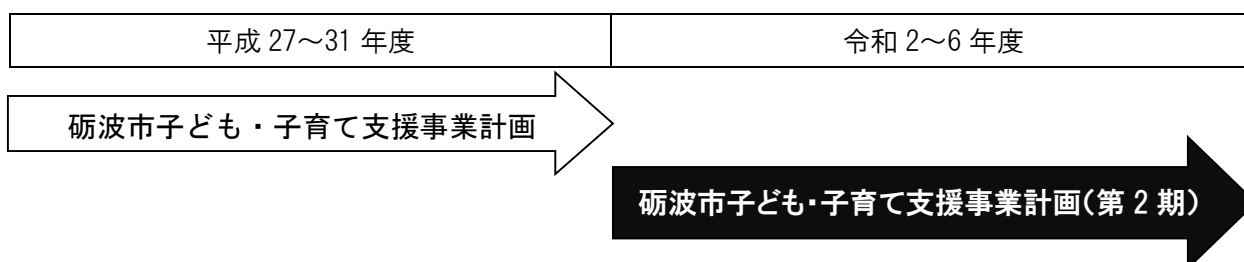
また、国や県等の上位計画及び動向等を踏まえるとともに、「砺波市総合計画」を上位計画として、「砺波市母子保健計画」、「砺波市子どもの貧困対策に関する計画」を包含し、「放課後子ども総合プラン」及び「子ども・若者計画」の性格も併せ持つものとしします。



3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成 27 年度から 5 年を 1 期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5 年ごとに策定するものとされていることから、第 2 期計画として令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とします。

なお、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて計画の見直しを行うものとしします。



第2章 砺波市の子育てを 取り巻く現状

第2章 砺波市の子育てを取り巻く現状

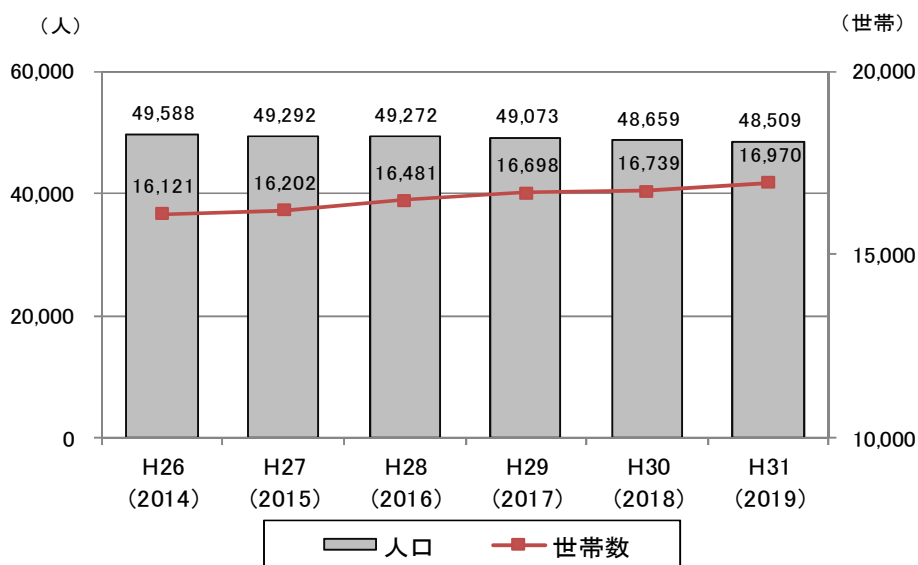
1 人口等の状況

(1) 人口と世帯数の推移

人口は、住民基本台帳によると平成31年4月1日現在、48,509人であり、過去5年間のなかではやや減少傾向にあります。

一方、世帯数は年々増加しており、平成31年4月1日現在の世帯数は16,970世帯となっています。1世帯当たりの人数は、平成26年は3.08人でしたが、平成31年は2.86人と減少傾向にあります。

■人口と世帯数の推移

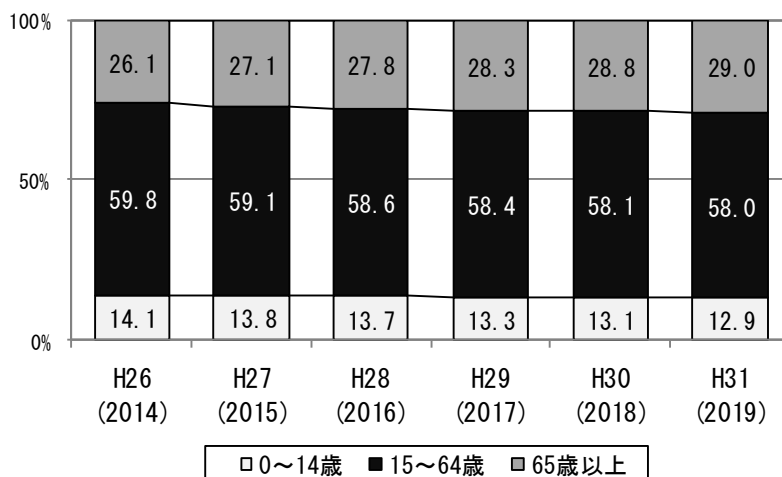


資料：住民基本台帳

(2) 人口構成比の推移

年齢3区分別の人口構成比の推移は、「0～14歳」、「15～64歳」は年々減少している一方、「65歳以上」は増加傾向にあり、少子高齢化が進展しています。

■年齢3区分別人口構成の推移

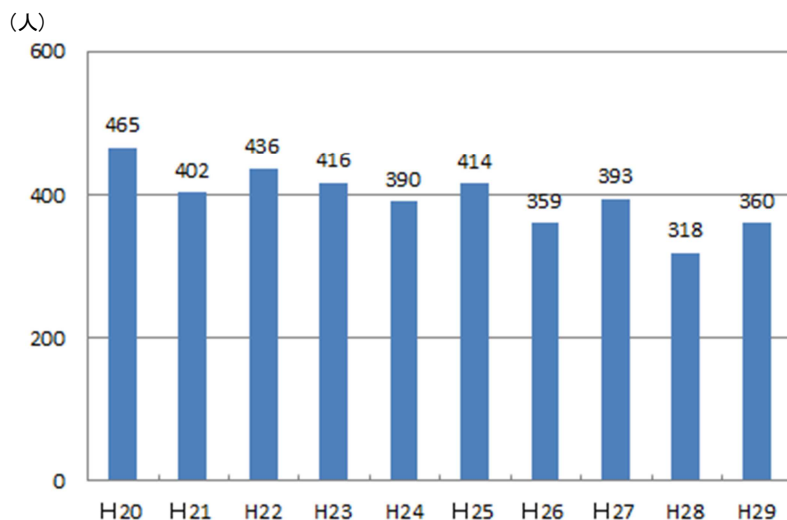


資料：住民基本台帳

(3) 出生数

出生数の推移は、平成21年以降減少傾向にあり、平成29年は360人となっています。

■出生数の推移

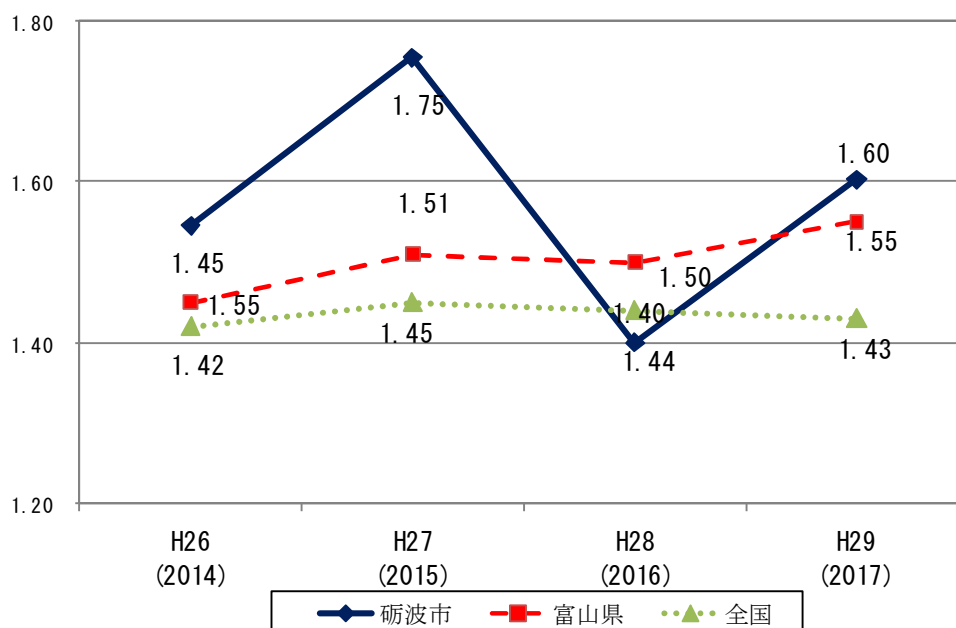


資料：人口動態統計

(4) 合計特殊出生率の推移

平成29年の合計特殊出生率（1人の女性が一生に産む子どもの数）は1.60と、富山県や国の値と比べると高くなっています。しかし、人口を維持するために必要な水準として考えられる値である2.07を大きく下回っています。

■合計特殊出生率の推移



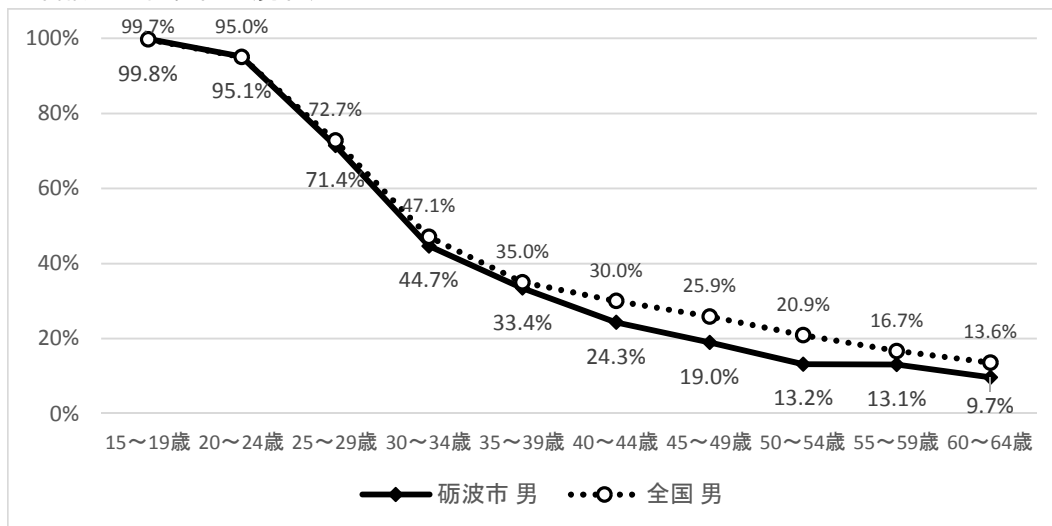
資料：人口動態統計

(5) 未婚率

未婚率は、男性については「25～29歳」で71.4%、「30～34歳」で44.7.0%、「35～39歳」で33.4%、「40～44歳」で24.3%となっています。一方、女性については「25～29歳」で56.3%、「40～44歳」で14.0%となっています。

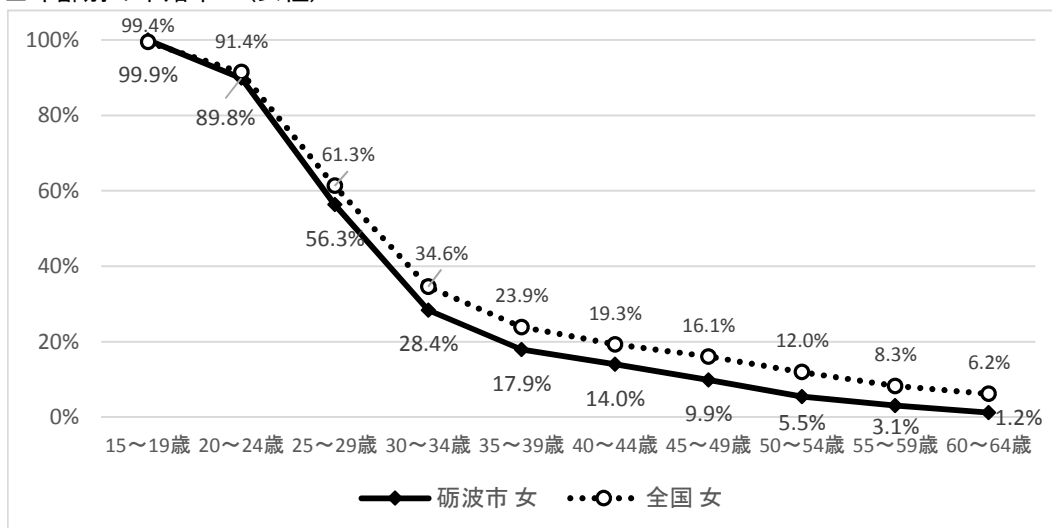
男性の未婚率は、女性よりも高くなっています。また、全国の未婚率と比較すると砺波市の値は、やや低い値となっています。

■年齢別の未婚率（男性）



資料：国勢調査

■年齢別の未婚率（女性）



資料：国勢調査

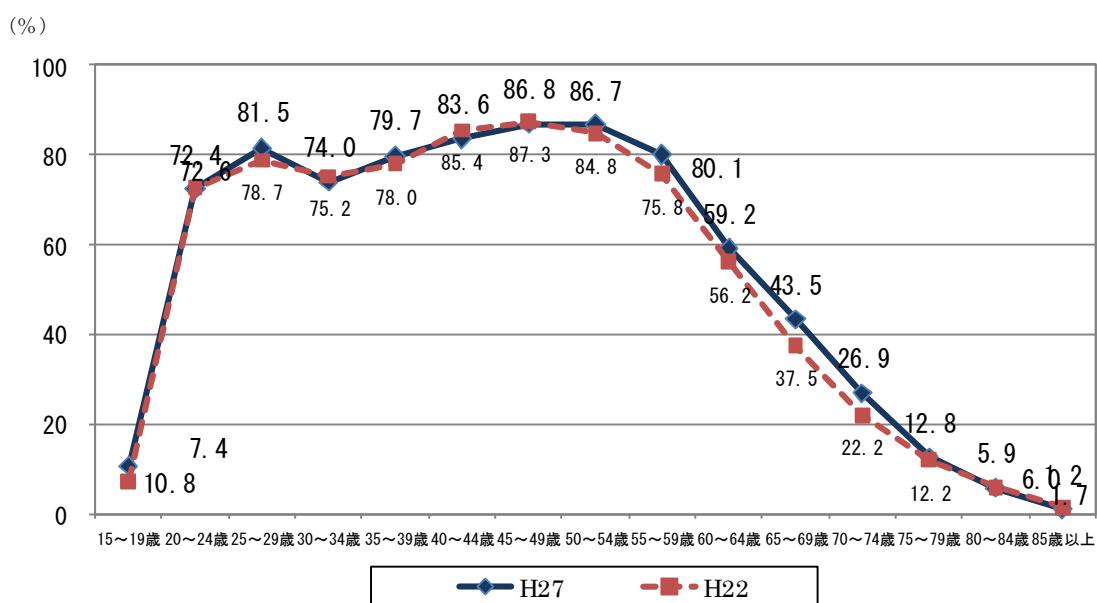
(6) 女性就業率

平成27年の女性の就業率は、「25～29歳」で81.5%、「30～34歳」で74.0%、「35～39歳」で79.7%、「40～44歳」は83.6%と、働いている女性が結婚や育児で一時仕事を辞め、子育てが一段落してから再就職する、いわゆる「M字曲線」を描いています。

平成22年と比較すると、「25～29歳」、「35～39歳」でそれぞれ約2ポイント程度就業率が上昇しているものの、「30～34歳」で約1ポイント就業率が低下しています。

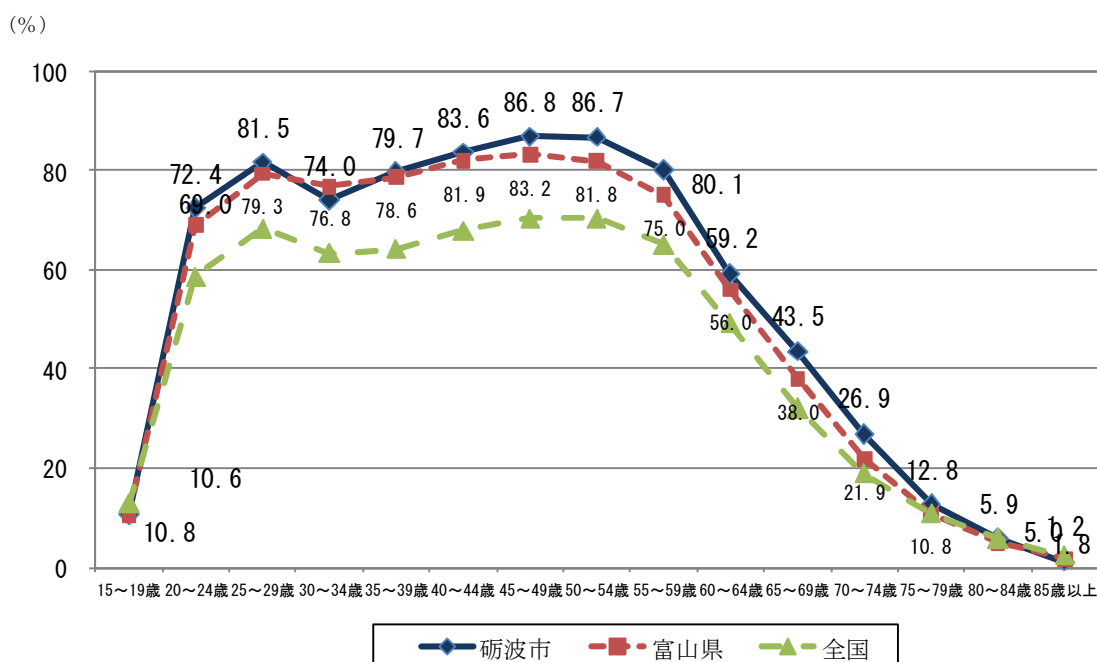
全国や富山県の女性就業率に比べ砺波市は、ほぼ全ての年齢で高い値となっていますが、子育て世代となる「30～34歳」で富山県の値を下回っており「M字曲線」の谷の部分が高くなっています。

■年齢別の女性就業率(砺波市:経年比較)



資料：国勢調査

■年齢別の女性就業率(全国・富山県比較)



資料：国勢調査

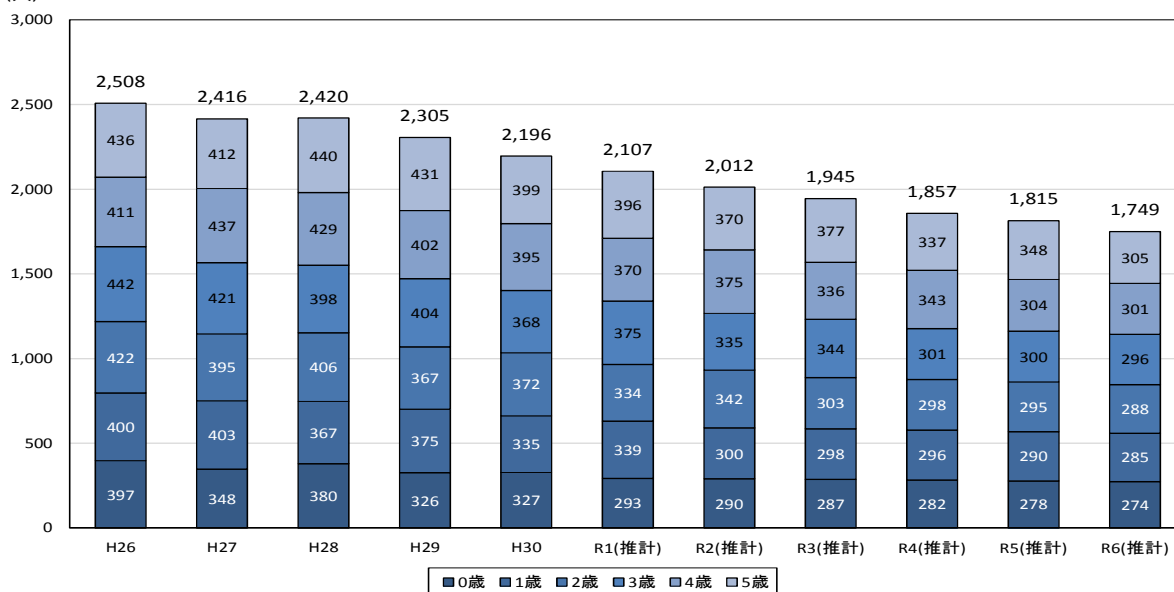
2 教育・保育の現状

(1) 児童数の推移

① 0～5歳児の将来推計人口

0～5歳の人口推計は、平成26年から平成30年にかけて、2,508人から2,196人と約300人減少しています。計画最終年度にあたる令和6年には、1,749人になることが見込まれます。

■未就学児童数の推移
(人)

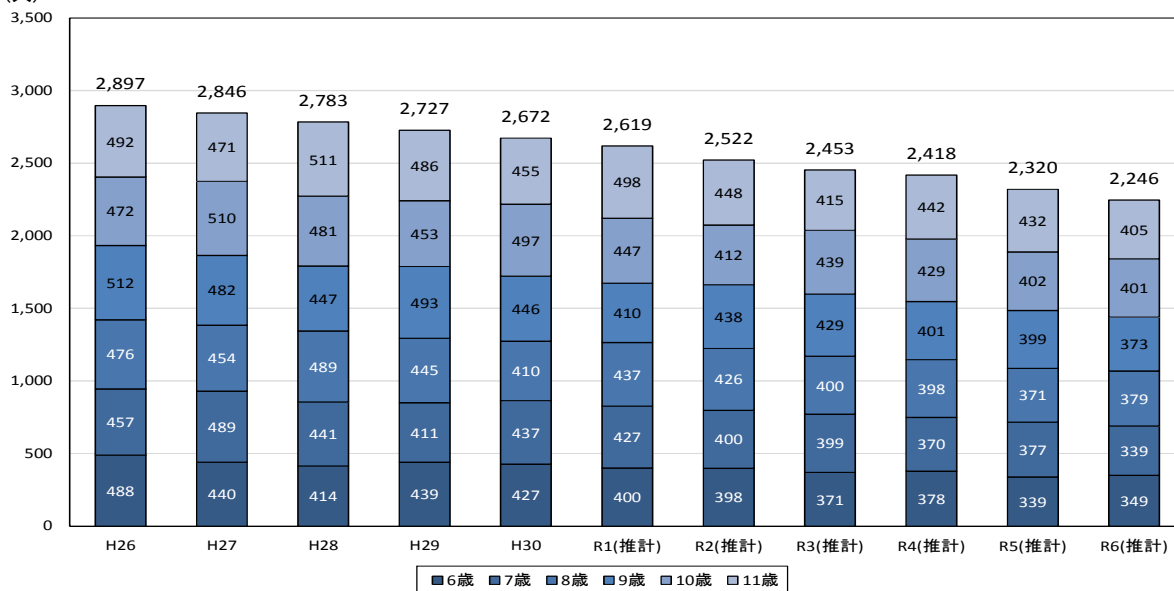


資料：住民基本台帳(R1以降はコーホート変化率法により算出した推計値)

② 6～11歳児の将来推計人口

6～11歳の人口推計は、平成30年については2,672人となっており、減少傾向が続いています。

■小学校児童数の推移
(人)



資料：住民基本台帳(R1以降はコーホート変化率法により算出した推計値)

(2) 保育所の状況

平成29年度からは出町保育所が出町認定こども園へ、また、平成31年度からは北部保育所と太田保育所がそれぞれ認定こども園へ移行したことにより、定員が減少しています。

平成31年4月現在の保育所の状況は、公立保育所は定員710人に対し、入所児童数は438人と入所率は61.7%、私立保育所は定員400人に対し入所児童数は362人と入所率は90.5%となっています。全体では定員1,110人に対し入所児童数は814人と入所率は73.3%となっています。

全体の入所率の推移については、平成26年度の87.1%から平成31年度の73.3%に減少しています。

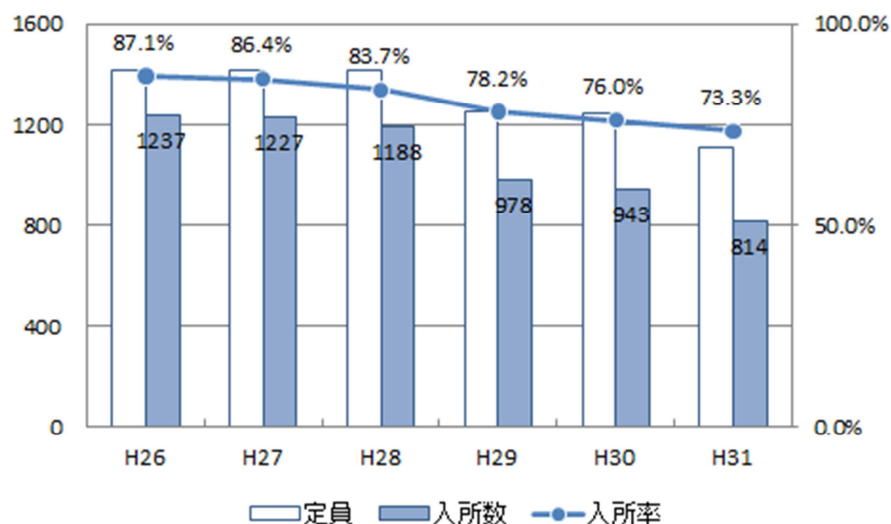
■保育所の状況（平成31年4月1日現在）

（単位：人）

	定員	学級数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	入所率
鷹栖	140	6	2	15	15	22	18	26	98	70.0%
庄下	130	6	2	13	18	18	17	20	88	67.7%
東部	160	7	0	13	17	20	33	24	107	66.9%
東山見	100	5	0	5	6	9	8	8	36	36.0%
青島	90	5	2	10	8	11	16	12	59	65.6%
雄神	45	4	0	4	0	7	3	6	20	44.4%
種田	45	4	0	5	6	8	4	7	30	66.7%
合計	710	37	6	65	70	95	99	103	438	61.7%
東般若	80	6	2	13	12	17	16	17	77	96.3%
ちゅうりっぷ	120	6	3	23	22	20	24	24	116	96.7%
あぶらでん	200	6	6	28	30	32	40	33	169	84.5%
合計	400	18	11	64	64	69	80	74	362	90.5%
広域			1	3	4	2	3	1	14	
総合計	1,110	55	18	132	138	166	182	178	814	73.3%

■保育所入所率の推移

（人）



資料：こども課

(3) 認定こども園の状況

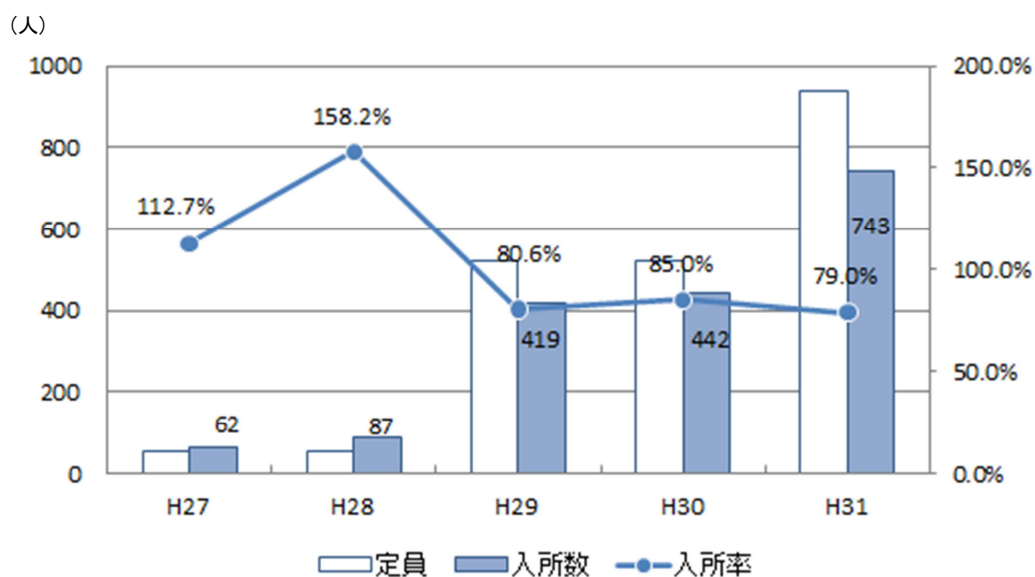
平成29年4月には出町認定こども園と南部認定こども園が、平成31年4月には北部認定こども園と太田認定こども園が、それぞれ開園しています。

平成31年4月現在の認定こども園の状況は、公立認定こども園は定員885人に対し、入園児童数は677人と入所率は76.5%、私立認定こども園は定員55人に対し、入園児童数は50人と入所率は90.9%となっています。全体では定員940人に対し、入所児童数は743人と入所率は79.0%となっています。

■認定こども園の状況（平成31年4月1日現在） （単位：人）

	定員	学級数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	入所率
出町	270	15	6	25	33	53	50	51	218	80.7%
南部	195	12	2	17	23	32	31	31	136	69.7%
北部	265	15	2	26	33	52	45	51	209	78.9%
太田	155	10	5	17	16	29	21	26	114	73.5%
合計	885	52	15	85	105	166	147	159	677	76.5%
出町青葉	55	4			4	16	16	14	50	90.9%
合計	55	4	0	0	4	16	16	14	50	90.9%
広域			0	4	4	5	1	2	16	
総合計	940	56	15	89	113	187	164	175	743	79.0%

■認定こども園入所率の推移



資料：こども課

(4) 幼稚園の状況

平成29年度からは出町幼稚園が出町認定こども園へ、五鹿屋幼稚園と東野尻幼稚園が南部認定こども園へ、また、平成31年度からは北部幼稚園と太田幼稚園がそれぞれ認定こども園へ移行したことにより、定員が減少しています。

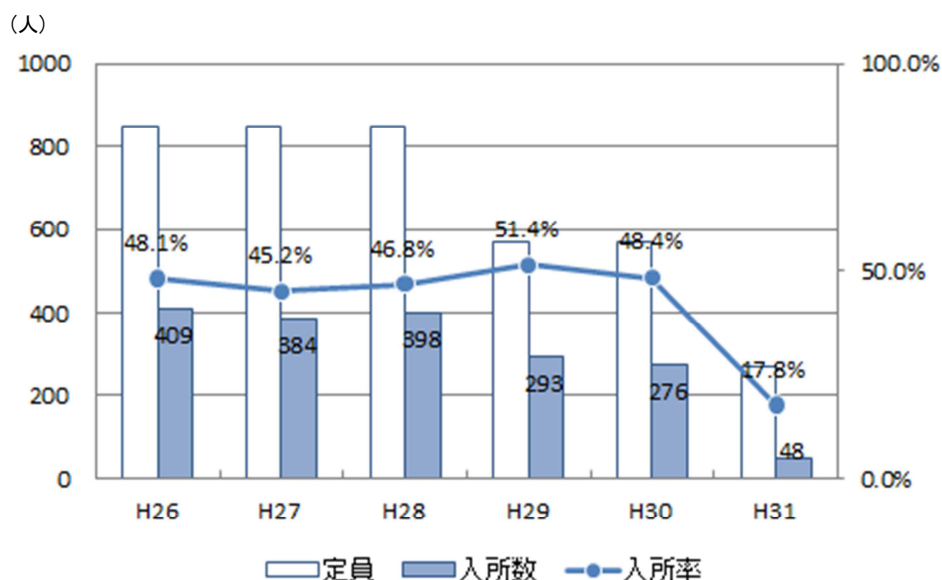
平成31年4月現在の幼稚園の状況は、全体では定員270人に対し、入園児童数は48人と入所率は17.8%となっています。

幼稚園全体の入所率の推移については、平成26年度の48.1%から平成31年度は17.8%と減少しており、各幼稚園の入園者数も10名を下回っている園もあります。

■幼稚園の状況（平成31年4月1日現在） (単位：人)

	定員	学級数	3歳児	4歳児	5歳児	合計	入園率
中野	60	1	0	0	8	8	13.3%
高波	60	2	3	6	9	18	30.0%
般若	90	2	4	4	7	15	16.7%
梅檀野	60	2	1	3	3	7	11.7%
合計	270	7	8	13	27	48	17.8%

■幼稚園入所率の推移



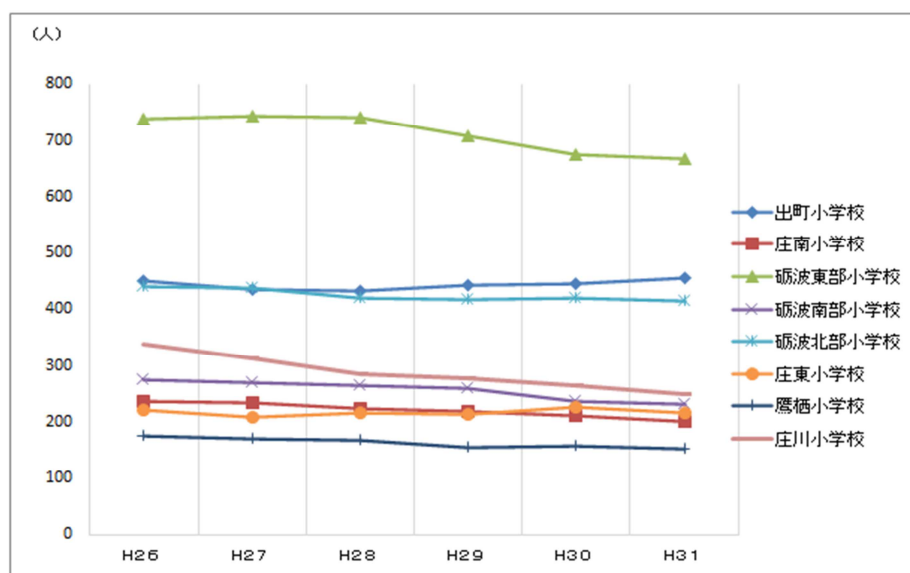
資料：こども課

(5) 小学校の状況

小学校の児童数は、平成26年度の2,871人から平成31年度は2,586人と9.9%減少しています。出町小学校および庄東小学校の2校は、ほぼ平成26年度なみの児童数で推移してきています。一方で、庄南小学校、砺波南部小学校、鷹栖小学校の児童数は約15%減少、庄川小学校の児童数は25.8%減少しています。

■小学校の児童数の推移 (単位：上段 人、下段 平成26年度を100とした指数)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
出町	449 (100.0)	436 (97.1)	432 (96.2)	442 (98.4)	444 (98.9)	455 (101.3)
庄南	237 (100.0)	235 (99.2)	224 (94.5)	218 (92.0)	211 (89.0)	201 (84.8)
砺波東部	738 (100.0)	743 (100.7)	740 (100.3)	708 (95.9)	675 (91.5)	667 (90.4)
砺波南部	275 (100.0)	270 (98.2)	265 (96.4)	258 (93.8)	237 (86.2)	231 (84.0)
砺波北部	440 (100.0)	438 (99.5)	420 (95.5)	416 (94.5)	420 (95.5)	415 (94.3)
庄東	220 (100.0)	207 (94.1)	216 (98.2)	213 (96.8)	227 (103.2)	215 (97.7)
鷹栖	175 (100.0)	169 (96.6)	167 (95.4)	156 (89.1)	157 (89.7)	152 (86.9)
庄川	337 (100.0)	312 (92.6)	284 (84.3)	278 (82.5)	265 (78.6)	250 (74.2)
合計	2,871 (100.0)	2,810 (97.9)	2,748 (95.7)	2,689 (93.7)	2,636 (91.8)	2,586 (90.1)



資料：教育総務課

(6) 子どもの貧困世帯の状況

「砺波市子どもの貧困対策に関する計画」における調査では、「低所得層」は、小学生のいる世帯では69世帯、17.3%、中学生のいる世帯では68世帯、18.2%でした。また、そのなかで、ひとり親世帯のおよそ半数が「低所得層」となっています。

■子どもの貧困に関する状況

(単位：世帯、%)

		世帯類型				所得階層		
		二親世帯	母子世帯	父子世帯	その他	非低所得層	低所得層(内ひとり親)	
		小学生	398	357	27	10	4	329
		89.7%	6.8%	2.5%	1.0%	82.7%	17.3%	(48.6%)
中学生	374	334	26	7	7	306	68	(16)
		89.3%	6.9%	1.9%	1.9%	81.8%	18.2%	(48.5%)

※所得層の判別が不可能な世帯を除いた数

資料：砺波市子どもの貧困対策に関する計画(H29年3月)

(7) 就学援助受給生徒数の推移

平成26年度以降5年間で、就学援助受給生徒数・援助率は増減を繰り返しており、平成30年度で受給生徒数が小学生211人、中学生が130人となっています。

■就学援助受給数の推移

(単位：人、%)

	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	小学	中学	合計	小学	中学	合計	小学	中学	合計
児童生徒数	2,871	1,560	4,431	2,808	1,507	4,315	2,748	1,471	4,219
要保護児童生徒数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準要保護児童生徒数	185	129	314	188	126	314	179	128	307
就学援助率	6.4%	8.3%	7.1%	6.7%	8.4%	7.3%	6.5%	8.7%	7.3%
	平成29年度			平成30年度					
	小学	中学	合計	小学	中学	合計			
児童生徒数	2,689	1,462	4,151	2,636	1,450	4,086			
要保護児童生徒数	0	0	0	0	0	0			
準要保護児童生徒数	175	120	295	211	130	341			
就学援助率	6.5%	8.2%	7.1%	8.0%	9.1%	8.4%			

※児童生徒数は各年度5月1日現在の数字 (受給世帯数は年度末現在)

資料：教育総務課

(8) 児童扶養手当受給者の推移

児童扶養手当の受給者数は年々減少していましたが、平成30年度で全部支給の受給者が117人と増加しており、受給者全体数が338人となっています。

■児童扶養手当の区分別受給者数の推移

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全部支給	100	97	76	75	117
一部支給	187	150	167	169	135
全部停止	82	92	90	88	86
計	369	339	333	332	338

※各年12月現在

資料：こども課

(9) 児童相談件数の推移

児童相談の状況については、新規の児童相談を毎年度100件近く受付けています。この内、平成30年度では児童虐待相談が約30%となっており、年々割合が増えています。

■児童相談件数の推移

(単位：件)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
養護相談	虐待相談	6	10	11	16	29
	その他の相談	98	124	94	80	69
計		104	134	105	96	98

資料：こども課

3 子ども・子育て支援の現状

(1) 時間外保育

全ての保育所等で時間外保育が実施されており、平成30年度の利用者数は391人となっています。

■時間外保育の状況

(単位：人)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
146	172	210	348	391

資料：こども課

(2) 放課後児童クラブ

全ての小学校校下に放課後児童クラブが設置されており、平成30年度の登録人数は533人となっています。

■放課後児童クラブの登録人数

(単位：人)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	登録人数	4年生以上 (内数)	登録人数	4年生以上 (内数)	登録人数	4年生以上 (内数)	登録人数	4年生以上 (内数)	登録人数	4年生以上 (内数)
東部	141		135		155	1	146		140	
北部	70	1	85	12	80	9	85	15	85	
鷹栖	52	11	67	18	64	19	75	27	72	23
庄南	39		42		41	6	49		51	1
南部	49		55		45	2	51		54	
出町	27		26		41		41		41	
庄東	33	3	30	1	26		32		42	1
庄川	34		35	4	38	3	46	5	48	6
合計	445	15	475	35	490	40	525	47	533	31

資料：こども課

(3) 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

市内8か所に子育て支援センターが設置されており、平成30年度の利用者数は親子で月平均延べ3,076人となっています。平成29年度から「東野尻子育て支援センター」が「南部子育て支援センター」となり、新たに「あぶらでん子育て支援センター」が設置されました。

■子育て支援センター利用者数（親子の延べ人数） （単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
北部	9,864	7,116	8,349	7,517	5,071
太田	8,320	7,945	7,969	5,427	4,462
庄川	5,388	6,029	4,701	4,289	4,663
出町	5,136	6,153	3,041	5,059	3,826
東野尻	5,672	4,065	3,961		
南部				4,971	5,671
東般若保育園	2,285	3,023	3,715	3,200	4,132
ちゅうりっぷ	7,231	9,133	8,480	6,654	5,263
あぶらでん				2,199	3,825
合計	43,896	43,464	40,216	39,316	36,913

資料：こども課

(4) 幼稚園の預かり保育

全ての幼稚園で預かり保育を実施しており、平成30年度の利用者数は33,818人となっています。

■幼稚園の預かり保育の状況 （単位：人）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
28,738	28,998	32,762	32,021	33,818

資料：こども課

(5) 一時預かり

市内7か所の保育所で一時預かりが実施されており、平成30年度の利用者数は3,250人となっています。

■一時預かりの状況 （単位：人）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
2,391	2,731	3,689	3,330	3,250

資料：こども課

(6) 病児・病後児保育

病後児保育施設が、平成25年11月にちゅうりっぷ保育園に併設して開設されました。

■病児・病後児保育の状況

(単位：人)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
—	52	70	12	24

資料：こども課

(7) ファミリーサポートセンター事業

北部子育て支援センターと庄川子育て支援センターにそれぞれファミリーサポートセンターの事務局が設置されており、ほとんどの利用者が未就学児となっています。

■ファミリーサポートセンター事業の状況（依頼会員児童数）

(単位：人)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
12	19	20	21	20

資料：こども課

(8) 妊婦一般健康診査

妊娠期間中に14回の妊婦健康診査の助成を行っています。

■妊婦一般健康診査の状況

(単位：人)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4,568	4,577	4,168	4,048	3,633

資料：健康センター

(9) 乳児家庭全戸訪問

健康センターの保健師、助産師等が「こんにちは赤ちゃん訪問」として4か月未満の乳児のいる全家庭を訪問しています。

■新生児訪問の状況

(単位：人)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
338	382	306	326	282

資料：健康センター

4 砺波市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（抜粋）

（1）調査の概要

本計画で確保すべき教育・保育及び子育て支援の「量の見込み」を算出するため、市民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的として、ニーズ調査を実施しました。

【アンケート調査の概要】

項目	内容
調査対象	砺波市内在住の「未就学児」をお持ちの世帯・保護者 1,200人 砺波市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者 800人
調査方法	住民基本台帳より対象者を無作為抽出し、郵送による配布回収を行いました。
調査期間	平成30年12月15日～平成31年1月15日
回収数及び回収率	未就学児 630件 (52.5%) 小学生 409件 (51.1%)

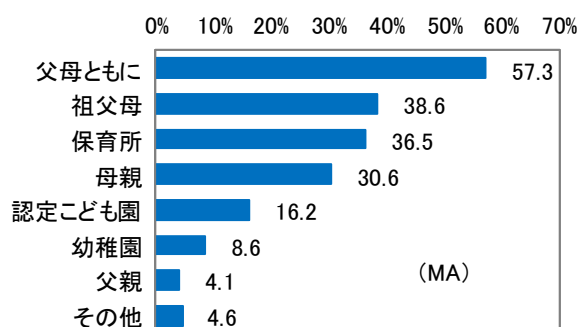
（2）調査結果

①子どもの育ちをめぐる環境について

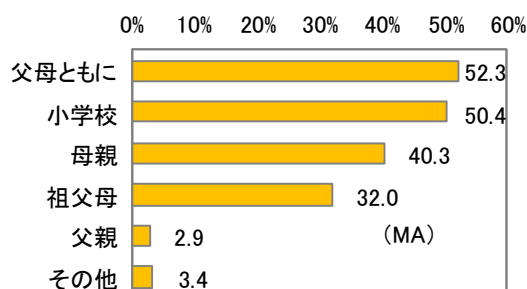
1) 子育てに日常的に関わっている人(施設)

子どもの子育て（教育）に日常的に関わっている人（施設）については、「父母ともに」が未就学児で57.3%、小学生で52.3%と最も多くなっています。次いで、未就学児は「祖父母」が38.6%、小学生は「小学校」が50.4%となっています。

【未就学児】



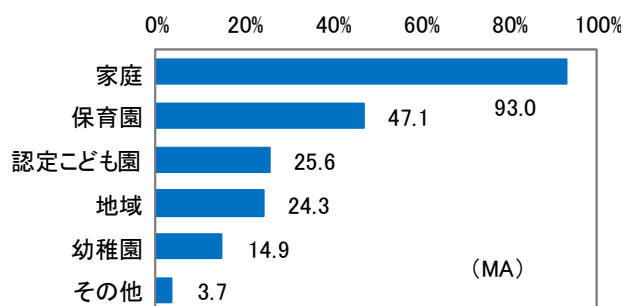
【小学生】



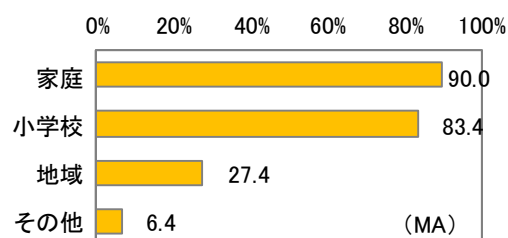
2) 子育てに最も影響すると思われる環境

子どもの子育て（教育）にもっとも影響すると思われる環境については、「家庭」が未就学児で93.0%、小学生で90.0%と最も多くなっています。次いで、未就学児は「保育所」が47.1%、小学生は「小学校」が83.4%となっています。

【未就学児】



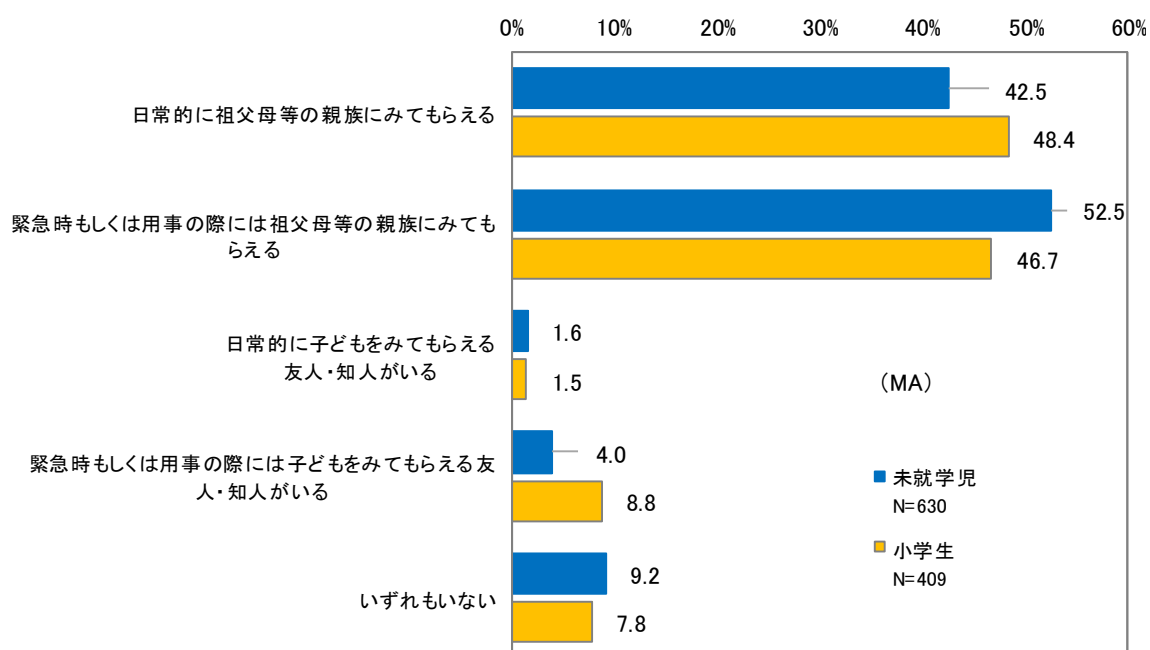
【小学生】



3) 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は、未就学児で42.5%、小学生で48.4%となっています。また、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は、未就学児で52.5%、小学生で46.7%となっています。

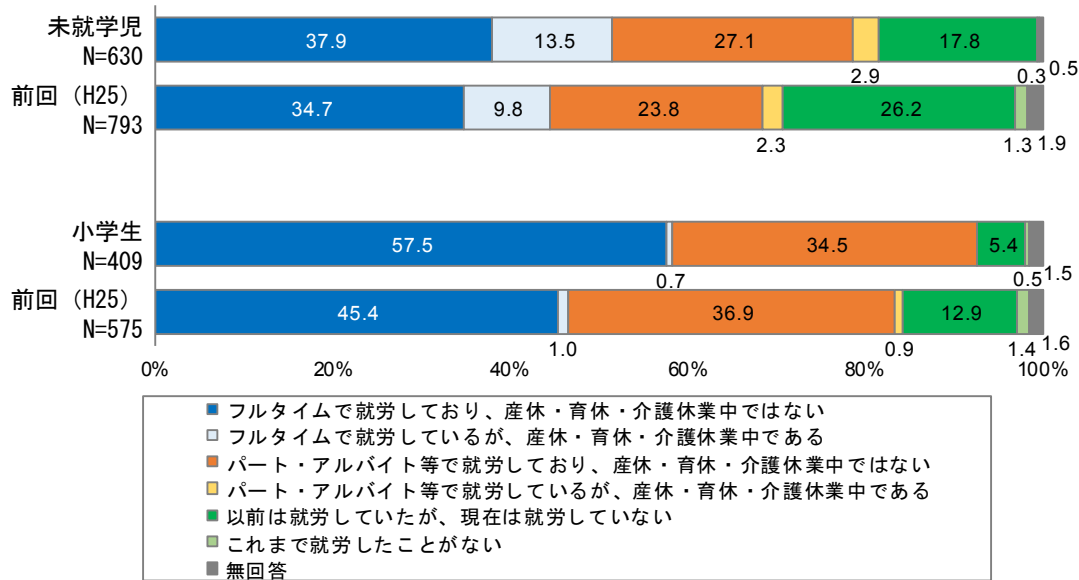
一方、「いずれもない」とする人は、未就学児で9.2%、小学生で7.8%となっています。



②保護者の就労状況

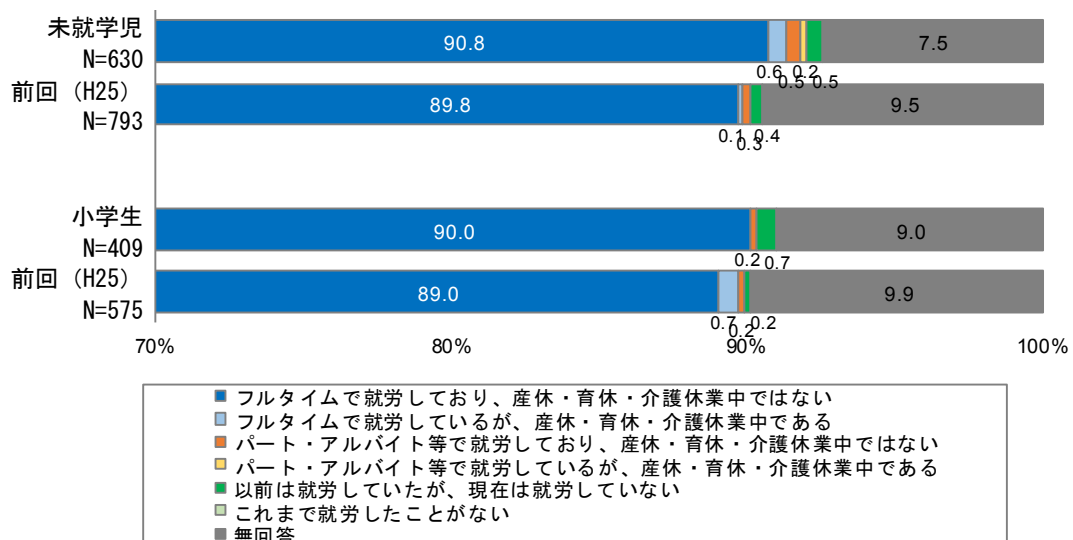
1) 母親

母親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が未就学児で37.9%、小学生で57.5%と最も多くなっています。また、未就学児、小学生ともに「以前は就労していたが、現在は就労していない」が前回（H25）と比べて減少し、就労している方の割合が増加しています。



2) 父親

父親は、未就学児、小学生ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が9割と大半を占めています。



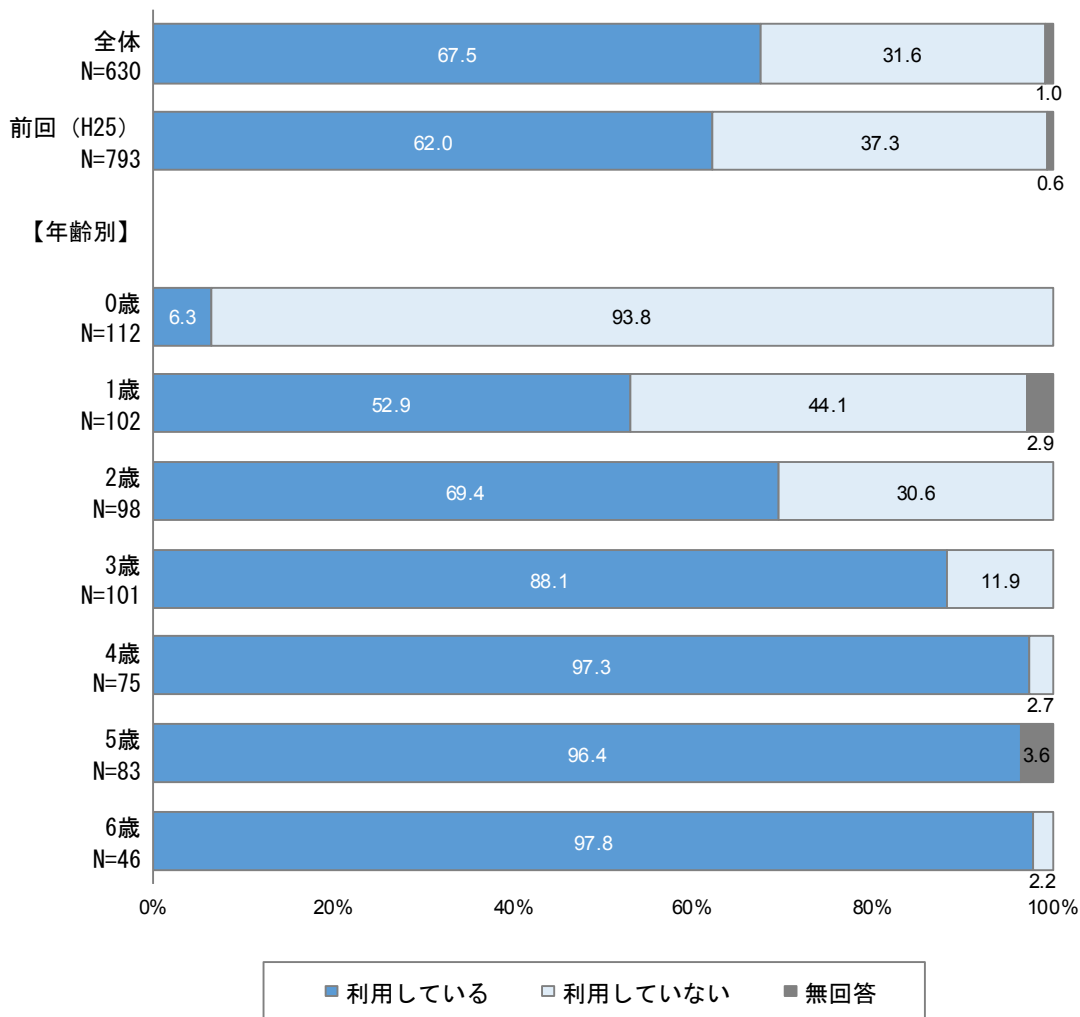
③平日の定期的な教育・保育の利用状況【未就学児のみ】

1) 教育・保育の事業の利用状況

未就学児の幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育事業」の利用状況については、「利用している」が67.5%、「利用していない」が31.6%となっています。

前回（H25）と比較すると、「利用している」が5.5ポイント増加しています。

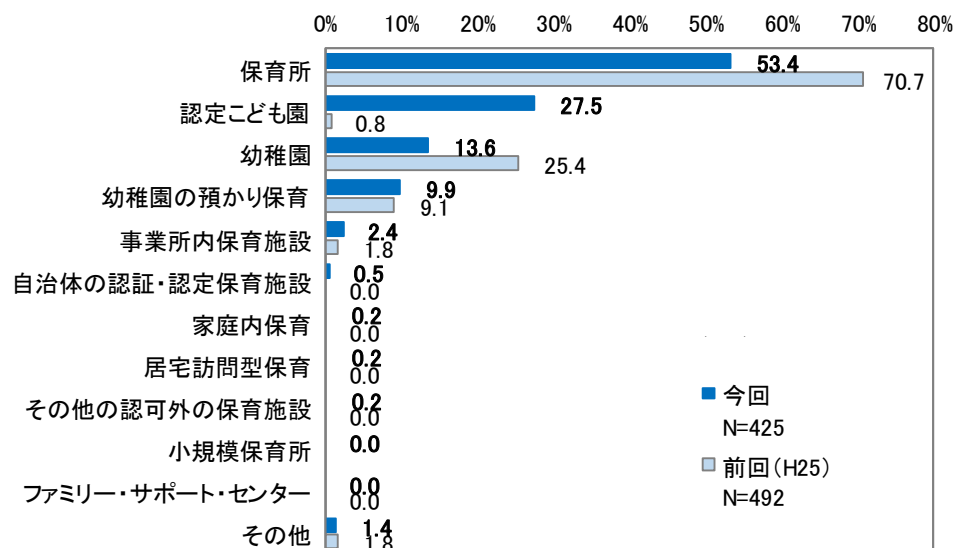
年齢別にみると、「利用している」は、0歳が6.3%と低く、1歳が52.9%、2歳が69.4%、3歳が88.1%と年齢とともに増加し、4歳以上では大半が利用しています。



2) 利用している教育・保育の事業【教育・保育を利用している人のみ】

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育事業」を「利用している」とした人に、定期的に利用している事業をきいたところ、「保育所」が53.4%と最も多く、次いで「認定こども園」が27.5%、「幼稚園」が13.6%などとなっています。

前回（H25）と比較すると、「保育所」が17.3ポイント、「幼稚園」が11.8ポイント減少し、「認定こども園」が26.7ポイント増加しています。

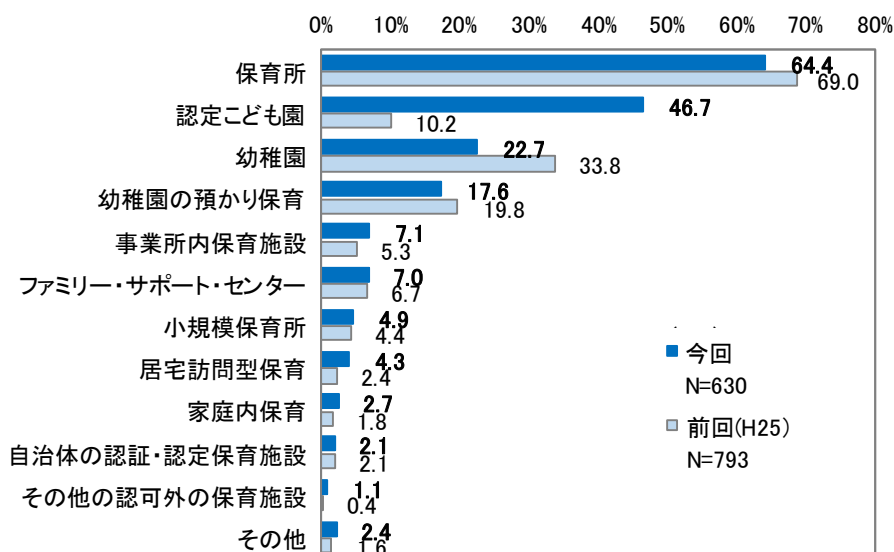


※前回（H25）は、「小規模保育所」の選択肢なし

3) 利用したい教育・保育の事業

現在の利用状況にかかわらず平日の教育・保育事業として定期的にご利用したいと考える事業については、「保育所」が64.4%と最も多く、次いで「認定こども園」が46.7%、「幼稚園」が22.7%、「幼稚園の預かり保育」が17.6%などとなっています。

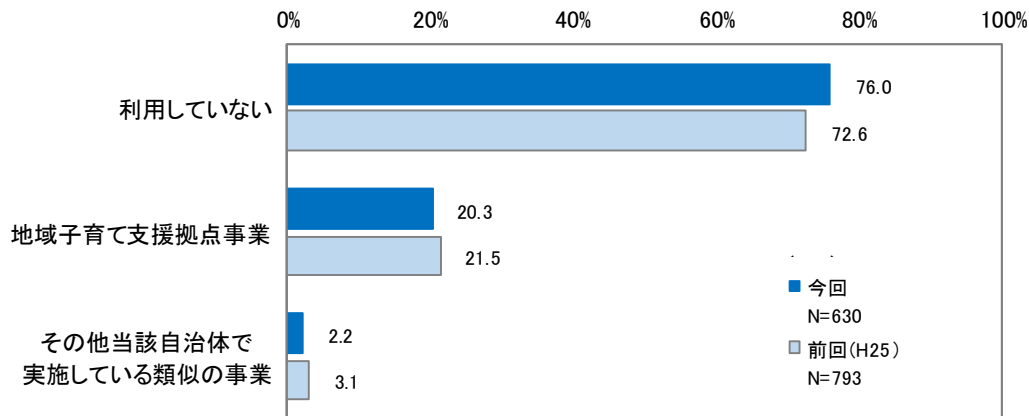
前回（H25）と比較すると、「認定こども園」が36.5ポイント増加しています。



④地域子育て支援事業（子育て支援センター）の利用状況について【未就学児のみ】

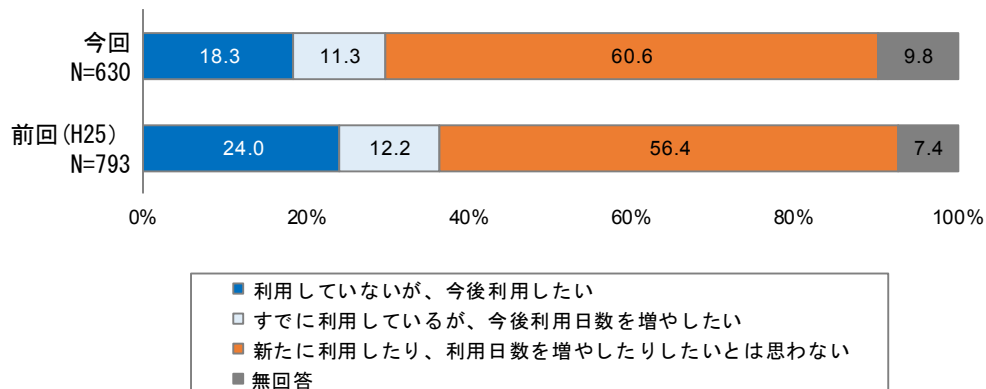
1) 現在の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用していない」が76.0%と多くなっており、「地域子育て支援拠点事業」が20.3%、「その他当該自治体で実施している類似の事業」が2.2%となっています。



2) 今後の利用希望

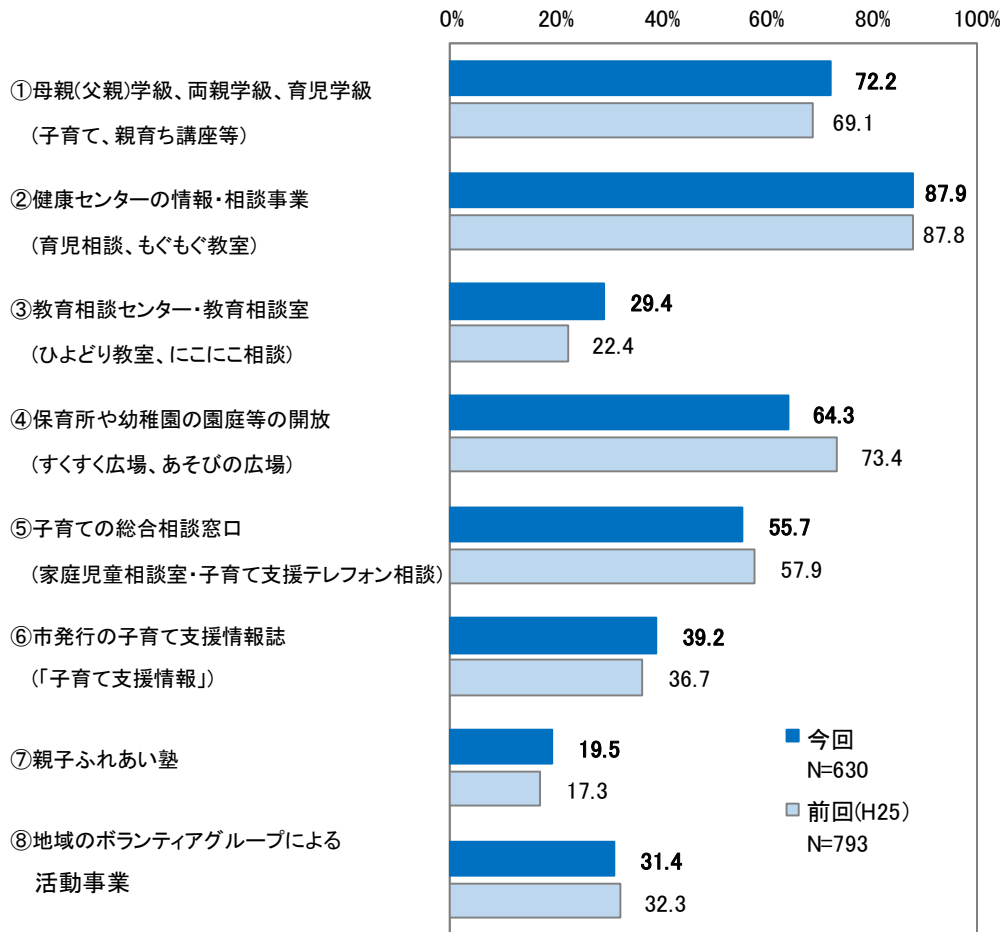
地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望については、「利用していないが、今後利用したい」が18.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が11.3%となっており、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」が60.6%となっています。



⑤子育てに関する事業の認知度や利用希望

1) 認知度

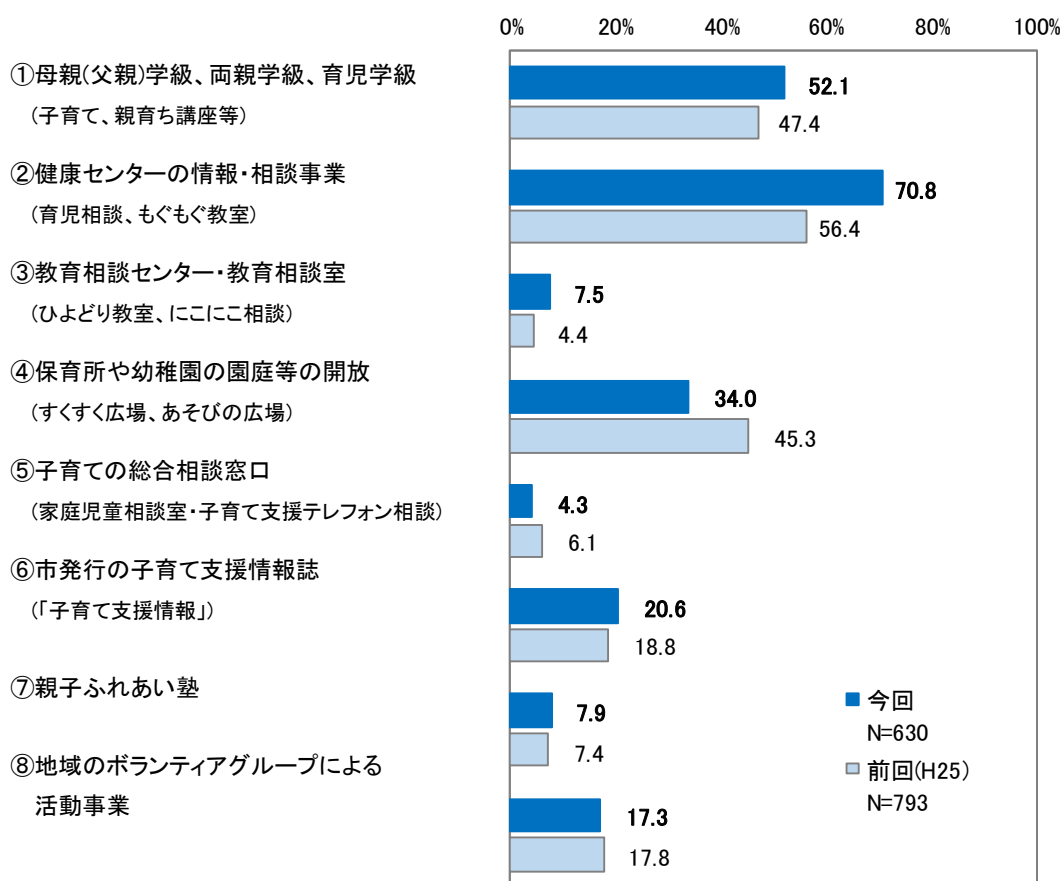
砺波市における子育てに関する事業の認知度は、「健康センターの情報・相談事業（育児相談、もぐもぐ相談）」が87.9%と最も多く、次いで「母親（父親）学級、両親学級、育児学級（子育て、親育ち講座等）」が72.2%、「保育所や幼稚園の園庭等の開放（すくすく広場、あそびの広場）」が64.3%となっています。一方、「親子ふれあい塾」は約2割にとどまっています。



2) 利用状況

砺波市における子育てに関する事業の利用状況は、「健康センターの情報・相談事業（育児相談、もぐもぐ相談）」が70.8%と最も多く、次いで「母親（父親）学級、両親学級、育児学級（子育て、親育ち講座等）」が52.1%、「保育所や幼稚園の園庭等の開放（すくすく広場、あそびの広場）」が34.0%となっています。一方、「教育相談センター・教育相談室（ひよどり教室、にこにこ相談）」、「子育ての総合相談窓口（家庭児童相談室・子育て支援テレフォン相談）」、「親子ふれあい塾」は1割未満にとどまっています。

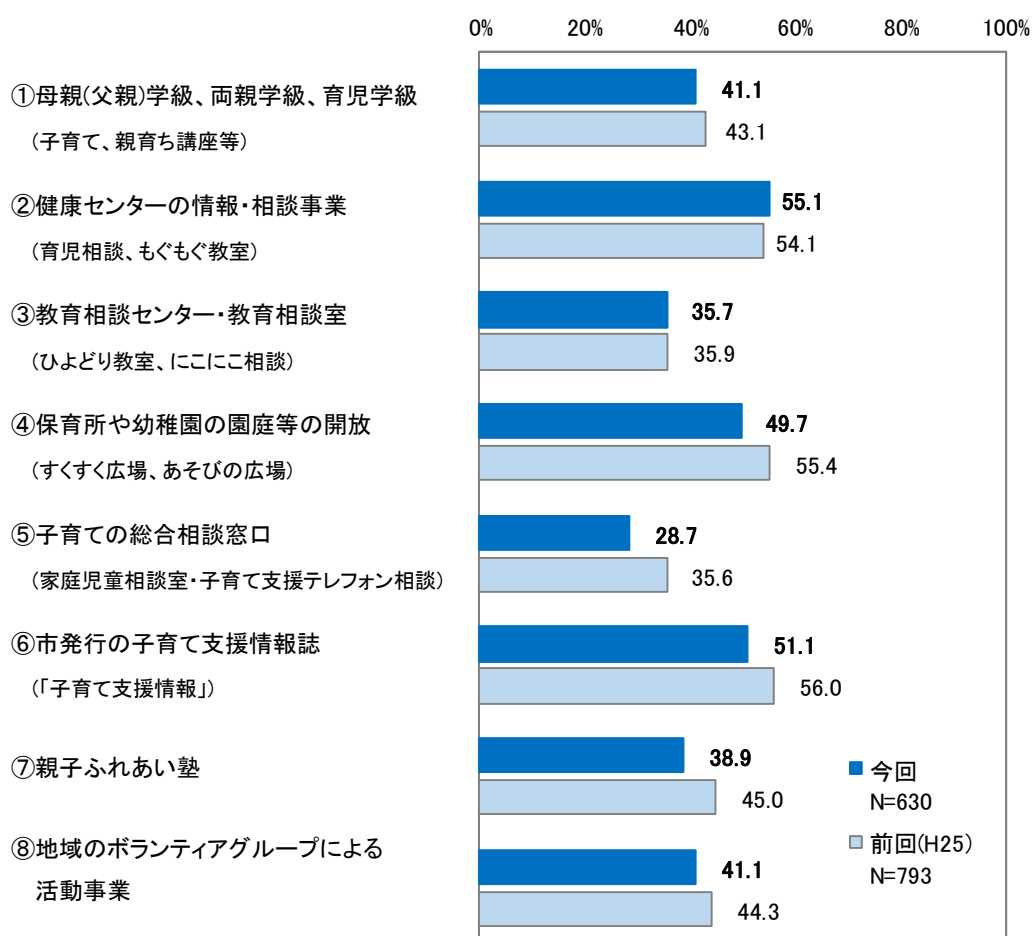
前回（H25）と比較すると、「健康センターの情報・相談事業（育児相談、もぐもぐ相談）」は14.4ポイント増加し、一方、「保育所や幼稚園の園庭等の開放（すくすく広場、あそびの広場）」が11.3ポイント減少しています。



3) 利用希望

砺波市における子育てに関する事業の利用希望は、「健康センターの情報・相談事業（育児相談、もぐもぐ相談）」が55.1%と最も多く、次いで「市発行の子育て支援情報誌（子育て支援情報）」が51.1%、「保育所や幼稚園の園庭等の開放（すくすく広場、あそびの広場）」が49.7%となっています。

一方、「子育ての総合相談窓口（家庭児童相談室・子育て支援テレフォン相談）」は3割弱と他の事業に比べてやや低くなっています。



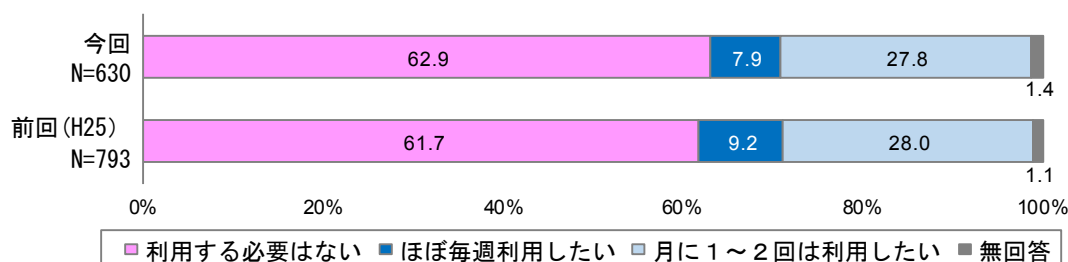
⑥土曜、日曜日・祝日や長期休暇中の定期的な教育・保育【未就学児のみ】

1) 土曜・日曜日・祝日の教育・保育の利用希望

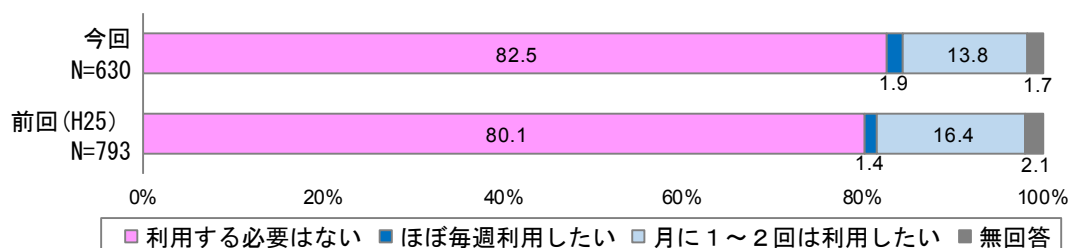
土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育の事業の利用希望については、土曜日は「利用する必要はない」が62.9%となっており、「ほぼ毎週利用したい」が7.9%、「月に1～2回は利用したい」が27.8%となっています。

日曜日・祝日は「利用する必要はない」が82.5%となっており、「ほぼ毎週利用したい」が1.9%、「月に1～2回は利用したい」が13.8%となっています。

【土曜日】



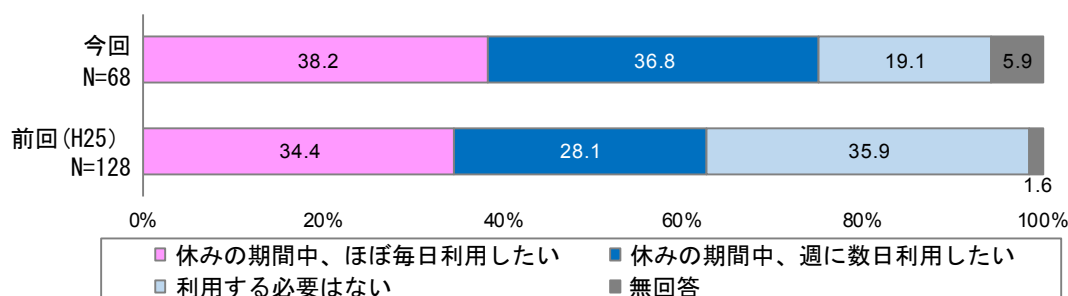
【日曜・祝日】



2) 長期休暇期間中の教育・保育の利用希望【幼稚園利用者のみ】

幼稚園利用者に夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望については、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が38.2%、「休みの期間中、週に数日利用したい」が36.8%となっており、「利用する必要はない」は19.1%となっています。

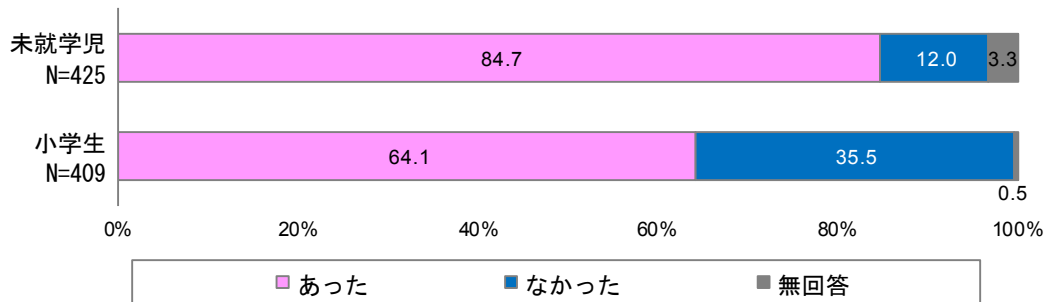
前回 (H25) と比較すると、「利用する必要はない」が16.8ポイント減少しています。



⑦子どもが病気の際の対応

1) 子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験の有無

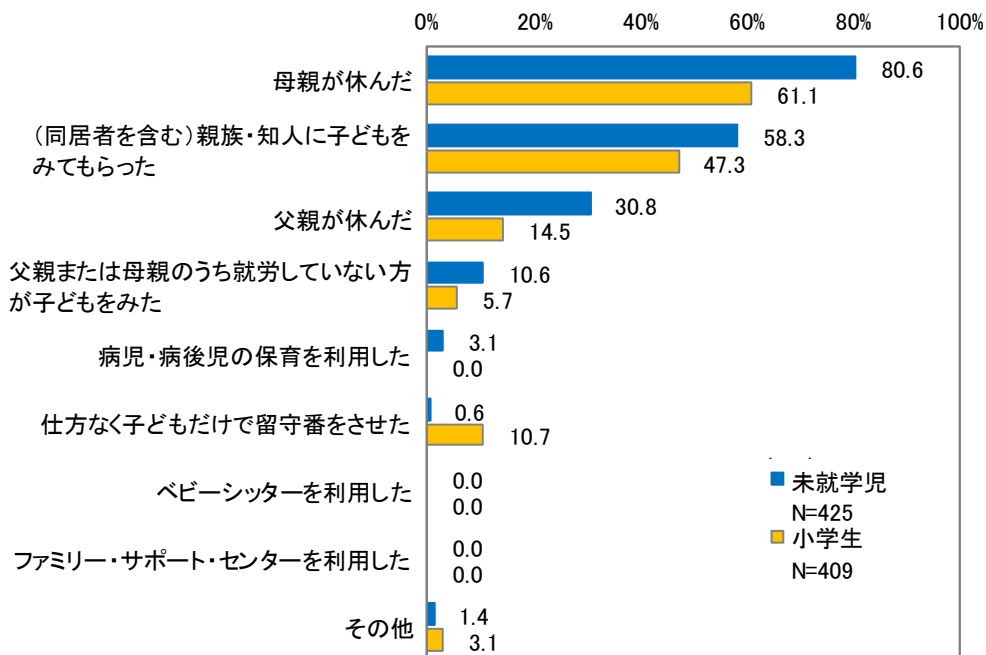
この一年間に、病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはあるか（未就学児）、もしくは学校を休んだことはあるか（小学生）きいたところ、「あった」が未就学児で84.7%、小学生で64.1%となっています。



※未就学児は平日の教育・保育を利用する方のみ

2) その際の対応状況

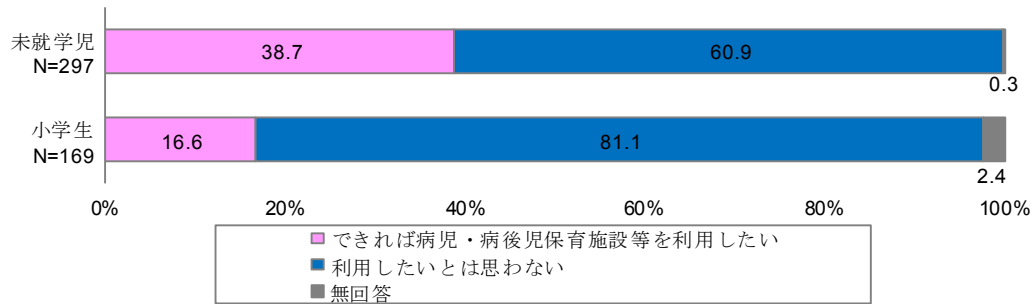
病気やケガで通常の事業が利用できなかったり、学校を休んだりした場合のこの1年間に行った対処方法をみると、「母親が休んだ」が未就学児で80.6%、小学生で61.1%とともに最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が未就学児58.3%、未就学児47.3%となっています。



⑧病児・病後児保育の利用希望

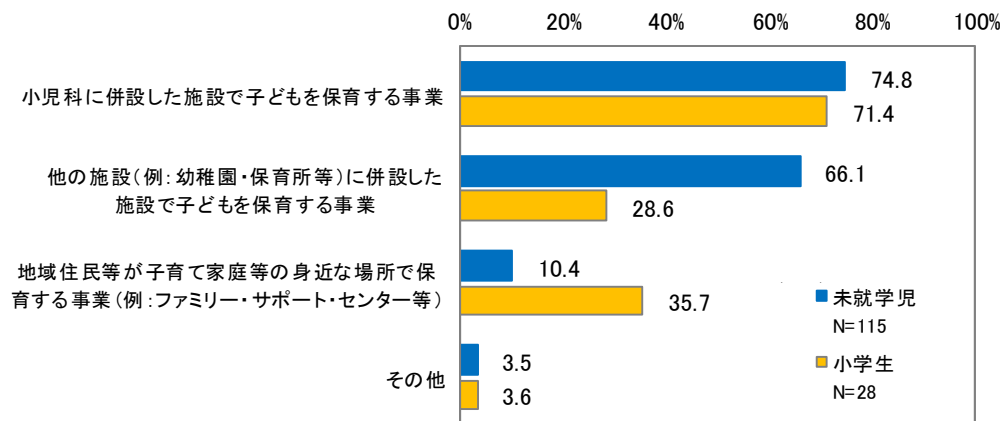
1) 利用希望

病気やケガで通常の事業が利用できなかったり、学校を休んだりして、父親もしくは母親が休んで見た際に、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思ったかきいたところ、「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」は、未就学児で38.7%、小学生で16.6%となっています。



2) 希望する事業形態

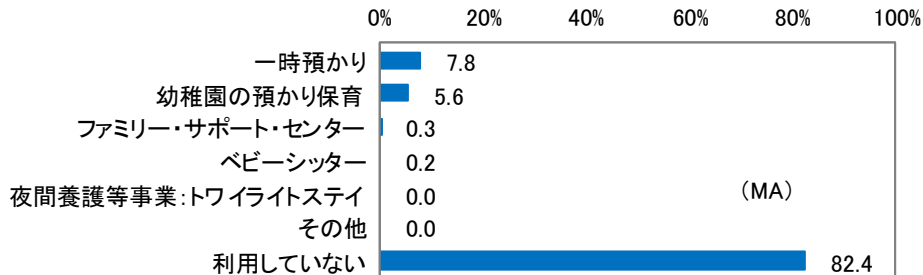
できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいとした人にどのような事業形態が望ましいと思うかきいたところ、未就学児、小学生ともに「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が最も多く、次いで未就学児は「他の施設（例：幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」、小学生は「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業（例：ファミリー・サポート・センター等）」となっています。



⑨不定期の教育・保育事業について

1) 不定期の教育・保育の利用状況【未就学児のみ】

日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期的に利用している事業があるかどうかきいたところ、「利用していない」が82.4%と大半を占めており、「一時預かり」が7.8%、「幼稚園の預かり保育」が5.6%となっています。

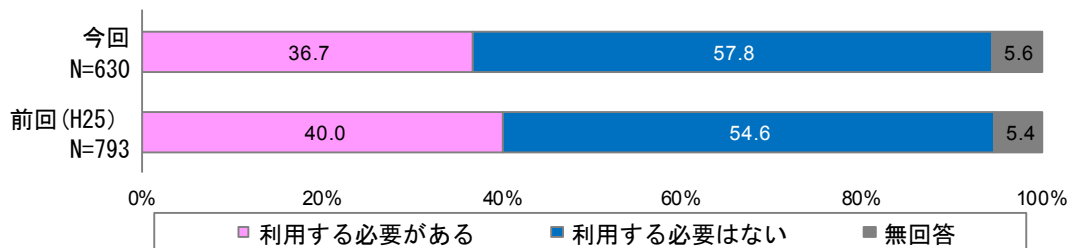


2) 不定期の教育・保育の利用希望【未就学児のみ】

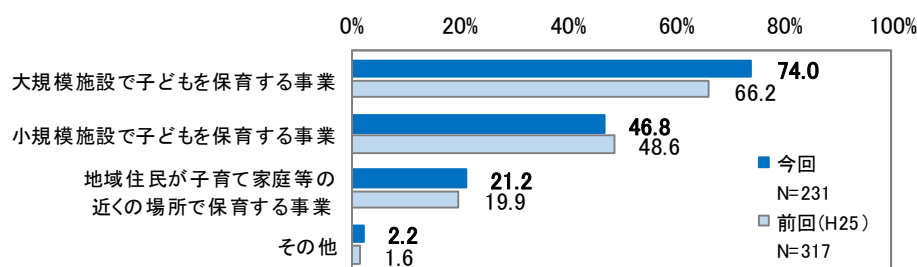
私用、親の通院、不定期の就労等の目的で年間何日くらい事業を利用する必要があるかきいたところ、「利用したい」とする人が36.7%となっています。

どのような事業形態が望ましいかきいたところ、「大規模施設で子どもを保育する事業」が74.0%と最も多く、次いで「小規模施設で子どもを保育する事業」が46.8%、「地域住民が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業」が21.2%となっています。

■不定期の教育・保育の利用希望



■望む事業形態



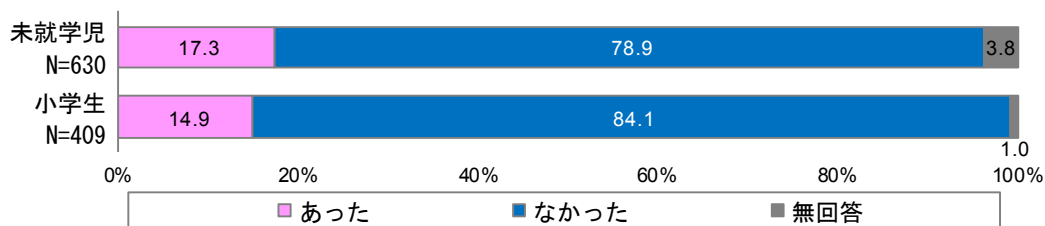
(MA)

⑩宿泊を伴う一時預かりの利用状況

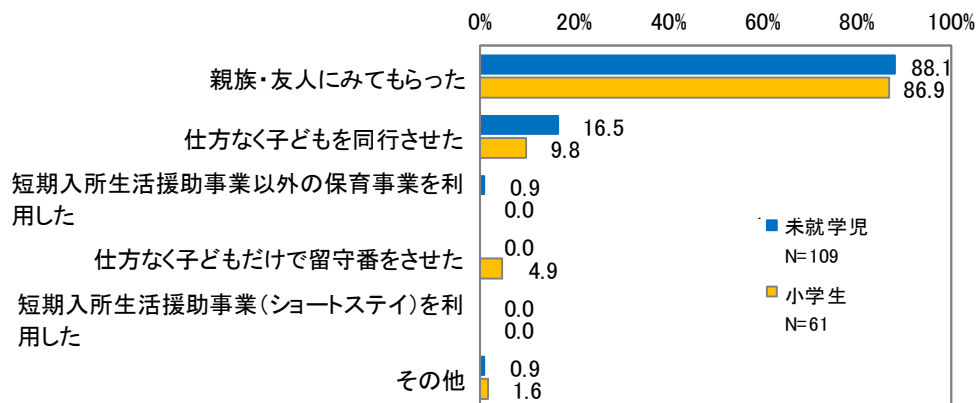
1) 利用状況

保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、泊まりがけで年間何泊くらい家族以外にみてもらう必要があったかきいたところ、「（家族以外にみてもらう必要があった）」とする人は未就学児で17.3%、小学生で14.9%となっており、その対処方法は、未就学児、小学生ともに「親族・友人にみてもらった」が大半を占めています。また、親族・知人に見てもらう困難度について「非常に困難」「どちらかという困難」との回答は、未就学児は50.4%、小学生は45.3%と、それぞれ半数近くとなっています。

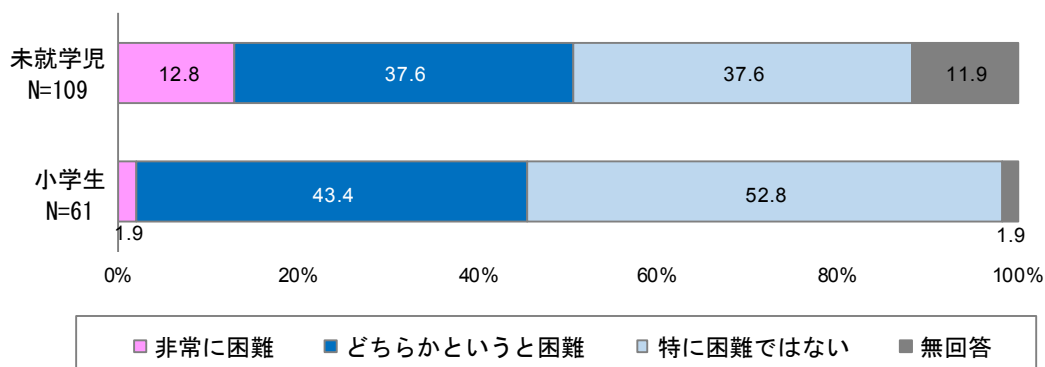
■泊りがけで家族以外にみてもらう必要があったか



■対処方法



■親族・知人に見てもらう困難度

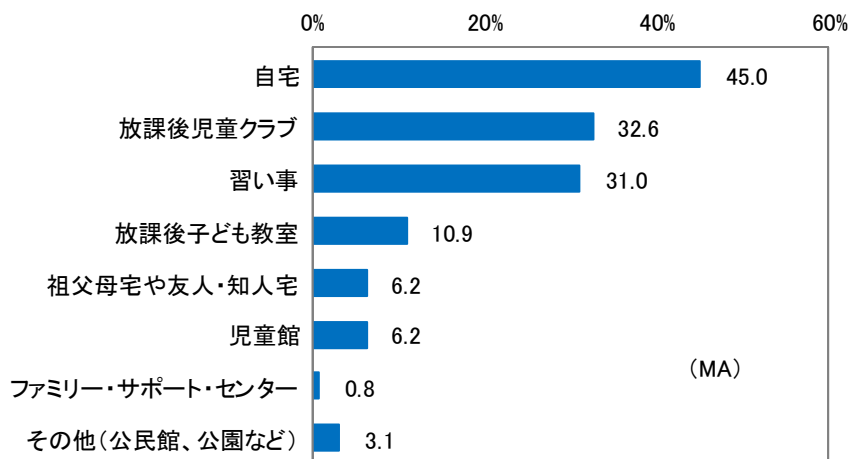


⑪小学校就学後の放課後の過ごし方【未就学児の5歳以上及び小学生のみ】

1) 小学校低学年

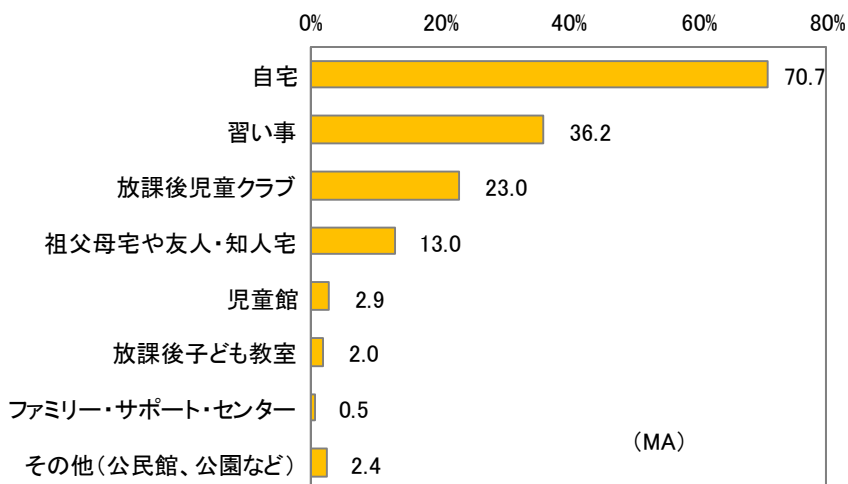
ア. 未就学児・5歳以上

未就学児（5歳以上）を対象に、小学校就学後、小学校低学年（1～3年生）のうちは、平日の放課後をどのような場所で過ごさせたいと思うかきいたところ、「自宅」が45.0%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が32.6%、「習い事」が31.0%などとなっています。



イ. 小学生

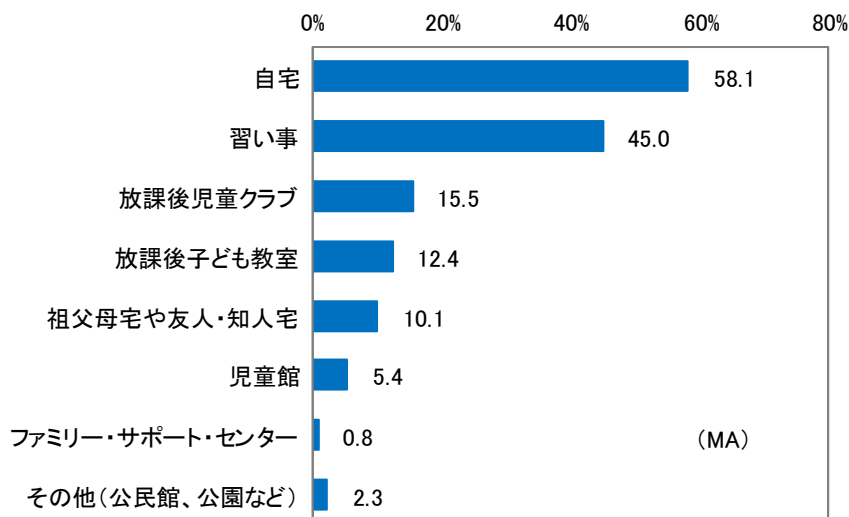
小学生を対象に、小学校低学年のうち平日の放課後をどのような場所で過ごさせたいと思うか、もしくは過ごさせているか（いたか）きいたところ、「自宅」が70.7%と最も多く、次いで「習い事」が36.2%、「放課後児童クラブ」が23.0%などとなっています。



2) 小学校高学年(4~6年生)

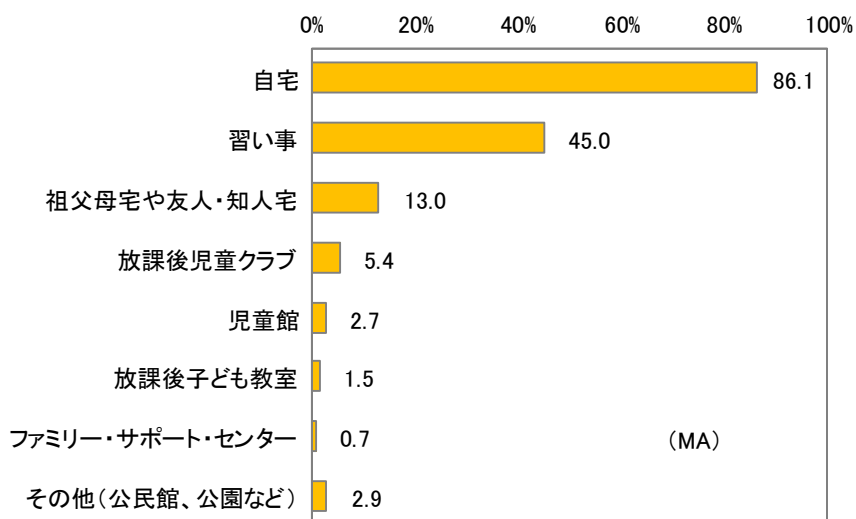
ア. 就学児・5歳以上

未就学児(5歳以上)を対象に、小学校高学年(4~6年生)になったら、平日の放課後をどのような場所で過ごさせたいと思うかきいたところ、「自宅」が58.1%と最も多く、次いで「習い事」が45.0%、「放課後児童クラブ」が15.5%などとなっています。



イ. 小学生

小学生を対象に、小学校高学年になったら、平日の放課後をどのような場所で過ごさせたいと思うか、もしくは過ごさせているかきいたところ、「自宅」が86.1%と最も多く、次いで「習い事」が45.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」が13.0%などとなっています。

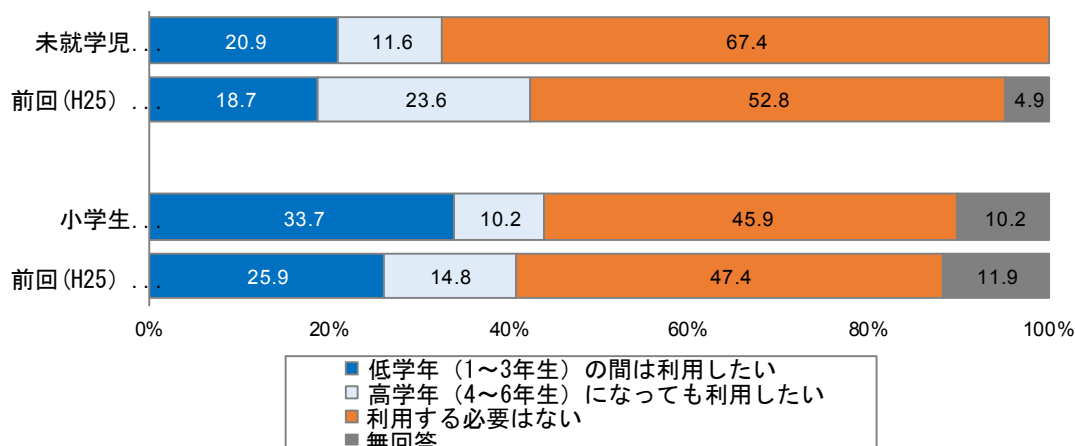


3) 土曜日、日曜日・祝日【放課後児童クラブ利用者（未就学児は利用希望者）のみ】

ア. 土曜日

放課後児童クラブ(放課後児童教室)を利用したい(利用している)と回答した人に、土曜日の利用希望についてきいたところ、未就学児(5歳以上)は「低学年(1~3年生)の間は利用したい」が20.9%、「高学年(4~6年生)になっても利用したい」が11.6%、「利用する必要はない」が67.4%となっています。

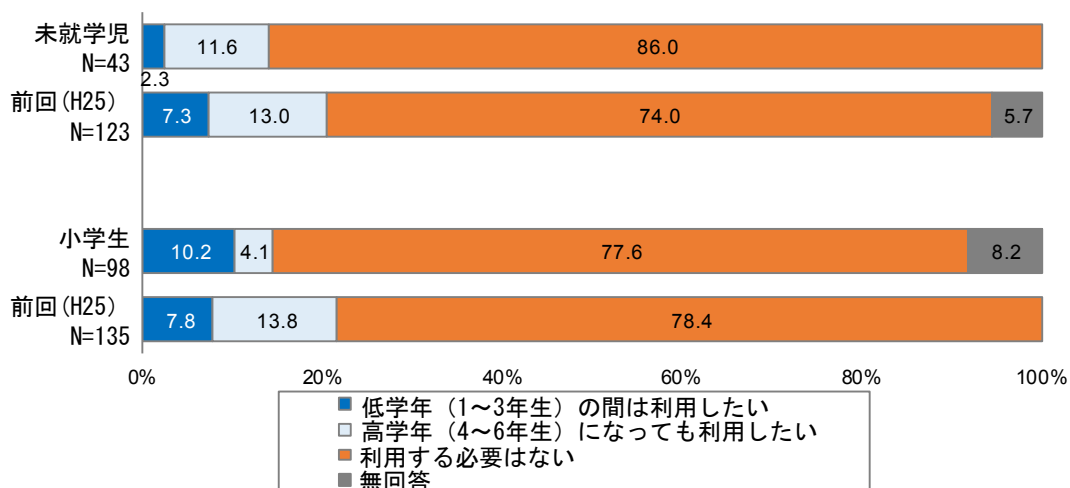
一方、小学生は、「低学年(1~3年生)の間は利用したい」が33.7%、「高学年(4~6年生)になっても利用したい」が10.2%、「利用する必要はない」が45.9%となっています。



イ. 日曜日・祝日

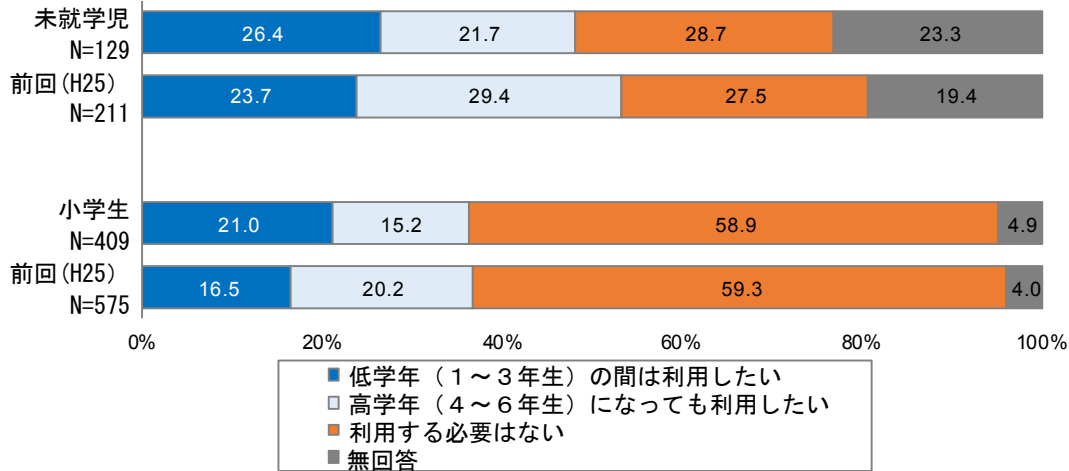
放課後児童クラブ(放課後児童教室)を利用したい(利用している)と回答した人に、日曜日・祝日の利用希望についてきいたところ、未就学児(5歳以上)は「低学年(1~3年生)の間は利用したい」が2.3%、「高学年(4~6年生)になっても利用したい」が11.6%、「利用する必要はない」が86.0%となっています。

一方、小学生は、「低学年(1~3年生)の間は利用したい」が10.2%、「高学年(4~6年生)になっても利用したい」が4.1%、「利用する必要はない」が77.6%と、未就学児、小学生ともほぼ同様の結果となっています。



4) 長期休暇期間中【未就学児の5歳以上及び小学生のみ】

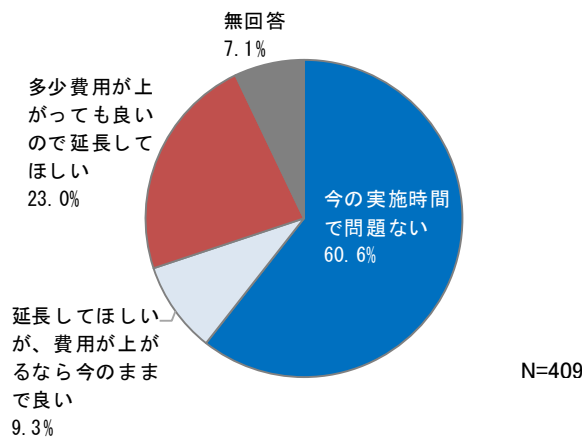
夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の利用希望があるかきいたところ、未就学児は「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が26.4%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が21.7%、「利用する必要はない」が28.7%となっています。小学生は、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が21.0%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が15.2%、「利用する必要はない」が58.9%となっています。



5) 放課後児童クラブの開所時間【小学生のみ】

放課後児童クラブの開所時間について、延長を希望するかきいたところ、「今の実施時間で問題ない」が60.6%と最も多く、次いで「多少費用が上がっても良いので延長してほしい」が23.0%、「延長してほしいが、費用が上がるなら今ままで良い」が9.3%となっています。

また、延長を希望する人に何時まで延長をするかきいたところ、「19時まで」が最も多く、次いで「20時まで」となっています。



■ 延長希望時間

延長希望時間	件数(件)
18時半まで	3
19時まで	77
20時まで	27
21時まで	3

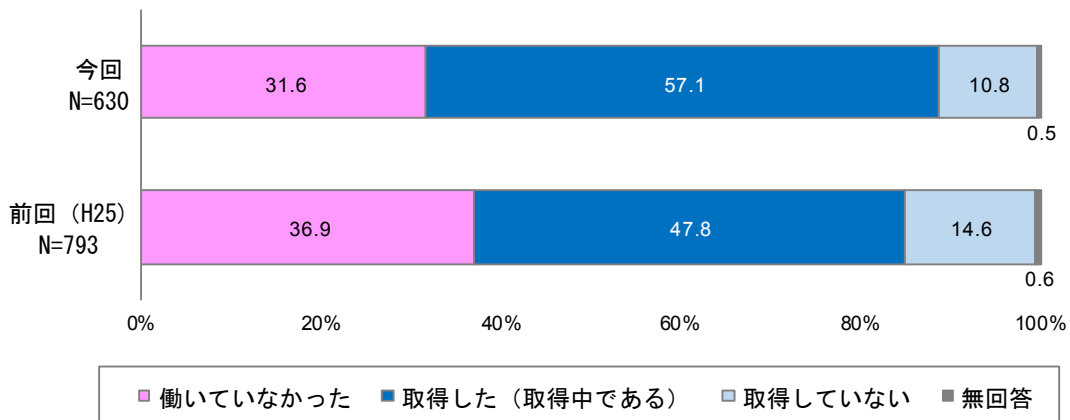
⑫職場の両立支援制度について【未就学児のみ】

1) 育児休業の取得状況

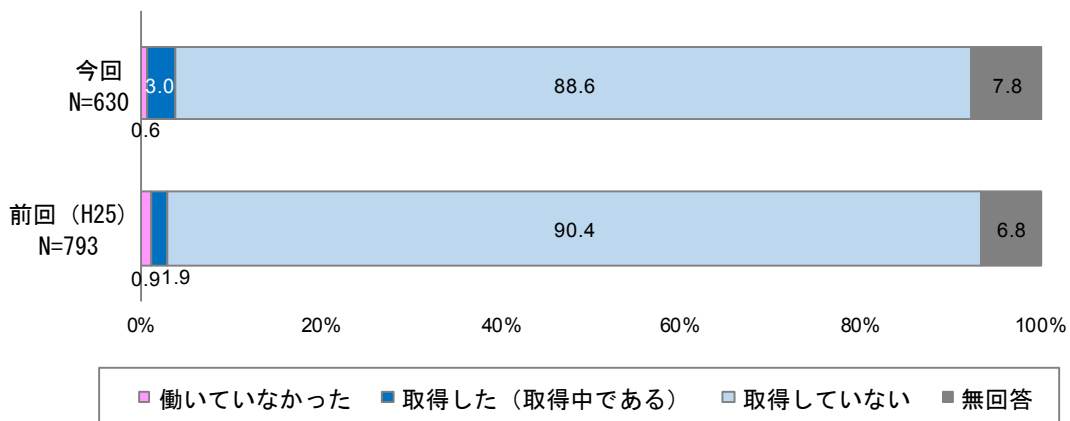
子どもが生まれたときの保護者の育児休業取得状況をみると、母親は「取得した（取得中である）」が57.1%、「働いていなかった」が31.6%と多くなっており、前回（H25）と比較すると、「取得した（取得中である）」が9.3ポイント増加しています。

一方、父親は「取得していない」が88.6%と大半をしめており、「取得した（取得中である）」は前回と比べて増加しているものの、3.0%にとどまっています。

【母親】



【父親】

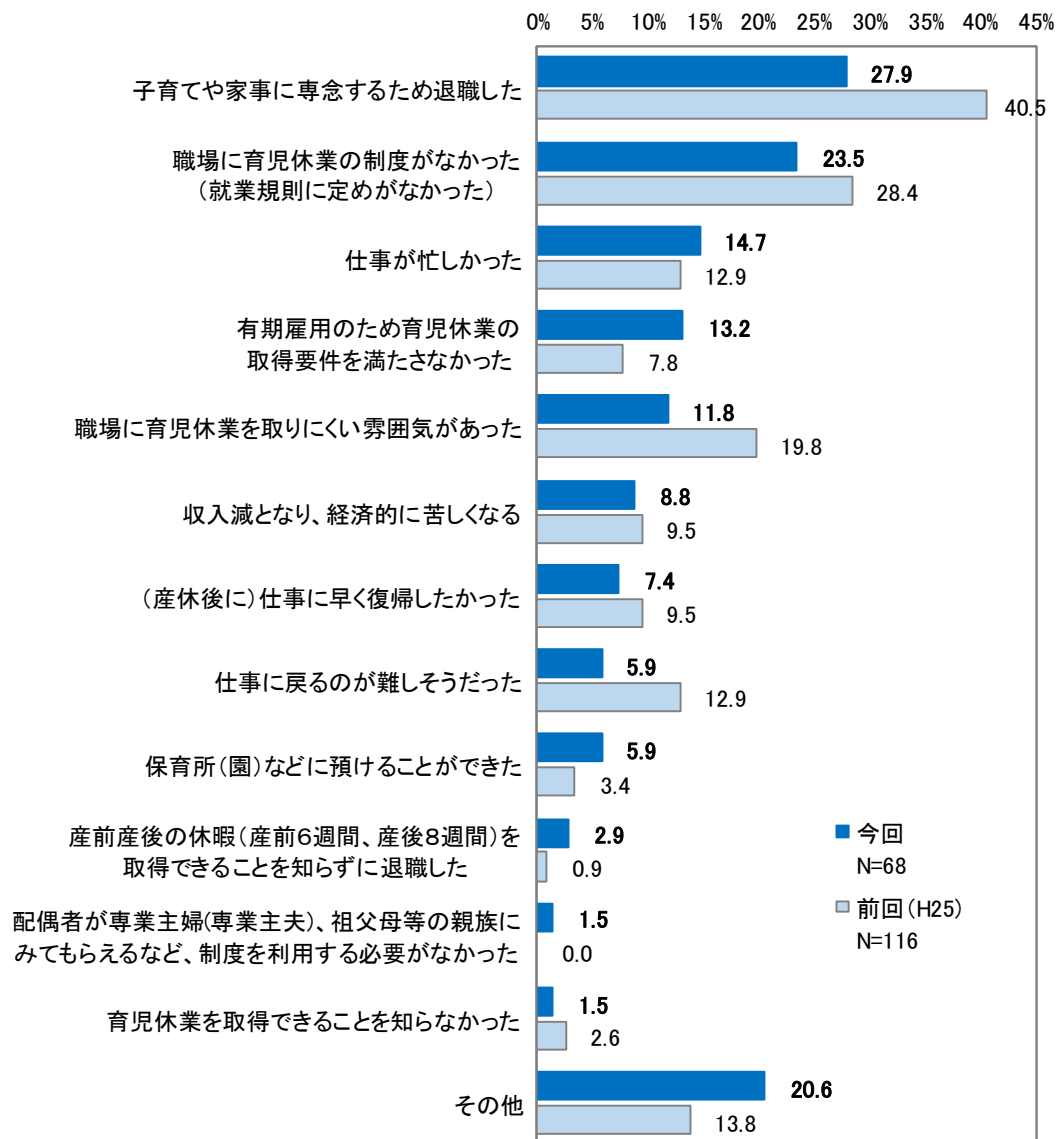


2) 育児休業を取得しなかった理由

母親が育児休業を取得していない理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が27.9%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が23.5%、「仕事が忙しかった」が14.7%となっています。

前回（H25）と比較すると、「子育てや家事に専念するため退職した」が12.6ポイント、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が8.0ポイント減少しています。

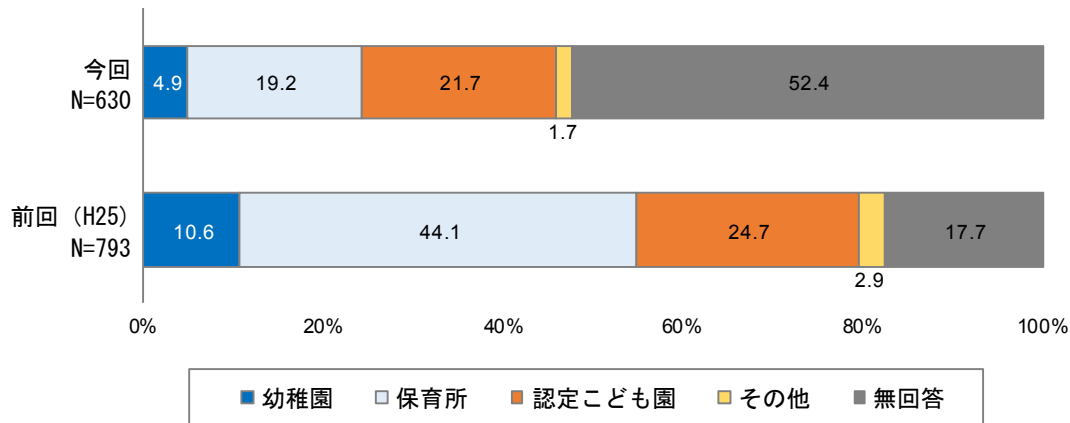
【母親】



⑬住んでいる地域にあればよいと思う施設【未就学児のみ】

住んでいる地域にあればよいと思う施設については、「認定こども園」が21.7%と最も多く、次いで「保育所」が19.2%、「幼稚園」が4.9%となっています。

地区別にみると、般若地区は「認定こども園」が57.1%と他の地区と比べて多くなっています。



■住んでいる地域にあればよいと思う施設【地区別】

(単位：%)

地区	件数	幼稚園	保育所	認定こども園	その他	無回答
出町	138	5.1	13.8	26.1	2.2	52.9
庄下	29	10.3	24.1	20.7	3.4	41.4
中野	28	7.1	25.0	10.7	3.6	53.6
五鹿屋	26	7.7	7.7	38.5	-	46.2
東野尻	26	-	11.5	34.6	-	53.8
鷹栖	25	4.0	40.0	16.0	-	40.0
若林	5	-	20.0	20.0	20.0	40.0
林	87	3.4	13.8	27.6	2.3	52.9
高波	14	28.6	14.3	14.3	-	42.9
油田	61	1.6	18.0	9.8	1.6	68.9
南般若	32	3.1	28.1	15.6	3.1	50.0
柳瀬	26	7.7	23.1	11.5	3.8	53.8
太田	15	6.7	6.7	26.7	-	60.0
般若	14	-	7.1	57.1	-	35.7
東般若	17	-	35.3	11.8	-	52.9
柁檀野	15	13.3	20.0	33.3	-	33.3
柁檀山	1	-	100.0	-	-	-
東山見	14	-	42.9	-	-	57.1
青島	20	5.0	20.0	15.0	-	60.0
雄神	7	-	42.9	-	-	57.1
種田	10	-	20.0	20.0	-	60.0

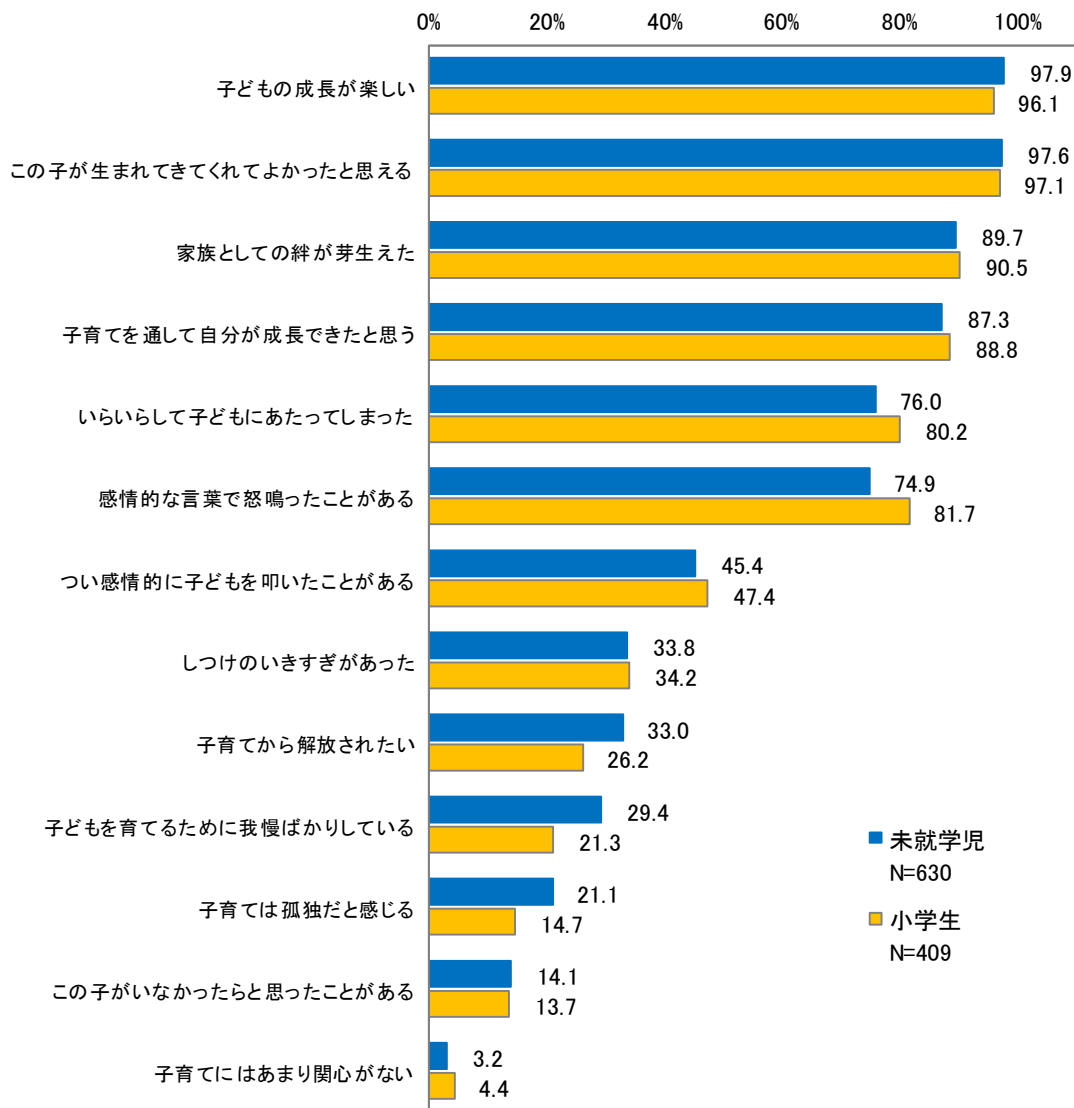
⑭子育てに対する意識と経験

子育てに対する意識と経験についてきいたところ、「あてはまる」と回答した人の割合は、未就学児、小学生ともに「子どもの成長が楽しい」、「この子が生まれてきてくれてよかったと思える」など肯定的に捉えている意見が上位を占めています。

一方で、「いらいらして子どもにあたってしまった」、「感情的な言葉で怒鳴ったことがある」は未就学児で7割、小学生で8割を超えています。

また、「つい感情的に子どもを叩いたことがある」との回答は、未就学児では45.4%、小学生では47.4%と5割近くになっています。

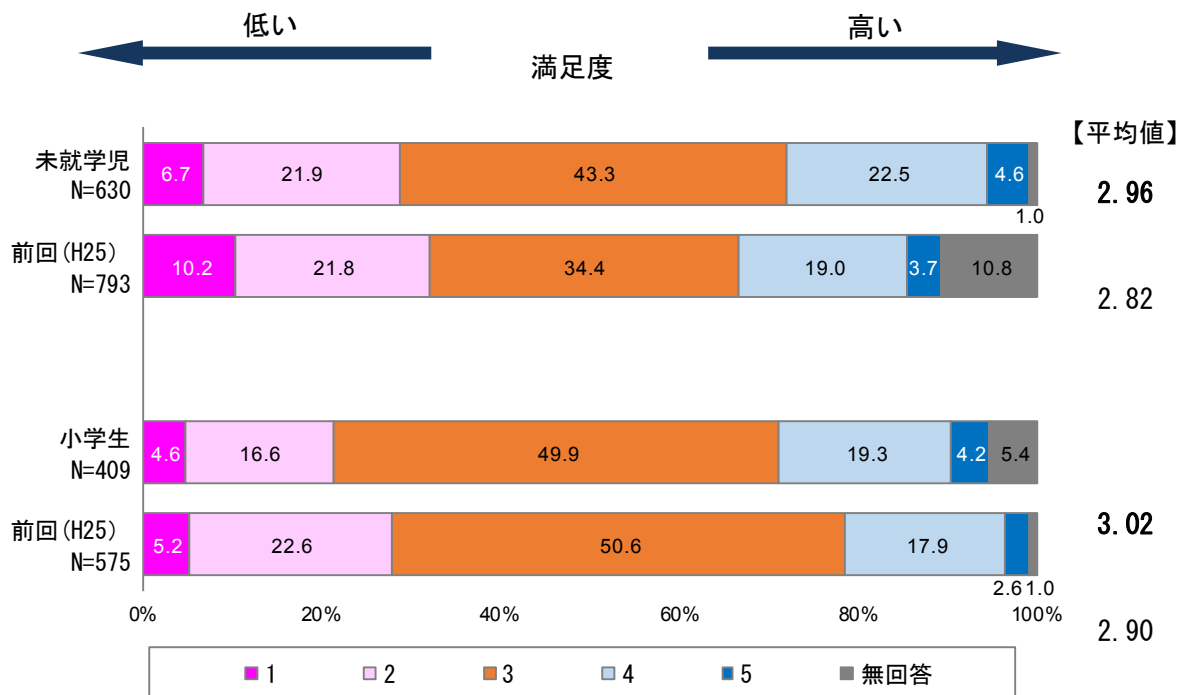
「子育てから解放されたい」「子どもを育てるために我慢ばかりしている」「子育ては孤独だと感じる」など、子育てに不安を持つと考えられる回答も2割から3割近くあり、いずれも小学生より未就学児のほうが高い値となっています。



⑮ 砺波市の子育ての環境や支援に対する満足度

砺波市の子育ての環境や支援に対する満足度について5段階では、未就学児、小学生ともに「3」とする人が最も多くなっています。

満足度を点数化した際の平均値は、未就学児が2.96、小学生が3.02となっており、ともに前回（H25）に比べて高くなっています。

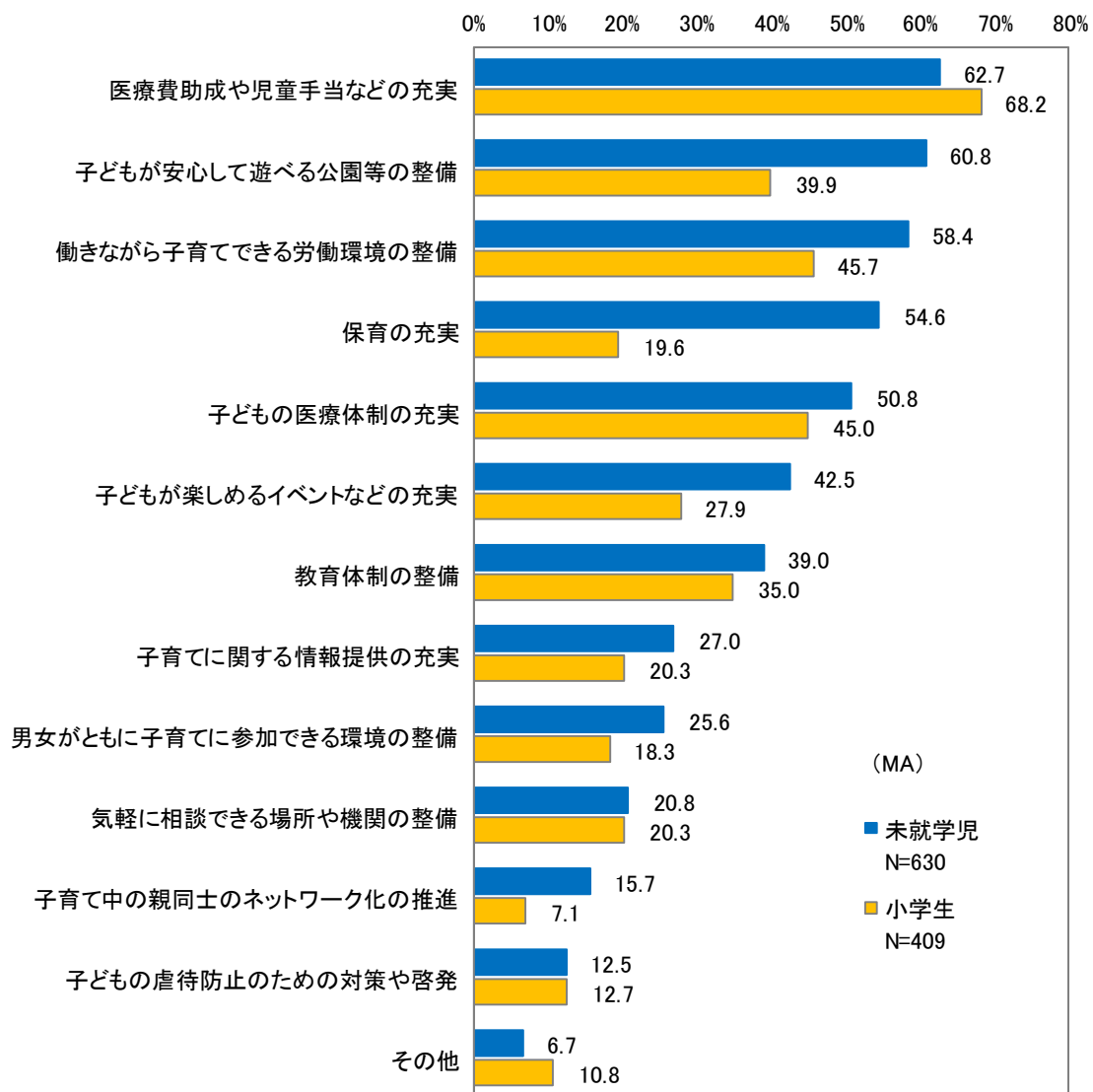


※ 「5」で最も満足度が高く、「1」で最も満足度が低い

⑯市に望む子育て支援

砺波市に対してどのような子育て支援を期待するか聞いたところ、未就学児、小学生ともに「医療費助成や児童手当などの充実」が最も多くなっています。また、未就学児は「子どもが安心して遊べる公園等の整備」、「働きながら子育てできる労働環境の整備」、「保育の充実」、「子どもの医療体制の充実」が5割を超えています。

一方、小学生は「働きながら子育てできる労働環境の整備」、「子どもの医療体制の充実」、「子どもが安心して遊べる公園等の整備」、「教育体制の整備」が多くなっています。



5 第1期計画の取組状況

子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するために、子ども・子育て支援法に基づいて国が定めた基本的な指針に則し、第1期計画において「各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の方策及びその実施時期」「各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の方策及びその実施時期」を定めました。

各事業の取組状況は次のとおりです。

○ 教育・保育の量の見込みと確保の方策

- ・ 地域の意向を確認しながら、小学校区ごとに幼児教育と保育の一元化を見据えた施設の整備を進めました。その結果、平成29年度（2017年度）に出町小学校区と砺波南部小学校区に、平成31年度（2019年度）には庄南小学校区と砺波北部小学校区に、幼保連携型認定こども園を設置しました。

○ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

・ 利用者支援に関する事業

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用における支援を行うため、平成28年度（2016年度）から、砺波市役所こども課に子育て支援利用者支援コーディネーターを配置しています。

・ 時間外保育事業（延長保育）

保護者の長時間保育の要望に対応するため、これまでも保育所において時間外保育事業（延長保育）を実施してきました。新たに設置した幼保連携型認定こども園においても、利用者の状況や要望に対応するため時間外保育事業を実施しており、その結果、全ての認可保育所等において実施しています。

・ 放課後児童クラブ

留守家庭児童を含めた、全ての子どもたちの小学校における放課後の居場所を確保するため、8小学校区全ての校区に放課後児童クラブを整備しています。

・ 乳児家庭全戸訪問事業

母子の健康確保、出産や育児に対する不安軽減、育児の孤立化や虐待の防止を図り、継続的に事業を行っています。

・ 養育支援訪問事業

子どもの養育について支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、保健師、家庭児童相談員等による養育に関する助言を行い、継続的に事業を行っています。

・ 地域子育て支援拠点事業

平成29年度（2017年度）に子育て支援センターが7か所から8か所に増えたことで、地域の子育て支援がよりきめ細かにできるようになりました。子育て支援センターに看護師を配置し、相談・助言・情報提供などを行っています。

- ・ **一時預かり事業（幼稚園型）**

保護者の多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園や認定こども園において、一時預かり事業（幼稚園型）（預かり保育）の実施及び実施のための支援を行いました。

- ・ **一時預かり事業**

認定こども園の整備に併せて実施施設を拡大し、平成31年度（2019年度）には7施設となりました。

- ・ **病児・病後児保育事業**

病後児保育事業を市内の1施設で実施しています。

- ・ **ファミリー・サポート・センター事業**

協力会員の増加を図るため、毎年、「子育てサポーターリーダー養成講座」を開催し、会員登録を推進しています。依頼会員と協力会員とのマッチングが難しい面もあります。

- ・ **妊婦健康診査**

妊娠期間中の妊婦健康診査14回の助成を行っています。妊娠届出数の減少を受け、妊婦健康診査の実施回数が当初の見込みを下回りました。

また、その他の関連施策として、6つの基本目標を掲げ、様々な施策を実施してきました。各基本目標における施策の取組状況は次のとおりです。

基本目標1 質の高い教育・保育の提供

- ・ より多くの児童・生徒が確かな学力を身につけるため、主要教科での習熟度別指導、少人数指導などを拡充しています。
- ・ 家庭、地域、学校及び行政の連携が重要であり、社会に学ぶ「14歳の挑戦」や総合的な学習の時間などによる社会体験、自然体験、多世代交流、放課後や週末には放課後子ども教室、土曜学習推進事業を実施するなど、地域と子供の関わる機会の提供を行っています。
- ・ 就学時健診等の機会を活用し、子どもの発達にに応じた家庭教育に関する学習の機会を提供、子育てボランティアサークル等を通して子育て中の方が気軽に集える場を提供しています。

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進

- ・ 妊娠期から学齢期まで母子の健康が確保されるよう、妊産婦及び乳幼児健康診査や育児相談などの充実を図っています。
- ・ 保健分野や教育分野などそれぞれが連携しながら、6か月児もぐも教室や給食試食会など、発達に応じた食に関する学習の機会や情報を提供しています。
- ・ 中学校3年生までの児童の入通院にかかる医療保険適用分の医療費について助成を行っています。

基本目標3 地域の子ども・子育て支援の充実

- ・ 幼稚園（あそびの広場）、保育所（すくすく広場）などの施設を開放し、子育て親子の交流や、

子育て等に関する相談できる場を提供し子育て支援の充実を図っています。

- ・ 公民館、児童クラブ、PTAなど地域の方々の協力を得ながら、子どもたちに勉強、スポーツ、文化活動などの交流活動を通して、放課後児童の居場所づくりを進めています。
- ・ 各種の子ども・子育て支援サービス等が子育て中の保護者をはじめ、地域の皆さんに周知されるよう、子育て支援情報の冊子を作成しています。

基本目標4 安心・安全な子育て環境の整備

- ・ 通学路の歩道整備や防犯灯のLED化など地域の状況を踏まえて対応しています。
- ・ 子どもパトロール隊や子ども見守り隊などが組織されており、これらの活動に支援しています。
- ・ インターネットを利用した犯罪被害を防ぐため、情報安全教育を行っています。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ・ 平成27年度に「砺波市男女共同参画推進計画(第3次)」を策定し、職業生活と家庭生活との両立の推進に向けて取り組んでいます。
- ・ 男女が共に働きやすい職場環境づくりを積極的に進めている市内の事業所を認定し紹介する「砺波市ワーク・ライフ・バランスレポート」の作成などを通して、仕事と子育てとの両立をはかる取り組みの広報啓蒙活動を行っています。
- ・ 男女が共に主体的に仕事や家事・育児、地域活動等を両立しながら暮らすことができる環境づくりに向け、パパママクラス、男性の料理教室など啓蒙活動を行っています。

基本目標6 要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進

- ・ 要保護児童対策地域協議会による情報の共有や、家庭児童相談室の設置などを通して、児童虐待の防止と、虐待の早期発見の体制整備をしています。
- ・ ひとり親家庭への経済的な支援や、自立支援の情報提供、就労相談などを行っています。
- ・ 障がい児については、心理相談員による個別相談を行い、早期発見、早期療育につないでいます。

6 第2期計画に向けた課題

砺波市の子ども・子育て支援に関する現況や、アンケート調査の分析から、砺波市における子育て支援に関する課題は、次のように整理することができます。

(1) 質の高い教育・保育を受けられる環境整備

本市では、低年齢児保育や長時間保育の要望が年々多くなってきている一方、幼稚園への入園希望が減少し、適切な規模の子どもの集団が確保できていない状況となっており、既存の施設を活用しながら幼児教育と保育の一元化を見据えた施設整備と運営への移行を進めることが必要です。

また、母親の就労希望が高まっているなか、多様化する教育・保育ニーズを適切に見込むとともに、幼児教育の無償化や国の子育て安心プランなどの社会情勢を踏まえ、保育の受け皿と保育人材の確保を図る教育・保育サービスの充実が必要です。

(2) 親と子の健康の確保及び増進

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭の関わり方が重要となりますが、悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに抱え込んでしまうなど、育児不安を持つ保護者がいるのが現状です。

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、個々の状況に寄り添いながら、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取り組みを継続して実施することが必要です。さらに、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、育児不安・負担から引き起こる産後うつや児童虐待など早期発見・支援を行うことが重要です。

(3) 地域における子育ての支援

本市では、三世代同居や親族が近隣に住んでいる世帯も多く、ニーズ調査では、子どもを預けられる親族や知人がいるというケースも多く見られますが、祖父母などの親族に子どもを預かってもらうことについては、相手の負担等を考えて不安を抱える人もいるのが現状です。

子育てのしやすい環境の拡大に向けて、地域での助け合いの機会を創出しながら、保護者の疑問の解決や不安の解消につながるよう、必要な子育て支援サービスにつなげていくことが必要です。

また、国は、「子育て安心プラン」において、待機児童の解消とともに女性の年齢別就業率の「M字カーブ」の解消を目指しています。女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれる中、「小1の壁」を打破することが求められています。

本市でも、放課後の居場所のニーズがさらに高まっていることから、地域の人材や資源を活用し、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる放課後の子どもの居場所づくりがさらに必要となっています。

(4) 子育てを支援する生活環境・安全の確保

近年、子どもが巻き込まれる事故や子どもを狙った犯罪等の発生により、地域における子ど

もの安全・安心への関心が高くなっています。

子どもが事故や事件に巻き込まれないよう、子どもが利用する空間を、地域ぐるみで見守る意識を高める必要があります。

また、スマートフォン等の普及により、子どもがインターネットを利用した犯罪被害に遭うことがないように、子ども自身への教育も重要です。引き続き、交通安全対策や防犯のための活動に努めるとともに、被害に遭った子どもの相談・支援に取り組むことが必要です。

(5) 子育てしやすい職場環境づくり

本市では、女性の就業率が富山県の平均に比べて高く、過去の就業率に比べても高くなってきています。一方で、女性の年齢別就業率が子育て世代を底にした「M字曲線」を描くことから分かるように、子どもを持つ母親が働き続けることが困難な状況もあります。

ニーズ調査からは、育児休業を取得する環境がやや進んできたことが伺えますが、まだ不十分な状況です。働き手としての女性の社会進出は、今後ますます期待される状況にあり、仕事と家庭を両立し、家庭で親と子が十分に関わることのできる時間を保障できるよう、働き方の見直しが求められています。ワーク・ライフ・バランスの推進、男性の家事・育児参画の促進に向けた取組が必要です。

(6) 要保護・要支援児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待については、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

本市では、保護者の不安や負担を解消する支援を行い、家庭における子どもの健全育成のために「家庭児童相談事業」を行っていますが、ニーズ調査では、「感情的な言葉でどなったことがある」という割合が約8割、「つい感情的に子どもを叩いたことがある」という割合が約5割あります。

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。

さらに、障がいのある子ども本人やその家族のために、支援の質の確保及びその向上を図り、児童発達支援を提供していくなど、特に支援を必要とする子どもや、困難を抱えた家庭・子どもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、地域の支援者と連携しながら、子どものライフステージにあわせた総合的な支援が必要です。

(7) 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困の問題に対する社会全体の関心も高まるなか、本市では、ひとり親家庭の増加や就学援助を受ける割合が増加しています。

子どもの貧困は、経済的な困窮だけではなく、子どもの学習意欲の低下や生活習慣への影響、自己肯定感の欠如などにも影響を及ぼすといわれており、次代を担う子どもの健やかな成長が妨げられ、地域の中での孤立や必要とされる支援が届かないことも危惧されます。

このような状況から、貧困の実態把握に努め、社会全体で切れ目のない総合的な支援に取り組むことが求められます。子どもの声を聴き、寄り添い、子どもたちの視点に立って、関係機関が連携し、全ての子どもたちの健やかな成長を支援できる環境の整備が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、これまでに推進してきた「私が 家庭が 地域が 支え育む 子どもの未来」の基本理念を継承し、全ての子どもと子育て家庭を地域と住民が一体となって支え、明るく親子でふれあう温かみのある家庭環境の構築を目指すとともに、子ども同士のふれあい、親同士のふれあい、また世代間を越えたふれあいを大切にするまちづくりを目指します。

私が 家庭が 地域が 支え育む 子どもの未来

2 計画の方向性

- 子育ては“人づくり”であり、次の世代に親となる子どもたちに、親になることの心構えなどの教育の支援や働きかけを支援します。
- 子どもの感じ方・見方を尊重し、子どもが安全で親が安心できる、地域における子育ての推進を図ります。
- 子ども・子育て支援においては、家庭での子育てを最重要視するとともに、家庭、学校及び地域や企業が一体となり、社会全体で支えるネットワークをつくります。
- 子育てと仕事との両立支援を図るとともに、家庭における子育ての孤立化の防止等、広く全ての子どもと家庭への支援を推進します。
- 生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

3 重点的視点

基本理念、計画の方向性の実現に向け、以下の5項目を重点的な視点として、行政が最大の努力をはらうことはもとより、住民一人ひとりや保護者、さらには関係団体や関係機関等と連携を図りながら、自助として、共助として、公助による取り組みを推進していきます。

〈視点その1〉 次代の親づくり

子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進める必要があります。子どもの頃から乳幼児とふれあったり、小さいのちや自然とふれあったりする中で、いのちの大切さ、子どもの愛しさ、人を思いやる気持ちを学ぶことにより、子どもが大人になったときに安心して子どもを産み、自信を持って子育てができるよう取り組みを進めます。

〈視点その2〉 子どもの成長

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが重要であり、そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、障がいの有無や国籍等にかかわらず、全ての子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

〈視点その3〉 社会全体による支援

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、次代を担う子ども達の成長を社会全体で支えていくためにも、全ての子どもと家庭への支援を実現するため、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が互いに協力し合い、それぞれの役割を果たすことが必要です。地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができる地域社会の実現に向けて取り組みを進めます。

〈視点その4〉 家庭への支援

子どもを心身ともに健やかに育むためには、全ての家庭が安心して子育てができる教育・保育環境などの整備が重要です。全ての子どもと家庭への支援の視点として、子育て家庭の様々な事情、多様なニーズに対応できるよう行政、家庭や地域、学校、関係機関・団体、企業等が連携し、子育て家庭が真に必要としている支援を考え、取り組みを進めます。

〈視点その5〉【新規】子どもの未来への支援

子どもの貧困問題を社会全体でとらえ、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を進めることが重要です。生まれ育つ環境に関わらず、すべての子ども・若者が夢や希望を持ち、豊かな人生を送れるように、地域や関係機関、関係団体などが連携して、共に育ち、共に育てるまちづくりへの取り組みを進めます。

4 基本目標

本市においては、平成27年度から平成31年度を計画期間とする「砺波市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援を推進してきました。

本計画においても、「砺波市子ども・子育て支援事業計画」の基本目標を踏まえるとともに、新たに「子どもの貧困対策」に関する基本目標を追加し、次の7項目を基本目標として、計画を推進します。

(1) 質の高い教育・保育の提供

保護者の就労状況や家庭の状況等に関わらず、全ての子どもが同じように質の高い教育・保育を受けられるような環境の整備を進めるとともに、乳幼児期においても潜在的保育ニーズが高い状況などを踏まえ、待機児童など保育を受けられない子どもが出ないように、保育の量的拡大・確保を図ります。

また、次代を担う子どもたちがのびのびと育っていけるよう、子どもの個性や能力を伸ばし豊かな人間性を育む家庭教育、子どもの個性や人格を尊重したゆとりある学校教育など教育環境の整備に努めるとともに、遊びや自然体験、文化・芸術活動、スポーツ活動等を通して豊かな人間性や社会性、創造性を育ていけるよう、地域や家庭と学校が連携してさまざまな遊びや体験の場の整備や機会の提供に取り組みます。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進

誰もが安心して子どもを産み、また全ての子どもが健やかに、生き生きと育つことができるよう地域の環境づくりに努めるとともに、子どもの成長段階に応じた子育て情報の提供や相談体制の充実など、子育て家庭の支援に取り組みます。

また、妊娠・出産期から乳幼児期を中心とした母子保健や食事、思春期保健、小児医療などライフステージごとの健康推進に取り組みます。

さらに、妊娠期から子育て期にわたり、母子等に対する必要な支援を切れ目なく行うため、関係機関の役割分担と連携を図りながら、協働して支援できる体制の強化を図ります。

(3) 地域の子ども・子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、子どもが親と接する時間を確保しつつ、全ての人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子ども・子育て支援サービスの充実を推進します。また、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進、子育て支援センターによる支援体制の充実など、地域ぐるみによる子ども・子育て支援の充実を図ります。

さらに、放課後児童等の健全育成を図るため、地域の実情を踏まえ、身近な地域において全

ての子どもや子育てを見守り、支えあうための仕組みづくりに取り組みます。

(4) 安心・安全な子育て環境の整備

子どもと子育てをする保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、安全に遊べる施設や公園を整備するとともに、道路環境や公共施設においてもあらゆる人が利用しやすいよう設備の充実に努めます。また、子どもを犯罪や交通事故の被害から守る取り組みを、関係機関や地域と連携して推進します。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

女性の就労の増加や就労希望の増加、それにとまなう保育サービスのニーズの増加・多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支援するために、保育及び地域サービスの向上に努めます。また、仕事をしながら子育てができるような支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力し合いながら子育てを行えるよう、働きやすい環境づくりを整備するとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進するなど啓発や支援に努めます。

(6) 要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進

一人ひとりの子どもの人権が尊重される環境づくりを推進するため、児童虐待の予防、早期発見・早期対応に努めます。また、ひとり親家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備します。さらに、特に専門的な知識及び技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細やかな取り組みを推進するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心をなくし、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

(7) 【新規】子どもの未来を応援する取り組みの推進

子どもの現在と将来が、その生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため、必要な環境整備を行うとともに、支援が行き届くよう制度の周知を継続しながら、教育支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。

5 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の展開
私が 家庭が 地域が 支え育む 子どもの未来	1 質の高い教育・保育の提供	(1)教育・保育サービスの提供と充実
		(2)子どもの生きる力を育む学校の教育環境等の整備
		(3)次代の親の育成
		(4)家庭や地域の教育力の向上
	2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進	(1)子どもや母親の健康の確保(母子保健計画)
		(2)「食育」の推進
		(3)小児医療の充実
		(4)切れ目のない支援体制の強化
	3 地域の子ども・子育て支援の充実	(1)地域における子育て支援の充実
		(2)放課後児童等の健全育成
		(3)子育て支援のネットワークづくり
		(4)世代間交流事業
	4 安心・安全な子育て環境の整備	(1)公共施設のバリアフリー化の推進
		(2)通学路や公園における防犯設備の整備
		(3)子どもの安全を確保するための活動の推進
		(4)防災体制の強化
	5 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1)多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
		(2)仕事と子育ての両立の支援
		(3)女性が活躍できる就労環境づくり
	6 要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進	(1)児童虐待防止対策の充実
		(2)ひとり親家庭等への自立支援の促進
		(3)障がい児施策の充実
	7 子どもの未来を応援する取り組みの推進	(1)子どもの教育の支援
		(2)子育て世帯への生活の支援
		(3)保護者の就労自立支援
		(4)子育て世帯への経済的支援

主な事業・施策 (●法定事業 ★新規事業)	
●通常保育の充実 ●時間外保育事業(延長保育) ●一時預かり事業(保育所・認定こども園)	①保育所等の受け入れ児童の拡充
①確かな学力の向上 ②学校教育の活性化 ③豊かな心の育成 ④健やかな体の育成 (★部活動指導員配置事業)	⑤信頼される学校づくり ⑥幼児教育の充実
①家庭教育への支援の充実 ②地域の教育力の向上	●乳児家庭全戸訪問事業 ●養育支援訪問事業その他支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ●妊婦健康診査
①切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策(★ブレままクラス ★産後もママ安心事業) ②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 ③子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり ④育てにくさを感じる親に寄り添う支援	⑤妊娠期からの児童虐待防止対策
①発達に応じた食に関する学習機会や情報の提供 ②食事づくり等の体験活動の推進 ③食に関する学習の機会や情報提供(再掲★ブレままクラス)	
①医療費助成制度 ②小児救急医療の充実	
(★子育て世代包括支援センターの設置 ★子ども家庭総合支援拠点の設置)	
●利用者支援に関する事業 ●地域子育て支援拠点事業 ●ファミリー・サポート・センター事業	①居宅において保護者の児童の養育を支援する事業 ②施設において保護者の児童の養育を支援する事業・情報提供及び指導の推進
●放課後児童クラブ	①放課後や週末等の居場所づくりの推進 ②様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成の取組み
①地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成 ②子育てに関する意識啓発等の推進	
①地域子育て世代間交流の推進	

①交通安全教育の推進 ②子どもの犯罪から守るための活動の推進

(★イクボス推進に向けた啓発活動 ★働き方改革の推進 ★男性の家事・育児参画の促進)
●病児・病後児保育事業
①仕事と子育ての両立のための社会資源の整備 ②仕事と子育ての両立支援のための普及啓発
③結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
(★女性のスキルアップ機会の充実 ★就業等を支援する相談体制の充実)
●要保護児童等の支援に資する事業 ●子育て短期支援事業
①虐待防止ネットワークの設置(再掲★子ども家庭総合支援拠点の設置) ②総合的な親と子の心の健康づくり対策(再掲★ブレままクラス) ③相談支援の充実(★女性のための悩み相談)
①支援体制の充実 ②情報提供及び相談支援の充実
①相談支援体制の充実 ②教育及び療育に特別な配慮を必要とする子どもについて適切な教育的かつ人的支援
③保育所・認定こども園・幼稚園や放課後児童健全育成事業における障がい児、特別な支援が必要な子どもの受け入れ
①学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 ②地域による学習支援(★生活困窮世帯の学習支援) ③就学支援の充実
①保護者の自立支援 ②生活困窮世帯等の子どもの居場所づくりに関する支援(★子ども食堂の取組みへの支援) ③子ども・若者の自立支援(★若者の自立・就労支援)
①就労相談と情報提供 ②資格取得等に対する支援
①生活を支える手当等による支援

第4章 子育て支援施策の展開

第4章 子育て支援施策の展開

1 基本目標別の施策の展開 (※ 事業に★があるものは新規事業)

◎ 基本目標1 質の高い教育・保育の提供

(1) 教育・保育サービスの提供と充実

① 保育所等の受け入れ児童の拡充

子どもの幸せを第一に考え、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
1	認定こども園への移行の推進	乳幼児期の子どもが、保護者の就労状況に関わらず教育と保育を一体的に受けることができる環境づくりを進めるため、「幼保連携型認定こども園」への移行を推進します。	2園	10園	こども課
2	子ども・子育て会議の開催	子ども・子育て会議において、各保育所、認定こども園、幼稚園の定員について決定します。	年2回	継続実施	こども課

(2) 子どもの生きる力を育む学校の教育環境等の整備

① 確かな学力の向上

子ども、学校及び地域の実態を踏まえて、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実を図ります。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
3	スタディメイトによる少人数指導	チームティーチングや個別指導によりきめ細かく指導し、小中学校における基礎・基本の学力や学習の確実な定着に努めます。	小・中学校 全校配置	継続 実施	教育総務課
4	学習支援員によるきめ細やかな指導	チームティーチングや個別指導を行い、小中学校におけるきめ細やかな指導の充実を図ります。	全小学校 配置	継続 実施	教育総務課
5	理科観察実験アシスタント	小学校における理科の観察・実験活動の充実を図るため、設備の準備や調節等を行う理科観察実験アシスタントを配置します。	2人	継続 実施	教育総務課

② 学校教育の活性化

学校外から多分野にわたり地域の有識者等を招き、ふるさと教育を実施するなど、幅広い視野から活力のある学校づくりを進めます。

No.	事業	方向性	H30年度 実績	R6年度 目標	担当課
6	総合的な学習の時間等におけるゲストティーチャーの招請	総合的な学習の時間や特別活動のほか、教科等においてもゲストティーチャーを招き、ふるさと教育の実施など専門的な立場から授業を行います。	実施	継続 実施	教育総務課
7	ふるさと「となみ」探訪事業	ふるさとに対する誇りや愛着を育むため、小学校6年生を対象に、市の特色ある施設等を見学したり、ボランティア「曲輪の会」の解説を聞きながら増山城跡を散策したりする学習を、継続して実施します。	実施	継続 実施	教育総務課
8	郷土学習資料の作成と配布	「わたしたちの砺波」を小学校3年生に配布、「郷土砺波」を中学1年生に配布し、郷土愛を育むふるさと学習を継続し実施します。	実施	継続 実施	教育センター

③ 豊かな心の育成

ア 道徳教育の充実

豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。

No.	事業	方向性	H30年度 実績	R6年度 目標	担当課
9	道徳教育の充実	地域の人々に参加や協力をしてもらったり、学校間の多様な交流を図り体験活動を推進し、感動を共有したり、生き方について考える機会を多く取り入れ、子どもの心に響く道徳教育を充実させます。	実施	継続 実施	教育総務課
10	健やかな砺波っ子を育む学校、家庭、地域連携事業	いのちをテーマとした講演会の開催等を通じて学校・家庭・地域がいじめに対する理解を深めることにより、いじめを未然に防止し、かつ適切に対応する取り組みを行います。	実施	継続 実施	教育総務課

イ 情報モラル教育の充実

メールやインターネットを使ったブログ、スマートフォンの使用によるLINEなどでのいじめ、トラブルなどの危険回避するため、情報安全教育、情報モラル教育を強化します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
11	情報安全教育の実施	インターネット情報の信憑性を見抜き、トラブルに巻き込まれないような判断力を身につけるとともに、メール、LINE等によるいじめを防止するため、情報モラル、ルール等の教育を行います。	実施	継続実施	教育総務課

ウ 地域との連携による多様な体験活動の推進

地域と学校が連携し、様々な機会をとらえて多様な体験活動を展開することにより、子どもの生きる力の育成を図ります。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
12	放課後子ども教室・土曜教室	放課後や週末等に公民館、児童クラブ、PTAなど地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を推進します。放課後児童クラブとの連携を図ります。	実施	継続実施	生涯学習・スポーツ課
13	学習支援ボランティア活用事業の実施	退職教職員や地域の方に、学習支援ボランティアとして教師と共に学習面での支援や補助をしていただくなど、地域の教育力を活用して、確かな学力の育成をめざします。	実施	継続実施	教育総務課
14	社会に学ぶ「14歳の挑戦」の実施	中学2年生が市内事業所において勤労体験を行い、規範意識や社会性を高め、課題を乗り越えるたくましい力を身につけることができますようにします。	実施	継続実施	教育総務課

エ 専門家による相談体制の強化

いじめ、少年非行時の問題行動や不登校に対応するために専門的な相談体制を強化します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
15	適応指導教室の設置	学校生活に適応しにくい児童生徒に対して、協調性・社会性を養い、集団生活への適応力を高めるための教室を設置します。	実施	継続実施	教育総務課

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
16	心の教室相談員等の配置	市内の小中学校に、不登校やいじめに早期に対応するため、不安や悩みを気軽に話せストレスを和らげる相談員及びスクールカウンセラーを配置します。	相談員 中学校 全校配置 小学校 6/8校配置 SC 小・中学校 全校配置	継続 実施	教育総務課

オ 子どもたちの豊かな心を育むネットワークづくり

学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、子どもたちの豊かな心を育むネットワークづくりを推進します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
17	地域の文化活動の活性化	「となみ野児童合唱団」や「となみミュージカルキッズ」など、歌や演技のできる活動の場を提供し、子どもたちの感性を伸ばします。	実施	継続 実施	花と緑と文化の財団
18	本に親しむ環境づくり	「おはなしのじかん」(砺波図書館・庄川図書館)や「パレット」(学校等訪問)などの紙芝居や絵本の読み聞かせによって、子どもたちの情緒を豊かにし、創造の芽を伸ばします。	延 5,258人 参加	継続 実施	図書館
19	読み聞かせボランティア活動の推進	「砺波ファーストブックの会」「めばえの会」「おはなしポケット」などによる幼児・子どもへの読み聞かせのボランティア活動の推進を図ります。	延 556人 参加	継続 実施	図書館

④ 健やかな体の育成

ア 学校におけるスポーツ環境の充実

地域との連携を進め、優れたスポーツ指導者のもとに体育の授業を充実させるだけでなく学校におけるスポーツ環境全般の充実を図ります。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
20	スポーツ指導者の派遣	体力向上計画事業として、児童、生徒の体力向上を図ります。	21回 44時間	継続 実施	生涯学習・スポーツ課
21	保育所・認定こども園・幼稚園へのスポーツ指導者の派遣	市内全ての保育所・認定こども園・幼稚園の4、5歳児を対象に、運動遊び教室「ホップ・ステップ・ジャンプ」を実施し、子どもたちの体力の向上を目指します。	91回 137時間	継続 実施	生涯学習・スポーツ課

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
22	スポーツエキスパート派遣事業	中学校の運動部活動の内容の充実と強化を図るため、地域の専門的な技術・指導力を備えた優れたスポーツ指導者を各校へ派遣します。	実施	継続実施	教育総務課
23	★部活動指導員配置事業	中学校教員の部活動指導に係る負担を軽減するとともに、部活動の質的な向上を図ります。	実施	継続実施	教育総務課

⑤ 信頼される学校づくり

ア 児童生徒の安全管理

学校において、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを継続的にを行います。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
24	危機管理マニュアルの徹底	学校における危機管理マニュアルを見直すとともに地域全体で子どもを見守る仕組みをつくります。	実施	継続実施	教育総務課
25	子ども110番の家設置	下校時に不審者に声をかけられたり連れ去られる被害を未然に防ぐため、地域・PTA・防犯協会等が連携し、緊急避難場所である子ども110番の家を設置し、子どもの安全を守ります。	実施	継続実施	生活環境課 教育総務課
26	子ども見守り隊、子どもパトロール隊への支援	地域やPTAによる、登下校時の子どもたちの見守り活動や地域パトロール活動などを実施し、子ども達が安心して登下校や外出ができるよう活動を支援します。	実施	継続実施	生活環境課 教育総務課
27	スクールガードリーダーの指導助言	子どもの安全を守るため、地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）の指導助言により、通学路見守り隊による登下校の安全確保に一層努めます。	未実施	実施	教育総務課

イ 学校評議員制度の活用

地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民などの相互の意思疎通や協力関係を高めるために学校評議員制度を設置します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
28	学校評議員制度の導入	学校運営における地域住民とのコミュニケーション組織として学校評議員制度を活用します。	実施	継続実施	教育総務課

⑥ 幼児教育の充実

ア 幼児教育についての情報提供

幼児教育の充実のために、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民の理解を深めます。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
29	子育て支援施設開放事業	あそびの広場（幼稚園） やすくすくひろば（保育所）、子育て支援センター（認定こども園）などを通して、未就園児の遊びの体験や親子等の交流、育児に関する情報提供を行い、保育の支援と理解を深めます。	実施	継続実施	こども課

イ 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校との連携

保育所・認定こども園・幼稚園から小学校へ円滑に移行できるよう、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校との連携を図る体制を構築します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
30	幼・保・小連携推進事業	合同行事・合同活動・交流活動を実施し、幼児が保育所や、認定こども園、幼稚園から小学校へ安心して進学できるように連携を図ります。	実施	継続実施	教育総務課 こども課

(3) 次代の親の育成

子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くことなど、子どもを生み育てることの意義に関して教育・広報・啓発を進めます。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
31	中学生・高校生の乳幼児ふれあい体験	中学生、高校生の家庭科実習などでの保育所・認定こども園・幼稚園での保育体験等を通じて子育ての楽しさを体験します。	実施	継続実施	教育総務課 こども課
32	こどもを産み、育てることの意義に関する教育	こどもの笑顔と、元気な声があふれる活力ある地域社会の実現に向けた啓発活動などを進めます。	実施	継続実施	教育総務課

(4) 家庭や地域の教育力の向上

① 家庭教育への支援の充実

ア 家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実

公民館等の社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
33	子育て・親育ち講座	市内の全小学校で就学時健診等の際に、家庭教育講座を開催し、子どもの「生きる力」を育む家庭教育の充実を図ります。	各小学校 年1回	継続 実施	教育総務課 こども課
34	思春期の子どもを持つ親のための子育て講座	市内4中学校で年1回家庭教育講座を行います。	実施	継続 実施	教育総務課
35	幼児期の子育て講座	保護者会等の機会を活用して、家庭教育に関する講話を行います。	実施	継続 実施	こども課
36	子どもの読書活動の推進	「砺波市子ども読書活動推進計画」を共有し、あらゆる機会と場所において自主的な読書活動ができるよう社会全体で連携し推進します。 また、「砺波市子ども読書活動推進会議」の開催により引き続き円滑な計画の推進を図ります。	年1回 開催	継続 実施	図書館

イ 子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備

子育て経験者の皆さんに「子育てサポーター」として活躍していただき、子育て中の方が家庭教育に関して気軽に相談できる体制を整備します。また、子育てサークル活動への支援等、地域における子育て支援ネットワークの形成を図ります。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
37	親子ふれ愛塾	未就園児（1～3歳）と保護者を対象として、親子がいろいろな体験を通じてともに遊び、また保護者同士の仲間作りの場を設けます。	年10回 親子 35組	継続 実施	こども課
38	子育てボランティアサークル活動	公民館等を利用して、子育て中の親子が身近で気軽に集える場を提供します。	実施	継続 実施	こども課
39	子育てサポーターリーダー養成講座	子育てサポーターリーダー養成講座を毎年開催し、新規登録を促し、地域での子育て支援の充実を図ります。	受講者 34人	継続 実施	こども課

② 地域の教育力の向上

ア 地域における子どもの多様な体験活動の充実

地域の方々や関係機関等の協力によって、森林などの豊かな自然環境や、地域の教育資源を活用した多様な体験活動の機会の充実を図ります。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
40	放課後子ども教室・土曜教室（再掲）	放課後や週末等に公民館、児童クラブ、PTAなど地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を推進します。放課後児童クラブとの連携を図ります。	実施	継続実施	こども課 生涯学習・スポーツ課
41	ボーイ・スカウト、ガール・スカウト活動への支援	研修や地域社会への奉仕活動等を通じた、児童の健全育成を目的とする社会教育事業を支援します。	実施	継続実施	生涯学習・スポーツ課

イ スポーツ指導者の育成、地域のスポーツ環境の整備

総合型地域スポーツクラブとの連携、スポーツ指導者の育成など子どもたちの多様なスポーツニーズにこたえる地域のスポーツ環境の整備を図ります。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
42	スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団への加入について、3年生以下の児童も受け入れ、加入率の向上を目指しその育成を図ります。	登録 団員数 761名	継続 実施	生涯学習・スポーツ課
43	総合型スポーツクラブとの連携	市内の総合型スポーツクラブとの連携により、多様なスポーツ教室の提供を図ります。	実施	継続 実施	生涯学習・スポーツ課
44	スポーツ指導者の育成	スポーツ指導者の育成を図り、地域のスポーツ環境の向上を図ります。	研修会 実施	継続 実施	生涯学習・スポーツ課

ウ 地域活動への教職員の自主的参加の推進

地域における子育てに関連した様々な活動に、学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけます。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
45	地域児童クラブや公民館活動への参加、指導者としての参加	勤務地区の児童クラブや公民館の活動に参加するとともに、居住地区の活動に参加し、企画運営にも携わっていくよう働きかけます。	実施	継続 実施	教育総務課

◎ 基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進

(1) 子どもや母親の健康の確保（母子保健計画）

安心して子どもを産み育てるために、21世紀の母子保健の主要な取組を提示する「健やか親子21」に基づき、各種の保健事業を展開します。全ての子どもが健やかに育つ社会を目指して、平成27年度から始まった「健やか親子21（第2次）」を推進するとともに、妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期及び学齢期を通じて母子の健康が保持されるよう、事業の充実を図ります。

① 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

指標	数値目標	
	現状（H30年度）	目標（R6年度）
妊産婦死亡率	出産10万対 0（H29）	出産10万対 0
周産期死亡率	出産千対 0（H29）	出産千対 0
新生児死亡率、乳児死亡率	出生千対 新生児 0（H29） 乳児 2.8	出生千対 新生児 0 乳児 0
妊娠11週以下の届出	96.7%	97.0%
妊娠・出産に満足している者の割合	86.5%	90.0%
妊婦の喫煙率	2.0%	0.0%
育児期間中の父親・母親の喫煙率	父親30.9% 母親 1.6%	父親30.0% 母親 0.0%
妊婦の飲酒率	0.7%	0.0%
全出生中の低出生体重児の割合	・低出生体重児(2,500g未満) 9.7% ・極低出生体重児(1,500g未満) 1.7% (H29)	減少
1か月児の母乳育児の割合	52.0% ※母乳のみ	維持向上
小児救急電話番号(#8000)を知っている親の割合	62.5%	75.0%
乳幼児健康診査の未受診率	・3か月児 1.0% ・1歳6か月児 0.0% ・3歳児 1.3%	・3か月児 0.0% ・1歳6か月児 0.0% ・3歳児 1.0%
仕上げみがきをする親の割合	93.2%	95.0%
むし歯のない3歳児の割合	91.9%	増加
1歳6か月までに、四種混合(初回3回)、麻疹・風しん1期の予防接種終了者の割合	・三混および四混 97.3% ・麻疹風疹および麻疹 94.2%	・三混および四混 98.0% ・麻疹風疹および麻疹 95.0%
子どもの「かかりつけ医」をもつ親の割合 医師 歯科医師	<医師> ・3、4か月児 75.0% ・3歳児 91.6% <歯科医師> ・3歳児 27.4%	<医師> ・3、4か月児 80.0% ・3歳児 90.0% <歯科医師> ・3歳児 50.0%

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
46	不妊・不育症に悩む方への治療費支援事業	少子化対策の充実を図るとともに、治療を受けている夫婦に対し、経済的負担及び精神的負担を軽減するよう継続して実施します。	不妊治療 117件 不育症 5件	継続 実施	健康センター
47	妊婦保健指導事業	妊娠届出時に妊娠期の健康管理を実施できるよう指導します。	304人	継続 実施	健康センター
48	妊婦一般健康診査	受診票を発行し、医療機関で受診できる体制を継続します。(14回無料)。また、安全な妊娠・出産のために定期的な健診の受診を勧めます。平均利用回数12.2回(H29)	3,654人	継続 実施	健康センター
49	★プレママクラス	妊娠中期の妊婦に対し、妊娠の経過に伴う心とからだの変化に対応できるよう、また体重管理や食生活のポイントについて学び、安心して出産し親子の生活を迎えられるよう支援します。	年6回 38人	継続 実施	健康センター
50	妊婦相談	妊娠中の体調、食事、おっぱい、育児のことなど個別で相談を行い、出産や子育てに向けて準備ができるよう支援します。	61人	継続 実施	健康センター
51	産婦健康診査	受診票を発行し、医療機関で受診できる体制を継続します。(産後2週間、1か月の2回無料)。産後うつの状況を早期に把握し、母子の心身の健康管理を図ります。	548人	継続 実施	健康センター
52	★産後もママ安心事業	家族から支援が得られにくく、産後の体調不良や不安がある産婦を対象に委託助産院の助産師が自宅へ訪問して母親の心身のケアや赤ちゃんのケア等を行います。 多胎児妊婦については、産後の母親や乳児の身の回りの世話、育児を行う事業について検討します。	母親 6人 児 6人	継続 実施	健康センター
53	新生児訪問 妊産婦訪問	乳児および妊産婦の健康の保持増進を図るために、保健師及び助産師等が訪問指導を行います。 エジンバラ産後うつ質問票等を用いて、ハイリスク妊産婦の早期発見、早期支援に努めます。	妊婦 7人 新生児・ 産婦 253人	継続 実施	健康センター
54	未熟児等訪問指導 事業 運動発達相談会	低出生体重児等の未熟児に対し、医療機関との連携を図り、訪問にて保健指導を行います。 また、理学療法士・保健師による個別相談を実施し、保護者の育児不安を軽減し、児の発育・発達を支援します。	訪問 45人 相談会 25人	継続 実施	健康センター
55	乳幼児訪問指導事業	経過観察が必要な乳幼児に対し、訪問にて必要な指導を行います。	392人	継続 実施	健康センター

No.	事業	方向性	H30年度 実績	R6年度 目標	担当課
56	育児相談事業	母乳相談、発達相談、栄養相談、歯科相談等、専門スタッフによる相談会を週1回開催します。保護者の悩みに随時対応し、安心できる育児を支援します。	777人	継続 実施	健康センター
57	6か月児もぐもぐ教室	離乳食導入期の児をもつ保護者に対し、離乳食の意味や、進め方等を指導し、安心して実践できるよう支援します。またこの時期の発達を促す関わり方を助言します。	年12回 200人	継続 実施	健康センター
58	1歳児ハブラシ訪問	1歳児を対象に、各地区の母子保健推進員が家庭訪問をし、仕上げみがきの助言等、むし歯予防の啓発を行います。	302人	継続 実施	健康センター
59	歯科健康診査	1歳6か月から3歳6か月までの幼児に、半年ごとに計5回、歯科健診、相談及びフッ化物塗布を無料で行い、むし歯予防に努めます。	1,704 人	継続 実施	健康センター
60	保育所・認定こども園・幼稚園歯科指導事業	保護者及び幼児に対して、歯科衛生士によるブラッシング指導や食生活指導等のむし歯予防及び啓発を行います。	1,783 人	継続 実施	健康センター
61	フッ素洗口法によるむし歯予防事業	保育所・幼稚園児に対し、フッ素洗口によるむし歯予防及び啓発を行います。	754人	継続 実施	健康センター

② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう支援します。また、次世代の健康を支える社会の実現を目指します。

指標	数値目標	
	現状（H30年度）	目標（R6年度）
十代の人工妊娠中絶率 (15～19歳の女子人口 千対)	H25～29平均 3.4	H30～R4平均 減少
児童・生徒の 痩身(やせ)傾向児の割合 (肥満度－20%以下)	小5 男 1.2%、女 1.2% 中2 男 0.8%、女 3.6%	減少
児童・生徒の 肥満傾向児の割合 (肥満度＋20%以上)	小5 男 6.0%、女 4.1% 中2 男 6.0%、女 4.7%	減少
朝食を欠食する子どもの割合	小5 0.8% 中2 1.6%	減少
メディアの使用時間の割合 (3時間以上)	小5 22.0% 中2 19.0%	減少

No.	事業	方向性	H30年度 実績	R6年度 目標	担当課
62	思春期の健康づくりに関する啓発事業	小中学校養護教諭の連絡会等に参加し、思春期の健康課題対策や学校保健の推進に協力し、必要な措置を講じます。生涯を通じた健康づくりについて、児童・生徒の意識向上を図ります。	実施	継続 実施	健康センター
63	小学校歯科指導事業	児童に対して、歯科衛生士によるブラッシング指導や食生活指導等のむし歯予防及び啓発を行います。	560人	継続 実施	健康センター
64	歯周病対策事業	小・中学校へ出向き、健康教育、個別指導等を実施し、歯周病の予防及び啓発を行います。	551人	継続 実施	健康センター
65	フッ素洗口法によるむし歯予防事業	小・中学校において、フッ素洗口によるむし歯予防及び啓発を行います。	4,046 人	継続 実施	健康センター

③ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないように支えていく地域づくりを目指します。

指標	数値目標	
	現状（H30年度）	目標（R6年度）
妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合	93.1%	95.0%
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	97.7%	増加
積極的に育児をしている父親の割合	60.3%	増加
風呂場のドアを乳幼児が開けられないよう工夫した家庭の割合	35.9%	40.0%
マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合	37.2%	60.0%

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
66	母子保健推進員活動（45人）	保護者の身近な支援者として市内全地区に推進員を設置。地域の中で母子の健康づくりと、楽しい子育てを推進します。	504人	継続実施	健康センター
67	乳児家庭全戸訪問事業	保護者の身近な支援者として市内に協力員を設置。地域の中で安心して子育てができるよう協力員及び保健師が生後2～3か月に訪問し支援します。	94%	継続実施	健康センター
68	家庭児童相談員の配置	家庭児童相談室に5名の家庭児童相談員を配置して、各保育所、幼稚園、子育て支援センターを定期的に訪問し、虐待等の早期発見や早期対応に努めます。	相談員 5人 (非常勤)	相談員 2人以上 (常勤)	こども課

④ 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

親子が発信する様々な育てにくさのサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ります。

指標	数値目標			
	現状（H30年度）		目標（R6年度）	
ゆったりとした気分で子どもと過ごす時間がある母親の割合	・3、4か月児 ・1歳6か月児 ・3歳児	87.8% 72.4% 66.0%	・3、4か月児 ・1歳6か月児 ・3歳児	増加 増加 増加
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	・3、4か月児 ・1歳6か月児 ・3歳児	81.5% 78.5% 87.6%	・3、4か月児 ・1歳6か月児 ・3歳児	90.0% 90.0% 90.0%
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	・3、4か月児 ・1歳6か月児 ・3歳児	88.7% 89.4% 80.0%	・3、4か月児 ・1歳6か月児 ・3歳児	90.0% 90.0% 85.0%

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
69	育児相談事業（再掲）	母乳相談、発達相談、栄養相談、歯科相談等、専門スタッフによる相談会を週1回開催します。保護者の悩みに随時対応し、安心できる育児を支援します。	777人	継続実施	健康センター
70	仲よしランド（健診事後教室）	幼児健診の結果、発達支援が必要な親子に対し、遊びを通して発達を促す関わりを助言します。必要に応じて心理相談員による個別相談も行い、早期支援、早期療育につなぎます。	84人	継続実施	健康センター
71	はったつの相談	幼児健康診査の結果、発達を促す支援を要する子とその保護者に対し、公認心理師による個別指導を行います。	30人	継続実施	健康センター
72	ことばの相談	ことばの発達にフォローを要する子とその保護者に対し、言語聴覚士による個別指導を行います。	37人	継続実施	健康センター
73	幼児精神精密健康診査	幼児健診の結果、精神発達面において要精密健診と判断された児に対し、専門医師や公認心理師等による個別相談、心理判定、医学的診断等を行い、必要に応じて専門療育機関へつなぎます。	5人	継続実施	健康センター
74	ゆう遊相談会	発達障害児支援事業として、厚生センター、小矢部市、南砺市と合同実施。富山県リハビリテーション病院・子ども支援センター、わらび学園からの技術支援を受け、早期支援、早期療育へとつなぎます。	3人	継続実施	健康センター
75	運動発達相談会（再掲）	低出生体重児等の未熟児に対し、理学療法士・保健師による個別相談を実施し、保護者の育児不安を軽減し、児の発育・発達を支援します。	25人	継続実施	健康センター

⑤ 妊娠期からの児童虐待防止対策

児童虐待を防止するため、妊娠期や新生児期からの関係機関との連携を強化します。

指標	数値目標	
	現状 (H30年度)	目標 (R6年度)
体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・3,4か月児 87.5% ・1歳6か月児 75.9% ・3歳児 50.1% 	増加
乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合	(国 H26)94.3%	100%
こんにちは赤ちゃん訪問の実施率 (乳児家庭全戸訪問事業)(再掲)	94.6%	95.0%

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
76	産科・小児科医療機関連携	ハイリスク妊産婦について、妊娠期からの早期発見と支援を目的として、産科・小児科医療機関との円滑な連携を行い、妊娠・出産・育児を支援します。	59人	継続実施	健康センター
77	妊婦アンケート調査の実施	妊娠届出時に、全妊婦に対しアンケート調査を実施。心理面や経済面、家族状況等を把握しハイリスク妊婦を早期に発見、必要な支援へとつなぎます。	304人	継続実施	健康センター
78	家庭児童相談員の配置 (再掲)	家庭児童相談室に5名の家庭児童相談員を配置して、各保育所、幼稚園、子育て支援センターを定期的に訪問し、虐待等の早期発見や早期対応に努めます。	相談員 5人 (非常勤)	相談員 2人以上 (常勤)	こども課

(2) 「食育」の推進

① 発達に応じた食に関する学習機会や情報の提供

保健分野や教育分野を始めとするさまざまな分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
79	家庭における食育の推進	給食参観や給食試食会の実施、給食展示や給食だより等の発行など、保護者への給食に対する理解を深めます。	実施	継続実施	保育所・認定こども園・幼稚園 小中学校 学校給食センター
80	乳幼児に対する食育の推進	6か月児もぐもぐ教室などを通して、離乳食導入期の児をもつ保護者に対し、離乳食の意味や進め方等を指導し、安心して実践できるよう支援します。	実施	継続実施	健康センター
81	未就園児に対する食育の推進	子育て支援センターでのおやつ教室、食事相談会等を通して食育に対する関心を深めます。	実施	継続実施	こども課
82	保育所等・学校における食育の推進	食事のマナーの指導や、米や野菜などを作り、食物に対する感謝の気持ちを育てます。	実施	継続実施	保育所・認定こども園・幼稚園 小中学校 学校給食センター
83	地産地消の推進	給食にとなみブランドをはじめとした地域の特産物や地場産農産物を活用した献立を提供し、地元食材の理解を深めます。	実施	継続実施	学校給食センター こども課
84	生活習慣病予防のための食育の推進	食生活改善推進員協議会の活動を通して、朝食の欠食や生活リズムの乱れからの生活習慣病を予防するために、乳幼児期からの生活習慣病予防と食育推進に努めます。	実施	継続実施	健康センター

② 食事づくり等の体験活動の推進

食事づくり等の体験活動を子ども参加型などで進めます。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
85	親子料理教室の開催	食材の持つ栄養や特徴と大切さを学び、親子で楽しく料理を作り、食事することで、親子の絆と日常生活で欠かすことの出来ない「食」への意識を深めることを目的に実施します。	年 13回	継続 実施	健康センター
			年2回	継続 実施	学校給食センター

③ 食に関する学習の機会や情報提供

低体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があります。そのために妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。一方、小中学生や保護者を対象に食の大切さについての学習の機会を設けます。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
86	★プレママクラス (再掲)	妊娠中期の妊婦に対し、妊娠の経過に伴う心とからだの変化に対応できるよう、また体重管理や食生活のポイントについて学び、安心して出産し親子の生活を迎えられるよう支援します。	年6回 38人	継続 実施	健康センター
87	6か月児もぐもぐ 教室 (再掲)	離乳食導入期の児をもつ保護者に対し、離乳食の意味や、進め方等を指導し、安心して実践できるよう支援します。またこの時期の発達を促す関わり方を助言します。	年12回 200人	継続 実施	健康センター
88	学校で指導するマナー会食、ホームページでの給食紹介	小中学生や保護者を対象に食の大切さについての学習の機会を提供します。	マナー会食 1校 HP 給食実施日 203日 分及び 毎月献立掲載	継続 実施	学校給食センター

(3) 小児医療の充実

① 医療費助成制度

安心して子どもを産み、健やかに育てるための基盤である小児医療について、医療費の助成を行います。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
89	乳幼児及び小中学生の子育て支援医療費助成	中学校3年生までの児童の入通院にかかる医療保険適用分の医療費について助成します（所得制限なし、一部自己負担金なし）。	受給者数 6,476人	継続 実施	こども課
90	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等で18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護または養育している方及び当該児童の医療保険適用分の医療費を助成します。	受給者数 860人	継続 実施	こども課

② 小児救急医療の充実

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
91	砺波医療圏急患センターの設置	市立砺波総合病院の敷地内において、平日（月～土）の夜間と、日・祝日の日中・夜間に砺波医師会の内科・小児科医師が交代で診療にあたっています。 （内科・小児科のみ）	実施	継続 実施	砺波広域圏

(4) 切れ目のない支援体制の強化

妊娠期から子育て期にわたり、母子等に対する必要な支援を切れ目なく行うため、関係機関の役割分担と連携を図りながら協働して支援できる体制の強化を図ります。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
92	★子育て世代包括支援センターの設置	妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象に、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じます。	実施	継続 実施	健康センター こども課
93	★子ども家庭総合支援拠点の設置	全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談等への対応を行い、特に要保護・要支援児童等への支援業務の強化を図るとともに、関係機関との連絡調整を行います。	未実施	実施	健康センター こども課

◎ 基本目標 3 地域の子ども・子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援の充実

① 居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

地域での子育てサポーターの育成を図るとともに、シルバー人材センターの活用を図るなど、居宅における保護者の児童への養育支援を図ります。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
94	子育てサポーターリーダー養成講座(再掲)	子育てサポーターリーダー養成講座を毎年開催し、新規登録を促し、地域での子育て支援の充実を図ります。	受講者 34人	継続 実施	こども課

② 施設において保護者の児童の養育を支援する事業・情報提供及び指導の推進

各施設において、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
95	子育て支援施設開放事業(再掲)	あそびの広場(幼稚園) やすくすくひろば(保育所)、子育て支援センター(認定こども園)などを通して、未就園児の遊びの体験や親子等の交流、育児に関する情報提供を行い、保育の支援と理解を深めます。	実施	継続 実施	こども課

(2) 放課後児童等の健全育成

① 放課後や週末等の居場所づくりの推進

放課後児童クラブに加え、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
96	児童館、児童センター	地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ安全に過ごすことができる居場所づくりを推進します。	実施	継続実施	こども課
97	放課後児童クラブ(再掲) 放課後子ども教室(再掲) (放課後子ども総合プラン)	放課後児童クラブ・・・子ども・子育て支援計画に基づき整備する。 放課後子ども教室・・・現状の取組を推進し、校区内の放課後児童クラブとの連携により、一体型として実施できるよう地域に働きかけていきます。 公民館、児童クラブ、PTAなど地域の方々の協力を得て、子どもたちに自然体験、農業体験や勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を推進します。	実施	継続実施	こども課 生涯学習・スポーツ課

◇ 放課後子ども総合プラン ◇

対象小学校区	放課後児童クラブ	利用者数		運営	形態	放課後子ども教室	利用者数		運営
		H30年度実績	R6年度目標				H30年度実績	R6年度目標	
出町	出町小学校区 放課後児童教室	44	104	運営委員会	一体型	出町小学校せつぶん教室	184	継続実施	小学校
庄南	庄南校区 放課後児童クラブ	54	60	運営委員会	連携型	庄南っ子と童謡を楽しむ地域合唱の会	20	継続実施	公民館
					連携型	太田放課後子ども教室	68	継続実施	公民館
砺波東部	砺波東部小学校区 放課後児童クラブ	131	143	運営委員会	その他	柳瀬放課後子ども教室	120	継続実施	公民館
砺波南部	砺波南部小学校下 放課後児童教室	59	80	運営委員会	連携型	五鹿屋放課後子ども教室	135	継続実施	公民館
					連携型	東野尻放課後子ども教室	60	継続実施	公民館
砺波北部	砺波北部校下 放課後児童教室	92	164	運営委員会					
庄東	庄東小学校区 放課後児童教室	36	46	運営委員会					
鷹栖	鷹栖小学校区 放課後児童クラブ	67	69	運営委員会	一体型	たかの子のびのび教室	152	継続実施	小学校
庄川	庄川小学校区 放課後児童クラブ	44	47	運営委員会	一体型	庄川子どもわくわく教室	35	継続実施	運営委員会
					連携型	雄神子ども塾	10	継続実施	

② 様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成の取組み

児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源を活用し、主任児童委員、児童委員、子育て支援を行うNPO、ボランティア、児童クラブ、自治会等が連携し、児童健全育成支援を推進します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
98	青少年健全育成に関する大会の開催	青少年の健全育成に関わる人たちが一堂に会し、実践、講演会など、今後の青少年の健全育成の在り方について考えます。	年1回	実施方法を変更して実施	生涯学習・スポーツ課
99	スポーツ教室の開催	総合型地域スポーツクラブなどと連携を図り、児童、生徒や親子が参加できる各種スポーツ教室を開催します。	実施	継続実施	生涯学習・スポーツ課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

① 地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成

子育て家庭に対してきめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するために、地域における子育て支援サービス等のネットワークを形成します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
100	子育てサポーターリーダー養成講座(再掲)	子育てサポーターリーダー養成講座を毎年開催し、新規登録を促し、地域での子育て支援の充実を図ります。	受講者34人	継続実施	こども課

② 子育てに関する意識啓発等の推進

地域住民全ての方が、子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう子育てに関する意識啓発等を進めます。

また、各種の子ども・子育て支援サービス等が地域の皆さんに十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドマップを兼ね備えた「子育て支援情報」の作成、配布によって情報提供を行います。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
101	子育てサポーター、子育てボランティアグループを通じた啓発	次代の子育てについて考えるため、必要となる情報について広報活動や、子育てサポーター、子育てボランティアグループを通じた啓発活動を実施します。	実施	継続実施	こども課
102	子育て支援情報等の作成	子育て支援情報と子育てマップを一体とした情報パンフレットを作成し、配布します。	年1回	継続実施	こども課

No.	事業	方向性	H30年度 実績	R6年度 目標	担当課
103	子育てサポーター等ボランティアに対する補償制度の確立	サービス利用者の安全で安心した活動支援とする補償制度の確立させます。	実施	継続 実施	こども課

(4) 世代間交流事業

①地域子育て世代間交流の推進

地域の高齢者に地域の子育て支援に参画していただき、世代間交流を進めながら豊かな子育て支援を進めます。

No.	事業	方向性	H30年度 実績	R6年度 目標	担当課
104	地域活動事業(各保育所、認定こども園、幼稚園で実施)	地域の公民館や敬老会等と連携し、お年寄りとのふれあいや文化と遊びの継承、市老人クラブ連合会などとの交流等を行います。	実施	継続 実施	こども課

◎ 基本目標 4 安心・安全な子育て環境の整備

(1) 公共施設のバリアフリー化の推進

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、幅の広い歩道の整備や、施設のバリアフリー化を推進します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
105	通学路等の歩道整備	子どもや高齢者等の交通弱者が安全に通行できるよう危険性、必要性を考慮し、計画的に歩道整備を進めます。	実施	継続実施	土木課 教育総務課
106	特定建築物・特定公園の整備	学校、病院、公園等の子どもたちや、妊婦が使用する特定建築物・特定公園について、法律に基づきバリアフリー化を進めます。	実施	継続実施	都市整備課

(2) 通学路や公園における防犯設備の整備

通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置の整備を推進します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
107	防犯灯の整備	地域の要望にあわせ、防犯灯の整備を支援します。	実施	継続実施	生活環境課

(3) 子どもの安全を確保するための活動の推進

①交通安全教育の推進

子どもや、保護者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
108	交通安全教室	各保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校において、交通安全教室を定期的実施します。	年33回	継続実施	生活環境課 教育総務課

② 子どもを犯罪から守るための活動の推進

子どもが犯罪等の被害にあわないよう、防犯講習の実施を検討するなどの活動を推進します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
109	防犯講習	子どもが犯罪等の被害にあわないよう、警察や防犯協会と連携を取りながら、必要に応じて防犯講習を開催します。	実施	継続実施	生活環境課 教育総務課

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
110	子ども110番の家の設置 (再掲)	下校時に不審者に声をかけられたり連れ去られる被害を未然に防ぐため、地域・PTA・防犯協会等が連携し、緊急避難場所である子ども110番の家を設置し、子どもの安全を守ります。	実施	継続実施	生活環境課 教育総務課
111	子ども見守り隊、子どもパトロール隊への支援 (再掲)	地域やPTAによる、登下校時の子どもたちの見守り活動や地域パトロール活動などを実施し、子ども達が安心して登下校や外出ができるよう活動を支援します。	実施	継続実施	生活環境課 教育総務課
112	地域における情報安全教育の推進・啓発	子どもたちがインターネット情報のトラブルに巻き込まれないように、保護者に対してもフィルタリングなどの普及啓発を推進します。また、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進します。	実施	継続実施	生活環境課 教育総務課
113	被害に遭った子どもの保護	家庭児童相談員やスクールカウンセラー、医師、県や専門機関との連携により、通告受理後48時間以内に子どもの安全確認を行い、子どもの保護を行います。	実施	継続実施	教育総務課 こども課

(4) 防災体制の強化

災害時又は災害のおそれがある場合に妊婦や乳幼児の安全の確保を図るため、避難方法の検討を行うとともに、防災マップを作成するなど、防災対策を推進します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
114	防災体制の強化	災害時の妊婦や乳幼児及び障がい児（避難行動要支援者）の避難方法や避難所の収容の方法などについて検討します。	実施	継続実施	総務課
115	防災マップ等の作成	各地区の避難場所を明記した防災マニュアル（冊子）及び地図（ハザードマップ）等を全戸配布し、各家庭での避難経路などの確認を促進します。	実施	継続実施	総務課 農地林務課 土木課 都市整備課

◎ 基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランスの考え方を広め、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供を積極的に推進します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
116	ワーク・ライフ・バランスの考え方の広報・啓発	働き方や仕事のやり方を見直し、仕事と子育てを両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及するために関係機関と協力し、広報・啓発活動を進めます。	実施	継続実施	企画調整課
117	仕事と子育ての両立に向けた情報提供とその周知	事業所に対し育児・介護休業法等など、労働条件に関する法律等の周知を図り、市民が育児休暇等を取りやすい環境づくりを進めます。	未実施	実施	企画調整課
118	★イクボス推進に向けた啓発活動	管理職を含めた事業所トップの意識改革に向けた啓発を行い、仕事と家庭生活の両立しやすい職場づくりを推進します。	実施	継続実施	企画調整課 商工観光課
119	★働き方改革の推進	事業所に対し長時間労働の是正や労働生産性の向上、柔軟で多様な働き方を勧める意識づくりを勧めます。	未実施	実施	企画調整課
120	★男性の家事・育児参画の促進	家庭における家事や子育てについて男性の参画を推進するため、男女共同参画の意識づくりを啓発します。	実施	継続実施	企画調整課

(2) 仕事と子育ての両立の支援

① 仕事と子育ての両立のための社会資源の整備

仕事と子育ての両立を支援するために、保育サービスや放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターの利用を進めていきます。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
121	0歳児保育 (生後6カ月経過後より実施。ちゅうりっぷ保育園、あぶらでん保育園では生後4カ月経過後より実施)	乳児期における親子のふれあい、首の据わりや離乳食への移行等子どもの精神的・身体的影響を鑑み、生後6カ月経過後から保育所への入所を受け入れています。事業主には最低6カ月の育児休業取得を認めるよう働きかけていきます。	実施	継続実施	こども課
122	放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター	放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターの活用により、仕事と子育ての両立を支援します。	実施	継続実施	こども課

② 仕事と子育ての両立支援のための普及啓発

仕事をしている人、事業主、地域住民を対象に、仕事と子育ての両立のためのセミナーや会議を開催します。また、関係法制度の広報・啓発、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
123	育児休業制度の活用促進	育児・介護休業法に基づく両立支援制度の活用を呼びかけます。市内事業所の取得状況を調査し、仕事と子育ての両立のために積極的な活用を広報・啓発します。	未実施	実施	企画調整課 商工観光課

③ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

市民の結婚・妊娠・出産・育児に関する希望の実現のため、それらの切れ目のない推進が必要であるため、情報の提供、支援体制について強化を図っていきます。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
124	結婚相談	結婚を希望している若者を対象に、専門の相談員による婚活・恋愛相談日を開設し、結婚希望者の相談に応じるなど、結婚に対する相談支援を図ります。	延18人	継続実施	企画調整課
125	婚活講座の開催	若年層を対象に「恋愛をし、結婚をし、家庭をつくる準備」のためのセミナーを開催し、結婚に向けての情報提供ができる環境整備を図ります。	延113人	継続実施	企画調整課

(3) 女性が活躍できる就労環境づくり

子どもを出産後も働き続けたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、キャリア形成のための相談、子育て家庭への就労支援など、環境づくりに努めます。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
126	★女性のスキルアップ機会の充実	出産や育児を機に仕事を離れた後、就職を希望する人に対し、ママの就活応援プロジェクト事業など、再就職のための支援を行います。	7人	継続実施	商工観光課
127	★就業等を支援する相談体制の充実	再就職、在宅ワーク、短時間勤務など、希望する働き方に応じた相談体制の充実を図ります。	実施	継続実施	商工観光課

◎ 基本目標 6 要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 虐待防止ネットワークの設置

関係行政機関のみならず、NPOやボランティア団体とも連携し、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取り組みに向けた虐待防止ネットワークを設置し、連携していきます。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
128	市要保護児童地域対策協議会の設置 (代表者会議、実務者会議)	学校・地域保健医療・司法警察関係・福祉等と高岡児童相談所も加わり、情報交換を行いながら要保護児童の早期発見・早期対応について協議します。	年2回	継続実施	こども課
129	★子ども家庭総合支援拠点の設置 (再掲)	全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談等への対応を行い、特に要保護・要支援児童等への支援業務の強化を図るとともに、関係機関との連絡調整を行います。	未実施	実施	健康センター こども課

② 総合的な親と子の心の健康づくり対策

母親の育児不安や、虐待、いじめ等の問題に早期に対応するために日常的な育児相談機能の強化、母子保健事業の強化、専門的な支援サービスメニューの充実を図ります。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
130	中・高・大学生の保育体験	中・高・大学生に保育体験や子育て教室を実施し、子育て等の楽しさ等を体験します(14歳の挑戦、インターンシップ等)。	実施	継続実施	教育総務課 こども課
131	★プレママクラス (再掲)	妊娠中期の妊婦に対し、妊娠の経過に伴う心とからだの変化に対応できるよう、また体重管理や食生活のポイントについて学び、安心して出産し親子の生活を迎えられるよう支援します。	年6回 38人	継続実施	健康センター
132	育児相談事業 (再掲)	母乳相談、発達相談、栄養相談、歯科相談等、専門スタッフによる相談会を週1回開催します。保護者の悩みに随時対応し、安心できる育児を支援します。	777人	継続実施	健康センター
133	乳幼児訪問指導事業 (再掲)	経過観察が必要な乳幼児に対し、訪問にて必要な指導を行います。	392人	継続実施	健康センター
134	運動発達相談会 (再掲)	低出生体重児等の未熟児に対し、理学療法士・保健師による個別相談を実施し、保護者の育児不安を軽減し、児の発育・発達を支援します。	25人	継続実施	健康センター

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
135	はったつの相談 (再掲)	幼児健康診査の結果、発達を促す支援を要する子とその保護者に対し、公認心理師による個別指導を行います。	30人	継続実施	健康センター

③ 相談支援の充実

虐待の早期発見・早期対応として、児童虐待に着目した福祉事務所（家庭児童相談員）及び、市健康センターにおける取り組みを充実させます。また、主に主任児童委員、児童委員等の積極的な活用も推進します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
136	産科・小児科医療機関連携 (再掲)	ハイリスク妊産婦について、妊娠期からの早期発見と支援を目的として、産科・小児科医療機関との円滑な連携を行い、妊娠・出産・育児を支援します。	59人	継続実施	健康センター
137	妊婦アンケート調査の実施 (再掲)	妊娠届出時に、全妊婦に対しアンケート調査を実施。心理面や経済面、家族状況等を把握しハイリスク妊婦を早期に発見、必要な支援へとつなぎます。	304人	継続実施	健康センター
138	育児相談事業 (再掲)	母乳相談、発達相談、栄養相談、歯科相談等、専門スタッフによる相談会を週1回開催します。保護者の悩みに随時対応し、安心できる育児を支援します。	777人	継続実施	健康センター
139	家庭児童相談員の配置 (再掲)	家庭児童相談室に5名の家庭児童相談員を配置して、各保育所、認定こども園、幼稚園、子育て支援センターを定期的に訪問し、虐待等の早期発見や早期対応に努めます。	相談員 5人 (非常勤)	相談員 2人以上 (常勤)	こども課
140	被害に遭った子どもの保護	家庭児童相談員やスクールカウンセラー、医師、県や専門機関との連携により、虐待通告受理後48時間以内に子どもの安全確認を行い、子どもの保護を行います。	実施	継続実施	こども課
141	★女性のための悩み相談事業	女性が日常生活の中で直面する様々な悩みの解消や配偶者等の暴力から女性とその子どもを守るため、相談体制や関係機関との連携を強化します。	月2回 延 62件	継続実施	こども課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の促進

① 支援体制の充実

子育て等の日常的な生活や、就業・養育等に関する支援について、地域のひとり親家庭の現状を把握しつつ、総合的に実施していきます。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
142	小口資金貸付事業	ひとり親・寡婦家庭の生活意欲の増進を図るため、市の貸付金 200 万円（H26 年度から）を砺波市母子寡婦福祉連合会に委託し、不時の支出に充てる資金の貸付を行います。	貸付 2 件	継続 実施	こども課
143	母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭や父子家庭、寡婦の方の自立援助と児童の福祉を推進するために無利子又は低利子で資金の貸付を行います。	貸付 3 件	継続 実施	こども課
144	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	自立のための教育訓練や高等職業訓練の促進等による就業支援を進めるため、給付金制度の活用を PR します。	高等 3 件	継続 実施	こども課
145	ひとり親家庭等医療費助成（再掲）	ひとり親家庭等で 18 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を監護または養育している方及び当該児童の医療保険適用分の医療費を助成します。	受給者数 860 人	継続 実施	こども課

② 情報提供及び相談支援の充実

母子家庭等に対する相談体制の充実を図るとともに、施策・取り組みについての情報提供を行います。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
146	母子父子自立支援員の配置	市では母子父子自立支援員を配置しており、母子等が就労する自立の支援と母子寡婦福祉資金の貸付等、経済上の相談指導等を行っています。	支援員 1 人 (常勤)	継続 実施	こども課

(3) 障がい児施策の充実

① 相談支援体制の充実

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
147	仲よしランド(健診事後教室) (再掲)	幼児健診の結果、発達支援が必要な親子に対し、遊びを通して発達を促す関わりを助言します。必要に応じて心理相談員による個別相談も行い、早期支援、早期療育につなぎます。	84人	継続実施	健康センター
148	はったつの相談 (再掲)	幼児健康診査の結果、発達を促す支援を要する子とその保護者に対し、公認心理師による個別指導を行います。	30人	継続実施	健康センター
149	ことばの相談 (再掲)	ことばの発達にフォローを要する子とその保護者に対し、言語聴覚士による個別指導を行います。	37人	継続実施	健康センター
150	幼児精神精密健康診査 (再掲)	幼児健診の結果、精神発達面において要精密健診と判断された児に対し、専門医師や公認心理師等による個別相談、心理判定、医学的診断等を行い、必要に応じて専門療育機関へつなぎます。	5人	継続実施	健康センター
151	ゆう遊相談会 (再掲)	発達障害児支援事業として、厚生センター、小矢部市、南砺市と合同実施。富山県リハビリテーション病院・こども支援センター、わらび学園からの技術支援を受け、早期支援、早期療育へとつなぎます。	3人	継続実施	健康センター

② 教育及び療育に特別な配慮を必要とする子どもについて適切な教育的かつ人的支援

学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症など教育及び療育に特別な配慮を必要とする子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的かつ人的支援を行います。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
152	保護者との相談会	障がいのある子どもたちの健康相談、就学相談等を行い家族への支援も行います。	実施	継続実施	健康センター 教育総務課 こども課
153	スタディメイトの配置(小・中学校) 加配措置(保育所・認定こども園・幼稚園)	特別な支援が必要な児童、生徒に対し学校生活の支援を行うスタディメイトを配置します。各保育所、認定こども園、幼稚園では加配措置等を行います。	小・中学校 全校配置 保・認・幼 必要に応じて 加配措置	継続実施	教育総務課 こども課

③ 保育所・認定こども園・幼稚園や放課後児童健全育成事業における障がい児、特別な支援が必要な子どもの受け入れ

保育所・認定こども園・幼稚園や、放課後児童クラブにおいての障がい児や特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに各種の子育て支援事業との連携を図ります。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
154	障がい児保育	集団保育が可能で日々通所できる障がい児の保育事業を行います。	実施	継続実施	こども課
155	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)での受け入れ	小学校に通う特別な支援が必要な児童についてスムーズに受け入れができるように、指導員の研修参加を促進したり、家庭児童相談員による助言・訪問を行います。	実施	継続実施	こども課

◎ 基本目標 7 子どもの未来を応援する取り組みの推進

(子どもの貧困対策に関する計画)

子どもの貧困は、経済的な困窮だけでなく、子どもの学習意欲の低下や生活習慣への影響、自己肯定感の欠如など、子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼすことから、すべての子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭への支援の充実を図ります。

子どもの現在と将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備を行うとともに、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援など、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

(1) 子どもの教育の支援

家庭の経済状況に関わらず、すべての子どもたちが教育を受けられるように、就学の援助、学習の支援、その他困窮状況にある子どもたちへの支援などの教育の支援を行います。

指標	数値目標	
	現状 (H30年度)	目標 (R6年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	該当無し	該当無し
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	該当無し	該当無し
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	該当無し	該当無し
生活保護世帯に属する子どもの就職率	該当無し	該当無し
ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・認定こども園・幼稚園)	100.0%	100.0%
ひとり親家庭の子どもの高等学校等進学率	95.2%	100.0%
スクールソーシャルワーカーの配置人数	2人	維持
スクールカウンセラーの配置校数	小学校 8校 中学校 4校	維持
就学援助制度に関する周知状況	小学生の保護者 23.1% 中学生の保護者 33.7% (H28 子育て家庭アンケート調査結果より)	小学生の保護者 増加 中学生の保護者 増加

① 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

貧困の連鎖を防ぐため、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校を窓口として福祉関係機関と連携します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
156	教育相談の実施	教育相談体制の充実を図り、問題を抱える子ども等にかかわる教育相談を実施します。	実施	継続実施	教育センター

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
157	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの活用	いじめや不登校などの未然防止や早期解決に取り組むため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し、児童生徒支援体制の充実を図ります。また、学校と関係機関が連携し、児童虐待等の早期発見・早期対応のための切れ目のない支援に努めます。	SSW SC 小・中学校 全校配置	継続 実施	教育総務課

② 地域による学習支援

地域全体で家庭教育を支える支援体制の整備、地域による学習支援などを通じて、総合的に支援します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
158	★生活困窮世帯の学習支援	均等な学習の機会を得るため、生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援員の指導による無料で利用できる学習支援の場を提供します。	46回 延参加人数 344人	継続 実施	社会福祉課
159	ひとり親家庭の学習支援	均等な学習の機会を得るため、ひとり親家庭の子どもを対象に、学習塾において無料で利用できる学習支援の場を提供します。	48回 延参加人数 197人	継続 実施	こども課
160	地域ボランティア等による学習支援	地域全体で子どもの一日を通じた教育活動を支えるため、地域住民等のボランティアによる学習支援活動を推進するとともに、放課後や土日等の休日において、居場所づくりなどの体制づくりに努めます。	実施	継続 実施	生涯学習・ スポーツ課 こども課

③ 就学支援の充実

家庭の経済状況に関わらず、すべての子どもたちが教育を受けられるように、就学の援助を行います。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
161	要保護・準要保護児童生徒への就学援助	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学校給食費や学用品費等の必要な費用の援助を行います。	小学生 211人 中学生 130人	継続 実施	教育総務課

(2) 子育て世帯への生活の支援

社会的に孤立することなく、身体的、精神的に自立した生活を送るため、生活に関する相談事業の充実や地域社会と交流する機会を確保するなど、子どもやその保護者の生活に関する支援を行います。また、一人一人の状況を受け止め、問題や悩みを解決するため、家庭や地域の中で孤立しないように、必要な支援を行うとともに、地域と連携して見守り活動に取り組みます。

指標	数値目標	
	現状 (H30年度)	目標 (R6年度)
ひとり親家庭の保護者で、頼れる人(気軽に相談できる相手)がいないと答えた人の割合	未就学児の保護者 11.1% 小学生の保護者 22.2% (H30 子育て支援ニーズ調査結果より)	減少 減少

① 保護者の自立支援

保護者の自立支援のために、相談事業の充実や情報提供を図ります。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
162	生活困窮者自立支援事業(ほっとなみ相談支援センター)の実施	生活保護には至らない生活に困窮している世帯へ、世帯の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成し、家計再建に向けたきめ細やかな相談・支援や、就労に向けた支援を行います。	17件	継続実施	社会福祉課
163	生活保護による支援	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行います。	1件	継続実施	社会福祉課

② 生活困窮世帯等の子どもの居場所づくりに関する支援

子どもの成育環境や保育・教育条件の整備、地域力を生かした居場所づくりを推進します。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
164	地域ボランティア等による見守り支援	子どもや高齢者などの地域の住民が世代を超えて、身近に集い交流ができる場を確保し、地域の大人による学習支援等を通じて、地域全体で子どもを見守り支える取組を支援します。	実施	継続実施	生涯学習・スポーツ課 こども課
165	放課後児童クラブ等の実施	放課後児童クラブや放課後児童教室等での発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。	実施	継続実施	こども課
166	★子ども食堂の取り組みへの支援	民間団体が行う地域の子どもへの食事及び交流の場を提供する取り組みに対して支援します。	未実施	実施	社会福祉課 こども課

③ 子ども・若者の自立支援

社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対して、自立した生活をいけるよう就労や学び直し、社会参加を支援する環境づくりを図ります。また、貧困の連鎖を防止するために、子どもに労働に対する意識を持たせ、就業相談などの就労支援に取り組みます。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
167	★若者の自立・就労支援	ニート・ひきこもり、不登校等の子ども・若者への円滑な支援体制を整備します。	未実施	実施	社会福祉課 こども課
168	就業相談体制の整備	ひとり親家庭の子どもが、より良い就業により、安定した生活が送れるよう、就業相談や情報提供等に努めます。	実施	継続実施	こども課 商工観光課

(3) 保護者の就労自立支援

安定した収入を得るため、就労に関する支援を行います。また、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、資格取得に向けた助成や就業に関する相談、情報提供を行います。

指標	数値目標	
	現状 (H30年度)	目標 (R6年度)
ひとり親家庭の親の就業率	母子 95.4% 父子 100.0%	母子 100.0% 父子 100.0%

① 就労相談と情報提供

困窮世帯の生活を安定させるために、離職者等に対する就業相談などに関する情報提供を行います。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
169	生活困窮者自立支援事業(ほっとなみ相談支援センター)の実施(再掲)	生活保護には至らない生活に困窮している世帯へ、世帯の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成し、家計再建に向けたきめ細やかな相談・支援や、就労に向けた支援を行います。	17件	継続実施	社会福祉課
170	母子・父子自立支援員による支援	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の生活と自立を図るための相談支援やひとり親家庭同士の情報交換と交流を深めます。	実施	継続実施	こども課

② 資格取得等に対する支援

ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワークと連携した就労機会の確保を図ります。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
171	高等職業訓練促進給付金の支給	看護師・保育士など経済的自立に効果的な資格取得のため、1年以上養成機関で修業される方に対して生活費を助成します。	17件	継続実施	こども課

(4) 子育て世帯への経済的支援

子どものいる世帯の経済的な負担を軽減するため、生活保護や手当の支給、医療費助成などの事業を行い、生活の安定と子どもの健全育成を図ります。

また、経済的支援に関する既存の支援制度の周知を徹底し、必要とする方に支援が届くように情報提供に努めます。

指標	数値目標	
	現状（H30年度）	目標（R6年度）
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合	67.2%	減少

① 生活を支える手当等による支援

貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、法律等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。また、経済的支援に関する既存の支援制度の周知を図るため、必要とする方に支援が届くように情報提供に努めます。

No.	事業	方向性	H30年度実績	R6年度目標	担当課
172	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進のため、手当を支給します。	338件	継続実施	こども課
173	ひとり親家庭等医療費助成（再掲）	ひとり親家庭等で18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護または養育している方及び当該児童の医療保険適用分の医療費を助成します。	受給者数 860人	継続実施	こども課
174	奨学金制度等による経済的支援の充実	意欲と能力のある学生が経済的状况に関わらず大学等への就学の機会を得られるよう、奨学金制度による経済的支援を行います。	31件	継続実施	教育総務課
175	要保護・準要保護児童生徒への就学援助（再掲）	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学校給食費や学用品費等の必要な費用の援助を行います。	小学生 211人 中学生 130人	継続実施	教育総務課
176	母子父子寡婦福祉資金等の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立を援助するための資金を貸付します。	2件	継続実施	こども課
177	養育費の確保に関する相談支援	養育費の支払が適切に行われるよう、弁護士等の関係専門機関を紹介するなど、母子・父子自立支援員が相談支援を行います。	実施	継続実施	こども課
178	子育てサポート事業利用料の助成	ひとり親家庭の保護者の経済的自立を援助するため、放課後児童クラブ事業とファミリー・サポート・センター事業の利用料を助成します。	放課後 26件 ファミサポ 1件	継続実施	こども課

2 放課後児童に係る事業の推進（放課後子ども総合プラン）

共働き家庭において、子どもが保育所等から小学校に進学する際、預けられる時間が短くなることにより、直面する社会的な問題を、「小1の壁」といいます。

子どもについては、家において一人で過ごす時間が増え、安全面や精神面での影響が懸念されています。また、両親（特に母親）については、子どもの小学校入学を機に働き方の変更を迫られるケースが多く見られます。

そのため、安全・安心な放課後等の居場所の確保については、全国的に早急な整備が求められている現状です。

国においては、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、文部科学省と厚生労働省が協力し、共働き家庭等の「小1の壁」の解消を図り、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う事業（放課後子ども教室）の計画的な整備を進めることとしています。

また、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、市町村においても、全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備が求められています。

本市では、以上のことを踏まえ、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の一体型・連携型の整備を推進するため、次のとおり整備方針を定めます。

市が取り組むべき事項	砺波市の方針
(1) 放課後児童クラブ事業の令和6年度に達成されるべき目標事業量	放課後児童クラブについては、令和元年度現在、市内8小学校で実施しており、令和6年度では計540名の利用を見込んでいます。
(2) 一体型の放課後児童クラブ事業及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量	一体型については、令和元年度現在、市内3小学校で実施しており、その結果を十分検証し、令和2年度以降は週1回以上実施し、引き続き、現状の事業量を維持していきます。
(3) 放課後子ども教室の令和6年度までの整備計画	放課後子ども教室については、地域の実情や各実施主体の意向を把握し、適宜、事業量の見直しを行っていきます。
(4) 放課後児童クラブ事業及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	一体型として実施している放課後子ども教室については、企画段階から、放課後児童クラブ支援員とコーディネーター等がプログラムの内容や実施日等について、学校関係も含め検討できるよう、打合せの場を設けます。また、連携型として実施している教室についても、可能な限り連携が図れるよう検討していきます。
(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ事業及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	小学校の余裕教室等の活用については、放課後の児童の安全で安心できる居場所づくりとして、必要に応じて、学校関係部署と連携しながら、学校施設の積極的な利用促進について協力を依頼していきます。また、放課後子ども教室の実施にあたり、学校との連携を図り、グラウンドや体育館の一時利用を促進していきます。
(6) 放課後児童クラブ事業及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	生涯学習・スポーツ課、教育総務課及びこども課において定期的に情報の交換等を行う場を設け、積極的に両事業の現状や課題などの把握に努めます。
(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	特別な配慮を要する子どもたちのサポート役の配置により、放課後子ども教室で提供している多様な体験プログラムに特別な配慮を要する子どもたちの参加を促進します。
(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブ事業の開所時間の延長に係る取組	利用者の多様なニーズに対応するために、開所時間の延長やそれに伴う指導員の確保について検討します。

第5章 教育・保育、地域子ども・ 子育て支援事業の提供

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画において、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。

「地域の子どもは地域で育てる」「幼児期から小学生期までのつながりを重視する」という考えに基づき、きめ細やかな事業の提供を推進するため、本計画においては第1期計画と同様、小学校区を単位として、教育・保育提供区域を設定するものとします。なお、地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとに小学校区もしくは市全域のいずれかを、実情に応じて区域設定するものとします。



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 対象事業

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きや計算ワークシートに従い、保護者に対するニーズ調査の結果から、就労状況や希望等を踏まえた潜在的な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

本計画で量の見込みを算出する事業は、以下のとおりです。

【 教育・保育 】

認定区分	対象事業		対象家庭	対象年齢
1号認定	教育	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)	専業主婦(夫)家庭 両親就労短時間家庭	3～5歳
2号認定	保育	幼稚園	両親就労家庭(幼稚園利用希望)	
		保育所 認定こども園(保育所部分)	ひとり親家庭 両親就労家庭	
3号認定	保育	保育所 認定こども園(保育所部分) 地域型保育事業		0～2歳

【 地域子ども・子育て支援事業 】

対象事業	対象家庭	対象年齢	
(1) 利用者支援に関する事業	全ての家庭	0～5歳、 1～6年生	
(2) 時間外保育事業(延長保育事業)	ひとり親家庭、両親就労家庭	0～5歳	
(3) 放課後児童クラブ	ひとり親家庭、両親就労家庭	1～6年生	
(4) 子育て短期支援事業	全ての家庭	0～18歳	
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭	—	
(6) 養育支援訪問事業その他支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	養育支援訪問等を必要とする家庭	—	
(7) 地域子育て支援拠点事業	全ての家庭	0～2歳	
(8) 一時預かり事業	(幼稚園におけるもの)	在園児の全ての家庭	3～5歳
	(保育所等におけるもの)	全ての家庭	0～5歳
(9) 病児・病後児保育事業	ひとり親家庭、両親就労家庭	0～5歳 1～6年生	
(10) ファミリー・サポート・センター事業	全ての家庭	0～5歳、 1～6年生	
(11) 妊婦健康診査事業	全ての妊婦	—	
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費負担の軽減を必要とする家庭	—	
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	事業者	—	

(2) 子どもの推計人口

計画期間中の児童数について、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの子どもの各年齢毎の人口推計は下表のとおりとなっています。

■各年齢毎人口推計

(単位：人)

年齢	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0歳	290	287	282	278	274
1歳	300	298	296	290	285
2歳	342	303	298	295	288
3歳	335	344	301	300	296
4歳	375	336	343	304	301
5歳	370	377	337	348	305
6歳	398	371	378	339	349
7歳	400	399	370	377	339
8歳	426	400	398	371	379
9歳	438	429	401	399	373
10歳	412	439	429	402	401
11歳	448	415	442	432	405
合計	4,534	4,398	4,275	4,135	3,995

年齢		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
未 就 学 児	0歳	290	287	282	278	274
	1・2歳	642	601	594	585	573
	3～5歳	1,080	1,057	981	952	902
	未就学児計	2,012	1,945	1,857	1,815	1,749
小 学 生	6～8歳	1,224	1,170	1,146	1,087	1,067
	9～11歳	1,298	1,283	1,272	1,233	1,179
	小学生計	2,522	2,453	2,418	2,320	2,246

3 教育・保育の量の見込みと確保の方策

(1) 認定区分

計画期間において、認定区分に基づいて教育・保育の量の見込みを設定するとともに、その確保方策と実施時期を事業計画として定め、事業を推進していきます。

■認定区分

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能施設
1号認定	3～5歳	なし（幼児期の学校教育のみ）	幼稚園 認定こども園
2号認定	3～5歳	あり（幼稚園の利用希望が強い）	幼稚園 認定こども園
		あり（上記以外）	保育所 認定こども園
3号認定	0歳	あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業
	1・2歳	あり	

「保育の必要性」の事由（子ども・子育て支援法施行規則第1条の5）

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ①就労していること
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間等基本的に全ての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
 - ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む
- ②妊娠中又は出産後間がないこと
- ③保護者が疾病、障がい等を有していること
- ④同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護等
 - ・同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤災害復旧に当たっていること
- ⑥求職活動を継続的に行っていること
 - ・起業準備を含む
- ⑦就学していること
 - ・学校に在学・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧虐待やDVが行われている又はそのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(2) 教育・保育の量の見込み【区域：小学校区】

ア 1号認定及び2号認定（3歳以上 幼稚園又は認定こども園利用）

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出町	1号	18	19	18	18	17
	2号	0	0	0	0	0
	計	18	19	18	18	17
	確保の方策	83	85	85	85	85
庄南	1号	20	21	20	19	18
	2号	30	32	31	29	27
	計	50	53	51	48	45
	確保の方策	30	30	30	30	30
砺波東部	1号	22	20	18	17	17
	2号	99	88	80	76	75
	計	121	108	98	93	92
	確保の方策	15	15	15	15	15
砺波南部	1号	7	7	6	6	6
	2号	4	4	4	4	3
	計	11	11	10	10	9
	確保の方策	30	30	30	30	30
砺波北部	1号	29	28	26	25	25
	2号	90	87	81	78	75
	計	119	115	107	103	100
	確保の方策	100	100	100	100	100
庄東	1号	12	11	10	9	9
	2号	6	5	5	4	5
	計	18	16	15	13	14
	確保の方策	90	90	90	90	90
鷹栖	1号	0	0	0	0	0
	2号	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
	確保の方策	0	0	15	15	15
庄川	1号	3	3	3	3	3
	2号	0	0	0	0	0
	計	3	3	3	3	3
	確保の方策	0	0	0	0	10
合計	1号	111	109	101	97	95
	2号	229	216	201	191	185
	計	340	325	302	288	280
	確保の方策	348	350	365	365	375

【確保の内容】

- ・令和2年度から私立2保育所を幼保連携型認定こども園に移行します。
- ・令和3年度に向けて、砺波北部小学校区の市立幼稚園を同じ校区の市立認定こども園へ統合します。
- ・令和3年度に出町小学校区において私立の幼稚園型認定こども園が幼保連携型認定こども園に移行します。
- ・令和4年度に向けて、鷹栖小学校区の市立保育所の改築及び認定こども園化、庄東小学校区の市立幼稚園及び私立保育所の統合整備を進めます。
- ・令和6年度までに、庄川小学校区の市立4保育所について認定こども園としての統合整備を進めます。

今後とも、地域の意向を確認しながら、小学校区ごとに民営化を含めた教育・保育施設の整備を検討します。また、認定こども園への移行については、事業主体の意向を尊重し、支援していきます。

イ 2号認定（認定こども園及び保育所）

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出町	量の見込み	160	161	157	152	147
	確保の方策	217	231	231	231	231
庄南	量の見込み	36	37	36	33	31
	確保の方策	75	75	75	75	75
砺波東部	量の見込み	193	173	157	148	146
	確保の方策	320	320	320	320	320
砺波南部	量の見込み	85	84	76	76	70
	確保の方策	93	93	93	93	93
砺波北部	量の見込み	110	106	99	96	92
	確保の方策	145	145	145	145	145
庄東	量の見込み	48	42	39	35	36
	確保の方策	50	50	50	50	50
鷹栖	量の見込み	59	74	72	72	57
	確保の方策	98	98	83	83	83
庄川	量の見込み	80	77	68	69	64
	確保の方策	193	193	193	193	183
合計	量の見込み	771	754	704	681	643
	確保の方策	1,191	1,205	1,190	1,190	1,180

【確保の内容】

- ・令和3年度に出町小学校区において私立の幼稚園型認定こども園が幼保連携型認定こども園に移行します。（14人増）
- ・令和4年度に向けて、鷹栖小学校区の市立保育所について認定こども園としての改築整備を進めます。（15人が1号認定へ）
- ・令和6年度までに、庄川小学校区の市立4保育所について認定こども園としての統合整備を進めます。（10人が1号認定へ）

今後とも、地域の意向を確認しながら、小学校区ごとに民営化を含めた教育・保育施設の整備を検討します。また、認定こども園への移行については、事業主体の意向を尊重し、支援していきます。

ウ 3号認定(0歳児)

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出町	量の見込み	30	30	30	30	31
	確保の方策	28	31	31	31	31
庄南	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保の方策	12	12	12	12	12
砺波東部	量の見込み	28	28	27	27	26
	確保の方策	38	38	38	38	38
砺波南部	量の見込み	12	12	12	11	11
	確保の方策	18	18	18	18	18
砺波北部	量の見込み	25	25	25	25	24
	確保の方策	12	12	12	12	12
庄東	量の見込み	12	11	11	10	10
	確保の方策	4	4	4	4	4
鷹栖	量の見込み	8	8	8	8	8
	確保の方策	9	9	9	9	9
庄川	量の見込み	14	13	12	12	12
	確保の方策	15	15	15	15	15
合計	量の見込み	134	132	130	128	127
	確保の方策	136	139	139	139	139

【確保の内容】 ・令和3年度に出町小学校区において私立の幼稚園型認定こども園が幼保連携型認定こども園に移行します。(3人増)

今後とも、地域の意向を確認しながら、小学校区ごとに民営化を含めた教育・保育施設の整備を検討します。また、認定こども園への移行については、事業主体の意向を尊重し、支援していきます。

エ 3号認定(1・2歳児)

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出町	量の見込み	110	104	105	105	106
	確保の方策	117	140	140	140	140
庄南	量の見込み	46	42	42	41	40
	確保の方策	48	48	48	48	48
砺波東部	量の見込み	101	100	98	96	93
	確保の方策	111	111	111	111	111
砺波南部	量の見込み	43	38	38	37	36
	確保の方策	54	54	54	54	54
砺波北部	量の見込み	102	97	96	96	96
	確保の方策	68	68	68	68	68
庄東	量の見込み	21	22	21	21	20
	確保の方策	26	26	26	26	26
鷹栖	量の見込み	42	31	30	28	27
	確保の方策	33	33	33	33	33
庄川	量の見込み	46	42	41	39	38
	確保の方策	72	72	72	72	72
合計	量の見込み	511	476	471	463	456
	確保の方策	529	552	552	552	552

【確保の内容】

- ・令和3年度に出町小学校区において私立の幼稚園型認定こども園が幼保連携型認定こども園に移行します。(23人増)

今後とも、地域の意向を確認しながら、小学校区ごとに民営化を含めた教育・保育施設の整備を検討します。また、認定こども園への移行については、事業主体の意向を尊重し、支援していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

(1) 利用者支援に関する事業【区域：市全域】

子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施するなど、利用者に対する支援を行います。

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1

【確保の内容】 利用者支援(特定型)を市役所窓口において実施しています。

(2) 時間外保育事業(延長保育事業)【区域：小学校区】

保育認定を受けた子どもが、通常の利用日及び、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園や保育所等で保育を実施します。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
出町	量の見込み	120	117	117	117	114
	確保の方策	377	417	417	417	417
庄南	量の見込み	21	21	21	21	21
	確保の方策	135	135	135	135	135
砺波東部	量の見込み	27	27	24	24	24
	確保の方策	490	490	490	490	490
砺波南部	量の見込み	45	42	39	39	39
	確保の方策	165	165	165	165	165
砺波北部	量の見込み	81	78	75	75	72
	確保の方策	225	225	225	225	225
庄東	量の見込み	12	9	9	9	9
	確保の方策	80	80	80	80	80
鷹栖	量の見込み	45	45	45	42	36
	確保の方策	140	140	125	125	125
庄川	量の見込み	42	39	36	36	33
	確保の方策	280	280	280	280	270
合計	量の見込み	393	378	366	363	348
	確保の方策	1,892	1,932	1,917	1,917	1,907

【確保の内容】 令和3年度に40人増、令和4年度に15人減、令和6年度に10人減を見込みます。

地域の意向を確認しながら、小学校区ごとに保育所機能・幼稚園機能を有する施設の整備を検討します。保育所機能を有する施設の整備の際には、延長保育の実施について検討します。

(3) 放課後児童クラブ【区域：小学校区】

授業の終了後や春休み、夏休み及び冬休み期間中に、保護者が労働等により家庭で児童をみるのが困難な場合に児童を預かる事業です。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出町	1年生	24	22	22	22	23
	2年生	25	24	22	21	22
	3年生	21	20	19	18	17
	4年生	13	16	15	15	13
	5年生	3	3	4	3	3
	6年生	3	3	3	4	3
	小計	91	89	85	83	82
	確保の方策	64	104	104	104	104
庄南	1年生	17	13	14	15	15
	2年生	14	17	13	14	15
	3年生	14	14	18	13	15
	4年生	5	4	4	5	4
	5年生	4	6	4	4	5
	6年生	5	4	6	4	4
	小計	59	57	58	56	58
	確保の方策	60	60	60	60	60
砺波東部	1年生	34	33	31	28	24
	2年生	37	34	33	30	27
	3年生	43	36	34	32	30
	4年生	5	5	5	4	4
	5年生	6	6	6	5	5
	6年生	6	6	6	6	5
	小計	131	121	114	106	95
	確保の方策	143	143	143	143	143
砺波南部	1年生	17	18	18	13	17
	2年生	22	17	18	18	13
	3年生	16	22	17	18	18
	4年生	4	3	4	3	4
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	2	2	2	2	2
	小計	63	63	61	56	56
	確保の方策	80	80	80	80	80
砺波北部	1年生	35	39	40	35	35
	2年生	32	35	39	40	35
	3年生	32	32	35	39	40
	4年生	17	18	19	20	23
	5年生	6	6	6	7	7
	6年生	8	6	6	7	7
	小計	129	136	145	147	146
	確保の方策	164	164	164	164	164

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
庄東	1年生	11	9	9	9	6
	2年生	12	11	10	9	9
	3年生	14	10	9	8	7
	4年生	6	7	5	4	4
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	1	1	1	1	1
	小計	45	39	35	32	28
	確保の方策	46	46	46	46	46
鷹栖	1年生	14	9	11	10	17
	2年生	12	14	9	11	10
	3年生	12	12	14	9	11
	4年生	11	9	9	11	7
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	1	1	1	1	1
	小計	51	46	46	44	48
	確保の方策	69	69	69	69	69
庄川	1年生	9	7	9	5	7
	2年生	9	9	8	9	6
	3年生	10	9	9	8	9
	4年生	9	8	6	7	5
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	小計	37	33	31	29	26
	確保の方策	47	47	47	47	47
合計	1年生	161	151	153	138	143
	2年生	162	161	150	153	138
	3年生	162	154	154	144	147
	4年生	72	71	67	70	63
	5年生	23	25	24	23	24
	6年生	26	24	25	24	24
	小計	606	586	574	553	540
	確保の方策	673	713	713	713	713

- 【確保の内容】** 各小学校区に1か所以上の放課後児童クラブがあります。
出町小学校区の児童数の推移を踏まえ、令和3年度以降に1クラブ増設します。
また、放課後児童クラブの整備だけでなく、多角的な視点から児童の放課後等の居場所づくりを推進します。

(4) 子育て短期支援事業【区域：市全域】

保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10	10	10	9	9
確保の方策	190	190	190	190	190

【確保の内容】 県内施設による対応

県内でも対応できる施設が限られており、必要に応じて児童相談所を通じた確保を行います。

養育が困難な保護者が増えてきており、児童を一時的に預かり養育を行うための必要な事業であり、市内外において保護できる場所を検討していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業【区域：市全域】

健康センターの保健師、助産師等が「こんにちは赤ちゃん訪問」として生後4カ月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供や相談と、養育環境の把握を行います。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	290	287	282	278	274
確保の方策	290	287	282	278	274

【確保の内容】 健康センターの保健師、助産師等による訪問を継続していきます。

引き続き、保健師や看護師により「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として現在の体制で実施していきます。

(6) 養育支援訪問事業その他支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

【区域：市全域】

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭等で、養育支援が必要な家庭を対象に、家庭児童相談員が保護者の育児、家事等の能力を向上させるため、相談や育児・家事支援を行います。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	14	14	14	13	13
確保の方策	14	14	14	13	13

【確保の内容】 健康センター及び家庭児童相談員との連携を図り、養育支援を継続していきます。

対象家庭の把握に努めるとともに、育児の不安等を丁寧に聞き取り、引き続き、児童虐待の未然防止を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業【区域：小学校区】

子育て家庭に対して育児不安等についての相談・助言を行い、子育てに関する情報を収集し提供するとともに、子育てサークル等への支援を行う、子育て支援センターを市内8か所に設けています。

(単位：人回)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出町	量の見込み	995	962	968	971	977
	確保の方策	800	800	800	800	800
庄南	量の見込み	351	327	324	321	314
	確保の方策	500	500	500	500	500
砺波東部	量の見込み	666	657	641	625	606
	確保の方策	500	500	500	500	500
砺波南部	量の見込み	418	380	374	367	359
	確保の方策	400	400	400	400	400
砺波北部	量の見込み	539	519	518	516	515
	確保の方策	600	600	600	600	600
庄東	量の見込み	207	212	206	199	192
	確保の方策	400	400	400	400	400
鷹栖	量の見込み	123	96	93	89	86
	確保の方策	0	0	300	300	300
庄川	量の見込み	311	291	281	271	262
	確保の方策	400	400	400	400	400
合計	量の見込み	3,610	3,444	3,405	3,359	3,311
	確保の方策	3,600	3,600	3,900	3,900	3,900

※人回：月間の子どもの利用人数×利用回数

【確保の内容】 市内に8か所の子育て支援センターを設置しています。

引き続き、8か所の子育て支援センターにおいて、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施していきます。

また、令和4年度に向けて、鷹栖小学校区に子育て支援センターの設置を検討していきます。

(8) 一時預かり事業【区域：小学校区】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間において、保育所及びその他の場所で、一時的に預かる事業。現在、幼稚園や認定こども園で行われている通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の希望等に基づき行われている預かり保育についても、一時預かり事業に含まれます。

<幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)> (単位：人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出町	預かり保育	56	54	50	48	47
	2号	5,773	5,172	4,706	4,423	4,365
	計	5,829	5,226	4,756	4,471	4,412
	確保の方策	17,520	18,000	18,000	18,000	18,000
庄南	預かり保育	34	33	30	29	28
	2号	7,624	8,018	7,661	7,156	6,695
	計	7,658	8,051	7,691	7,185	6,723
	確保の方策	6,240	6,240	6,240	6,240	6,240
砺波東部	預かり保育	6	6	6	6	5
	2号	3,848	3,448	3,137	2,948	2,910
	計	3,854	3,454	3,143	2,954	2,915
	確保の方策	0	0	0	0	0
砺波南部	預かり保育	50	47	44	43	41
	2号	9,621	8,619	7,844	7,371	7,274
	計	9,671	8,666	7,888	7,414	7,315
	確保の方策	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840
砺波北部	預かり保育	79	77	72	69	67
	2号	15,768	15,190	14,109	13,634	13,151
	計	15,847	15,267	14,181	13,703	13,218
	確保の方策	12,960	12,960	12,960	12,960	12,960
庄東	預かり保育	4	3	3	3	3
	2号	761	672	618	561	577
	計	765	675	621	564	580
	確保の方策	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
鷹栖	預かり保育	0	0	0	0	0
	2号	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
	確保の方策	0	0	3,600	3,600	3,600
庄川	預かり保育	0	0	0	0	0
	2号	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
	確保の方策	0	0	0	0	2,400
合計	預かり保育	229	220	205	198	191
	2号	43,395	41,119	38,075	36,093	34,972
	計	43,624	41,339	38,280	36,291	35,163
	確保の方策	44,160	44,640	48,240	48,240	50,640

※人日：年間の利用人数×利用日数

【確保の内容】 各幼稚園及び認定こども園

今後、保護者のニーズの増大が見込まれる場合には、近隣小学校区での対応も含め、受け入れ体制について検討します。

<幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外> （単位：人日）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出町	量の見込み	955	940	934	920	907
	確保の方策	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
庄南	量の見込み	203	202	196	188	179
	確保の方策	720	720	720	720	720
砺波東部	量の見込み	1,249	1,171	1,103	1,056	1,033
	確保の方策	720	720	720	720	720
砺波南部	量の見込み	423	402	379	376	354
	確保の方策	720	720	720	720	720
砺波北部	量の見込み	1,464	1,411	1,355	1,329	1,303
	確保の方策	720	720	720	720	720
庄東	量の見込み	257	243	229	214	213
	確保の方策	720	720	720	720	720
鷹栖	量の見込み	108	110	106	105	90
	確保の方策	0	0	720	720	720
庄川	量の見込み	1,267	1,209	1,106	1,099	1,043
	確保の方策	0	0	0	0	720
合計	量の見込み	5,926	5,688	5,408	5,287	5,122
	確保の方策	5,040	5,040	5,760	5,760	6,480

※人日：年間の利用人数×利用日数

【確保の内容】 拠点となる認定こども園

今後、保護者のニーズの増大が見込まれる場合には、近隣小学校区での対応も含め、受け入れ体制について検討します。

(9) 病児・病後児保育事業【区域：市全域】

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合や病気回復期にある場合において、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行うとともに、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行います。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,082	2,977	2,869	2,800	2,724
確保の方策	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040

※人日：年間の利用人数×利用日数

【確保の内容】 私立認定こども園1（病後児保育）
私立認定こども園2（体調不良児対応）

(10) ファミリー・サポート・センター事業【区域：市全域】

仕事や家庭の都合で子育てを援助してほしい人（依頼会員）と子育てを援助したい人（協力会員）が登録する会員組織で、依頼会員から依頼を受け、協力会員が育児を援助する仲介を行います。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の方策	189	189	189	189	189

※人日：年間の利用人数×利用日数

【確保の内容】 事務局2

依頼会員と、協力会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実し、利用を促進していくとともに、今後も事業についての積極的な周知等、さらなる会員数増加に向けた取り組みを行います。

(11) 妊婦健康診査【区域：市全域】

妊婦一般健康診査として、妊婦に対して妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠期間中14回の妊婦健康診査の助成を行います。

(単位：回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,060	4,018	3,948	3,892	3,836
確保の方策	4,060	4,018	3,948	3,892	3,836

【確保の内容】 健康センターで妊婦健康診査受診票を発行し、関係機関との連携を図りながら、引き続き事業を実施していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【区域：市全域】

世帯の所得状況等を勘案して市が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具等必要な物品の購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業。

砺波市では未実施であり、国や県の動向、情勢等を見据えながら、今後検討していきます。

(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業【区域：市全域】

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業。

砺波市では未実施であり、国や県の動向、情勢等を見据えながら、今後検討していきます。

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、さらに乳幼児期の発達は連続性を有するものであることから、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要であり、その一体的提供に向けて、推進体制の確保を図ります。

(1) 認定こども園の設置等の推進

- ・ 小学校就学前の子どもに対する教育・保育を一体的に行う施設として、引き続き、認定こども園の設置を推進します。設置に際しては、子どもたちの発達を十分保障する環境づくりに着目し、「保育所等の適正な保育環境の基準」に基づき、地域ニーズを踏まえたうえで民間活力による整備を進めることとし、必要な支援を行います。

(2) 人材の確保及び育成

- ・ 教育・保育ニーズに十分対応するため、保育士や幼稚園教諭等の確保に努めます。
- ・ 質の高い教育・保育を提供するため、保育士や幼稚園教諭等の合同研修に対する支援を行うなど、資質の向上を目指します。

(3) 幼保小連携の推進

- ・ 幼稚園・認定こども園・保育所から小学校へ円滑に進学できるよう、合同行事や合同活動、交流活動を実施するなど、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校の連携を図ります。
- ・ 就学前の子どもの教育・保育の充実及び子育て支援の充実を図り、小1プロブレムの解消に努めます。

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画においては、関係課を中心として、行政、市民、関係団体等がお互いにそれぞれの役割を理解した上で、一体的に取り組むことが重要です。幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、関係者が連携するために必要なネットワークとして、必要に応じて、市民が委員として参加する会議等での意見も聴取し、関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで、子ども・子育て支援に対する環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

2 関係機関との連携強化

全ての家庭を対象として、子ども・子育て支援を総合的に行っていくためには、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

・教育・福祉・労働など多くの分野の所管課と連携を図り、お互いの施策について情報交換を行い、理解を深めるなど全庁的な連携に努め、各種施策を推進します。

・支援を必要とする子どもに関する情報等の実態把握に努めるとともに、児童相談所や福祉事務所、学校、警察等などの関係機関と連携して、地域における課題や必要な施策について検討し、地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援を推進します。

・子育て支援にかかわる住民組織やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、情報提供に努めるなど計画を円滑に推進します。

・広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの拡充など、地域による取組を支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

3 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、各年度において、進捗状況について点検及び評価を行います。その際、社会情勢の変化を踏まえながら、市民や事業者、子育て支援に関わる関係者等の意見や意向等を参考に、計画の効果的な推進に向けて適切な見直しを実施します。また、実施状況が見込み量を達成できていない事業においては、改善を図っていきます。

なお、計画に定める量の見込みが、実状に比べて大きく変動する場合は、計画の見直しも検討します。

資料編

資料編

1 砺波市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 24 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、砺波市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 子育て会議は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員その他子育て会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 9 条 子育て会議の庶務は、教育委員会こども課で行う。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 砺波市子ども・子育て会議委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属	
井上 五三男 (小幡 和日出)	砺波市地区自治振興会協議会	副会長
小田二 映芳	放課後児童クラブ	
金森 吉亨 (堀 等史)	保育所保護者会	
金平 正	砺波商工会議所	
川合 幸子	砺波市児童クラブ連合会	
小芝 隆	富山短期大学名誉教授	会 長
齋藤 幸恵	砺波市女性団体連絡協議会	
柴田 義和 (米山 智規)	砺波市P T A連絡協議会	
清水 道子	子育てボランティアグループ	
白江 勉 (山本 良一)	砺波市小学校長会	
高池 慶麿	民間保育所	
武田 幸一郎	連合富山砺波地域協議会	
中川 真澄美	公募委員	
林 紀世美	砺波市公民館連絡協議会	
前田 真孝	民間幼稚園	
本多 留美子	公募委員	
三門明 真一 (小倉 一洋)	幼稚園P T A連絡協議会	
山本 郁夫	砺波市学校保健会	
渡邊 千明	砺波市民生委員児童委員協議会	
渡邊 舞	子育て支援センター利用者	

※ () 内は前任委員

3 砺波市子ども・子育て支援計画策定まで

- 1 砺波市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査
平成30年12月15日～平成31年1月15日
砺波市内の未就学児、小学生をお持ちの世帯・保護者 2,000人対象
- 2 砺波市子ども・子育て会議開催状況

	日 時	協議内容
第1回	平成30年11月27日	○子ども・子育て支援に関するニーズ調査について ・調査の趣旨 ・調査概要 ・調査票(ニーズ調査項目) ・今後のスケジュール
第2回	令和元年5月28日	○砺波市子ども・子育て支援事業計画(第2期)(仮称)について ・計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画策定スケジュール ・計画の構成案 ・砺波市の子育てを取り巻く現状 ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果
第3回	令和元年11月27日	○砺波市子ども・子育て支援事業計画(第2期)素案について ・計画策定の背景、現況と課題 ・計画の構成と体系(骨子) ・計画(第2期)素案
第4回	令和2年1月24日	○砺波市子ども・子育て支援事業計画(第2期)案について

- 3 パブリックコメント
令和2年2月3日～令和2年3月2日

4 用語説明

用語	意味
子ども・子育て関連3法	<p>急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を勘案し、子どもやその保護者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、子ども・子育て支援新制度を施行するために制定及び改正した法律を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号） ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）
子育て安心プラン	<p>国として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保する。遅くとも平成32年度末（令和2年度末）までの3年間で全国の待機児童を解消させる。また、「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末（令和4年度末）までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備する。</p>
新・放課後子ども総合プラン	<p>全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める。</p> <p>（2019年度から）2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、女性の就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る。全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指す。</p>
幼児教育・保育の無償化	<p>令和元年10月に実施された消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代の負担軽減措置を図る少子化対策</p>
乳児	<p>児童福祉法において、一歳に満たない者を乳児と定めている。</p>
幼児	<p>児童福祉法において、満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者を幼児と定めている。</p>
未就学児	<p>小学校に入学する年齢に達していない子どものこと。</p>
合計特殊出生率	<p>人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。</p>

用語	意味
放課後児童クラブ	共働き家庭の小学生を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供するもので、放課後児童支援員（専任）を配置する。所管省庁は厚生労働省。
放課後子ども教室	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業で、地域の大人、退職教員等を安全管理員、学習アドバイザー等として配置する。所管省庁は文部科学省。
児童館	児童福祉法で定められている児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設。
子育て支援センター	子育て支援のための地域の拠点であり、子育て家庭に対して、育児不安等についての相談助言を行うとともに、子育てに関する情報提供や子育てサークルへの支援を行う。
育児休業制度	労働者は、事業主に申し出ることによって、原則として、子が1歳に達する日（誕生日の前日）まで養育するために、育児休業をすることができる。また、保育所等に入所できない等、1歳を超えても休業が特に必要と認められる場合は、事業主に申し出ることによって、子が1歳6か月に達する日まで育児休業をすることができる。さらに、平成29年10月の法律改正において、保育所等に入所できない等、1歳6か月を超えても休業が特に必要と認められる場合は、同様に事業主に申し出ることによって、子が2歳に達する日まで育児休業をすることができるようになった。
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
母子保健推進員	母親と子どもの健康を保持し、子育てを応援するため、市長から委嘱を受け、地域のサポーター役、パイプ役として活動している。
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行うもので、民生委員は児童委員を兼ねるものとなっている。
子育て世代包括支援センター	母子保健法上は、「母子健康包括支援センター」という。妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じるなど、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことによって、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。
子ども家庭総合支援拠点	平成28年度の児童福祉改正法により、市区町村は当該支援拠点の整備に努めなければならないことが規定された。ソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家族及び妊産婦等を対象に、福祉に関する支援業務などを行う。

砺波市子ども・子育て支援事業計画（第2期）

（令和2年度～令和6年度）

令和2年●月発行

発行 砺波市 教育委員会 こども課

〒939-1398 富山県砺波市栄町7番3号

電話(0763)33-1111

FAX(0763)33-6828